

世界文化遺産の保存・管理等に関する
実態調査

結果報告書

平成 28 年 1 月

総務省行政評価局

前 書 き

世界文化遺産は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号。以下「世界遺産条約」という。）に基づき、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization（UNESCO））世界遺産委員会の「世界遺産一覧表」に記載された記念工作物、建造物群及び遺跡を指し、これらを人類全体の遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することを目的としている。平成27年7月現在、全世界で802遺産が世界文化遺産として登録されており、そのうち、我が国では、「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」、「古都京都の文化財」など15遺産が登録されている。

我が国では、世界遺産条約を履行するための国内法制として、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、屋外広告物条例などの既存の法令や条例に基づき、国及び地方公共団体が各種規制や補助事業等を実施するとともに、地方公共団体が中心となった様々な取組により世界文化遺産の保存・管理が行われている。

また、世界文化遺産への登録は、テレビや書籍等の様々なメディアで大きく取り上げられることから、観光資源として地域活性化への効果も期待されており、地方公共団体、文化財所有者、関係団体等（以下「地方公共団体等」という。）では、観光客の誘致に向けた取組を行っている。

近年、世界文化遺産をめぐるのは、ユネスコ世界遺産委員会から、登録後の遺産の確実な保存・管理の担保が求められており、遺産の活用を図りながら、本来の目的である保存・管理を行っていくことが重要な課題となっている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、世界文化遺産の持続的な保存・管理及び活用を進める観点から、世界文化遺産に係る国、地方公共団体等の各種取組の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 実態調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 世界文化遺産の概要と現状等	2
(1) 世界文化遺産の概要等	7
(2) 我が国の世界文化遺産の保存・管理等の現状	23
2 世界文化遺産の保存・管理等の実施状況	
(1) 世界文化遺産に係る地方公共団体等の各種取組状況	56
(2) 世界文化遺産の適切な保存・管理の推進	
ア 文化財保護法に基づく保存・管理の推進	
(ア) 落書きによる重要文化財等のき損	75
(イ) 史跡等の無許可の現状変更等	83
イ 文化財保護法以外の法令等に基づく保存・管理の推進	
(ア) 自然公園法に基づく保存・管理の状況	93
(イ) 屋外広告物条例に基づく保存・管理の状況	98
ウ 来訪者の安全性又は利便性の確保	102
(3) 世界文化遺産の活用の効果に関する情報提供の推進	107

図 表 目 次

1 世界文化遺産の概要と現状等

図表 1-①	我が国の世界文化遺産一覧（平成 27 年 7 月現在）	4
図表 1-②	「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」についての世界遺産委員会からの 勧告・要請事項	5
図表 1-③	世界文化遺産への訪問者数の推移（登録前後の指数）	6

(1) 世界文化遺産の概要等

図表 1-(1)-①	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約第 7 号） <抜粋>	12
図表 1-(1)-②	世界遺産一覧表への登録プロセス（文化遺産）	16
図表 1-(1)-③-i	世界遺産条約履行のための作業指針（仮訳）<抜粋>－評価基準－	17
図表 1-(1)-③-ii	世界遺産条約履行のための作業指針（仮訳）<抜粋>－真正性、完全性－	18
図表 1-(1)-③-iii	世界遺産条約履行のための作業指針（仮訳）<抜粋>－保護管理体制－	19
図表 1-(1)-③-iv	構成資産と緩衝地帯の境界設定の例（姫路城）	20
図表 1-(1)-④	世界遺産の保護の取組の強化に係る関係規定	21

(2) 我が国の世界文化遺産の保存・管理等の現状

図表 1-(2)-①	我が国の世界文化遺産の概要	29
図表 1-(2)-②	世界遺産条約締結に係る国内立法措置（国会審議抜粋）	39
図表 1-(2)-③	我が国における世界文化遺産の法的保護の概念図	40
図表 1-(2)-④	文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）<抜粋>	41
図表 1-(2)-⑤	文化財保護法の規定（管理、修理等に関する補助）<抜粋>	42
図表 1-(2)-⑥	世界文化遺産における文化財保存事業費補助金の交付実績	43
図表 1-(2)-⑦	文化遺産を活かした地域活性化事業（平成 27 年度）の概要	44
図表 1-(2)-⑧	平成 26 年度「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」記載要領<抜粋>	45
図表 1-(2)-⑨	包括的保存管理計画の例（富岡製糸場と絹産業遺産群）	48
図表 1-(2)-⑩	管理計画（包括的保存管理計画）の策定状況	49
図表 1-(2)-⑪	世界文化遺産の管理体制	50
図表 1-(2)-⑫	世界遺産関係都道府県主管課長会議設置要綱（平成 11 年 4 月 1 日制定） <抜粋>	54
図表 1-(2)-⑬	「世界文化遺産」地域連携会議規約（平成 23 年 6 月 7 日制定） <抜粋>	55

2 世界文化遺産の保存・管理等の実施状況

(1) 世界文化遺産に係る地方公共団体等の各種取組状況

図表 2- (1) -① 地方公共団体がボランティアを効果的に活用して保存・管理の取組を実施している例	57
図表 2- (1) -② 保存・管理に係る事業の財源確保に寄附金や観光客からの協力金を活用している例	61
図表 2- (1) -③ 世界文化遺産登録後の観光客の増加により発生した課題に対策を講じている例	64
図表 2- (1) -④ 世界文化遺産を活用した取組により観光客の増加など地域活性化につながっている例（観光客と地域住民との交流や伝統の継承に活用しているもの）	67
図表 2- (1) -⑤ 世界文化遺産を活用した取組により観光客の増加など地域活性化につながっている例（見学方法を工夫し集客につなげているもの）	69
図表 2- (1) -⑥ 世界文化遺産を活用した取組により観光客の増加など地域活性化につながっている例（新たな情報発信の手法を積極的に取り入れているもの）	70
図表 2- (1) -⑦ 地方公共団体が行う教育により、伝統保存技術の新たな継承者の育成につながっていると考えられる例	72
図表 2- (1) -⑧ 地方公共団体がボランティア養成に積極的に関わることにより、広報活動などを行うボランティア活動が活性化している例	73

(2) 世界文化遺産の適切な保存・管理の推進

ア 文化財保護法に基づく保存・管理の推進

(ア) 落書きによる重要文化財等のき損

図表 2- (2) -ア- (ア) -① 重要文化財等に係るき損届についての規定	78
図表 2- (2) -ア- (ア) -② 落書きによる重要文化財等のき損事例（一覧表）	79
図表 2- (2) -ア- (ア) -②- i 落書きによる重要文化財等のき損の例（No. 6 の例）	80
図表 2- (2) -ア- (ア) -②- ii 落書きによる重要文化財等のき損の例（No. 13 の例）	81
図表 2- (2) -ア- (ア) -③ 「文化財の防犯体制の徹底について」（平成 27 年 4 月 8 日付け 27 庁財第 26 号）	82

(イ) 史跡等の無許可の現状変更等

図表 2- (2) -ア- (イ) -① 重要文化財の現状変更等の許可申請についての規定	85
図表 2- (2) -ア- (イ) -② 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請についての規定	87
図表 2- (2) -ア- (イ) -③ 「文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について（通知）」（平成 17 年 4 月 26 日付け 17 庁財第 33 号）〈抜粋〉	89
図表 2- (2) -ア- (イ) -④- i 史跡等の無許可の現状変更等の例	90
図表 2- (2) -ア- (イ) -④- ii 史跡等の無許可の現状変更等の例	91
図表 2- (2) -ア- (イ) -④- iii 史跡等の無許可の現状変更等の例	92

イ 文化財保護法以外の法令等に基づく保存・管理の推進

(ア) 自然公園法に基づく保存・管理の状況

図表 2-(2)-イ-(ア)-① 世界文化遺産の保存・管理に係る自然公園法の規定（特別地域における規制）	94
図表 2-(2)-イ-(ア)-② 自然公園法に違反して設置されている工作物等の事例（一覧表）	96
図表 2-(2)-イ-(ア)-③ 自然公園法に違反して設置されている工作物等の例（No. 1 の例）	97

(イ) 屋外広告物条例に基づく保存・管理の状況

図表 2-(2)-イ-(イ)-① 屋外広告物法の規定（条例による広告物の表示等の制限）	99
図表 2-(2)-イ-(イ)-② 屋外広告物条例に違反して設置されている屋外広告物の事例（一覧表）	100
図表 2-(2)-イ-(イ)-③ 屋外広告物条例に違反して設置されている屋外広告物の例（No. 1 の例）	101

ウ 来訪者の安全性又は利便性の確保

図表 2-(2)-ウ-① 来訪者の安全性又は利便性が損なわれている事例（一覧表）	103
図表 2-(2)-ウ-①-i 来訪者の安全性又は利便性が損なわれている例（No. 1 の例）	104
図表 2-(2)-ウ-①-ii 来訪者の安全性又は利便性が損なわれている例（No. 2 の例）	105
図表 2-(2)-ウ-①-iii 来訪者の安全性又は利便性が損なわれている例（No. 3 の例）	106

(3) 世界文化遺産の活用効果に関する情報提供の推進

図表 2-(3)-① 文化庁による文化遺産の活用方策に係る情報提供の実施状況	109
図表 2-(3)-② 事業実施計画書における効果指標の設定状況	110
図表 2-(3)-③ 地域活性化の取組に関する国からの積極的な情報提供についての地方公共団体の意見	111

第1 実態調査の目的等

1 目的

この調査は、世界文化遺産の持続的な保存・管理、活用を進める観点から、世界文化遺産に係る国、地方公共団体等の各種取組の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 調査対象機関

- | | |
|---------------|---|
| (1) 調査対象機関 | 宮内庁、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 |
| (2) 関連調査等対象機関 | 都道府県、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、関係団体等 |

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所

3局（中部、近畿、中国四国）

11事務所（岩手、栃木、山梨、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、島根）

4 実施時期

平成26年12月～28年1月

第 2 調査結果

1 世界文化遺産の概要と現状等

調査の結果	説明図表番号
<p>世界文化遺産は、文化遺産を人類全体のための世界の遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することを目的として、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約第 7 号。以下「世界遺産条約」という。）に基づき登録されたものであって、具体的には、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization（UNESCO））の世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載された記念工作物、建造物群及び遺跡を指す。</p> <p>世界文化遺産は、昭和 53 年（1978 年）にドイツの「アーヘンの大聖堂」など 8 件が登録されて以降、全世界で 802 遺産が登録されている（平成 27 年 7 月現在。自然遺産等を含めた世界遺産全体では 1,031 遺産が登録）。</p> <p>我が国においては、平成 5 年の「法隆寺地域の仏教建造物」及び「姫路城」の 2 件の登録以降、27 年 7 月の「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の登録まで、計 15 遺産が世界文化遺産に登録されている（そのほか、自然遺産 4 遺産が登録）。</p> <p>近年、世界文化遺産をめぐるのは、登録審査の厳格化などにより、各国における登録後の遺産の確実な保存・管理の担保が求められている。我が国においても、平成 25 年に世界文化遺産に登録された「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」について、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議、International Council on Monuments and Sites（ICOMOS））から年間約 30 万人に及ぶ登山者による資産への物理的な損傷及び富士山の神聖さに対する影響が指摘され、世界遺産委員会決議において、上方の登山道の収容力を研究し、その成果に基づき来訪者管理戦略を策定すること等について勧告・要請がなされた。このため、現在、山梨、静岡の両県や関係市町村等においては、当該勧告・要請に対応するための取組を進め、平成 26 年 12 月に開催された第 5 回富士山世界文化遺産協議会（注 1）において、資産の全体構想である「世界文化遺産富士山ヴィジョン」及び来訪者管理戦略を含む各種戦略を採択し、27 年 10 月に開催された第 7 回協議会において、これらを反映した「世界文化遺産富士山包括的保存管理計画」（注 2）の改定案が承認された（注 3、4）。</p> <p>（注）1 項目 1－(2)－オ「世界文化遺産の管理体制等」参照 2 項目 1－(2)－エ「管理計画の策定」参照 3 登山者数については、来訪者管理戦略において、「望ましい富士登山の在り方」の実現に向けて、登山道ごとの 1 日当たりの登山者数を含めた複数の指標と指標ごとの望ましい水準を設定し、来訪者管理の取組を行うこととされた。このため、平成 27 年から 3 年間、登山者動態調査や登山者アンケート等を実施し、30 年 7 月までに、山梨、静岡の両県に 4 つある登山道ごとに 1 日当たりの望ましい登山者数を定めることとしている。</p>	<p>図表 1－①</p> <p>図表 1－②</p>

調査の結果	説明図表番号
<p>4 ユネスコに対しては、取組の進展状況等を示した保全状況報告書を平成 28 年 2 月 1 日までに提出し、同年夏に開催される第 40 回世界遺産委員会で審査が行われることになっている。</p> <p>一方、世界文化遺産については、近年、テレビや書籍等の様々なメディアで大きく取り上げられ、遺産の保存・管理の目的だけではなく、観光資源として地域活性化への効果(注 5)も期待されている。このため、地方公共団体の中には、例えば、「石見銀山遺跡とその文化的景観」におけるスマートフォンの AR (拡張現実技術) 機能を活用した情報発信などのように、新たな手法による観光客の誘致に取り組んでいるものもみられた (詳細は項目 2(1) 参照)。</p> <p>(注 5) 平成 19 年登録の「石見銀山遺跡とその文化的景観」から 26 年登録の「富岡製糸場と絹産業遺産群」までの 4 世界文化遺産の観光客数の推移をみると、いずれも登録年には観光客数が増加している状況がみられる。また、登録年以降では、世界遺産ブームの落ち着き等に伴い観光客数は減少に転じているが、登録前と比較した場合の観光客数は増加している。</p> <p>このように、世界文化遺産については、地域活性化への活用を図りながら、本来の目的である保存・管理を行っていくことが重要な課題となっており、我が国では、国及び地方公共団体による各種規制や補助事業等の手段とともに、地方公共団体が中心となった様々な取組により、活用を図りながら保存・管理が行われている。例えば、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」においては、地方公共団体が観光客や登山者にボランティアで清掃活動への協力を依頼している例や、富士山五合目から山頂を目指す登山者に対して寄附を依頼し、トイレの新設・改修等の環境保全などの事業に係る財源を確保している例がみられる。また、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」においては、世界文化遺産の登録に伴う観光客数の増加により、集落内での観光車両による交通渋滞や有料駐車場の設置による景観問題などが発生したが、現在は集落内への車両の進入を制限し、改善が図られている (詳細は項目 2(1) 参照)。</p> <p>我が国の世界文化遺産については、これまで登録が抹消されたものや、保護が危ぶまれる遺産として危機にさらされている世界遺産一覧表 (以下「危機遺産リスト」という。) に記載されたものはなく、国や地方公共団体、文化財所有者、関係団体等 (以下「地方公共団体等」という。) による保存・管理等の取組はおおむね良好に行われているものと認められる。</p> <p>しかし、今回、一部の世界文化遺産においては、構成資産への落書きによるき損や、落石のおそれや倒木などによる来訪者の安全性が損なわれている状況など、不適切な実態もみられた (詳細は項目 2(2) 参照)。</p>	<p>図表 1－③</p>

図表 1-① 我が国の世界文化遺産一覧（平成 27 年 7 月現在）

世界文化遺産名	所在地	登録年
法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成 5 年
姫路城	兵庫県	平成 5 年
古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府、滋賀県	平成 6 年
白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	平成 7 年
原爆ドーム	広島県	平成 8 年
厳島神社	広島県	平成 8 年
古都奈良の文化財	奈良県	平成 10 年
日光の社寺	栃木県	平成 11 年
琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成 12 年
紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、 和歌山県	平成 16 年
石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成 19 年
平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－	岩手県	平成 23 年
富士山－信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	平成 25 年
富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成 26 年
明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 鹿児島県、山口県、 岩手県、静岡県	平成 27 年

（注）文化庁の資料に基づき当省が作成した。

図表 1-② 「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」についての世界遺産委員会からの勧告・要請事項

【我が国への勧告事項】

締約国が、以下の点につき、資産をひとつの統一体として、また文化的景観として、管理するための管理システムを実施可能な状態にするよう勧告し、

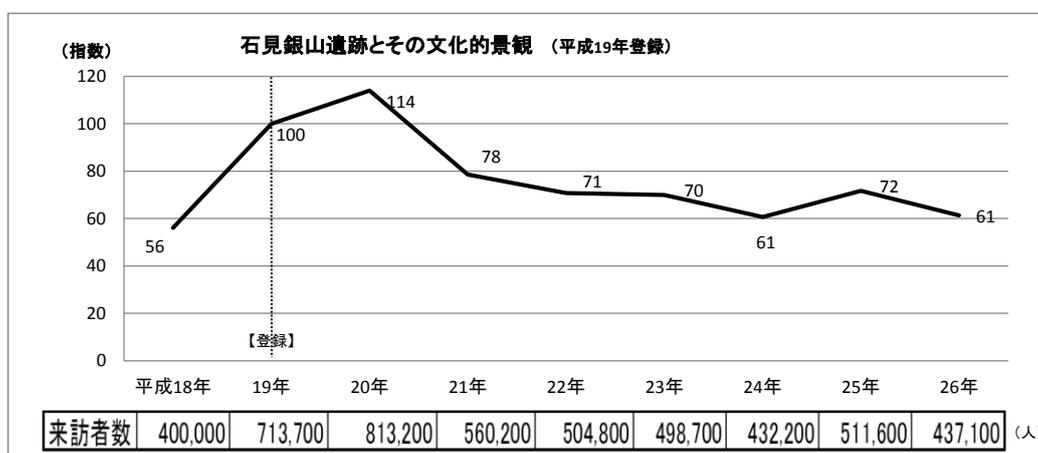
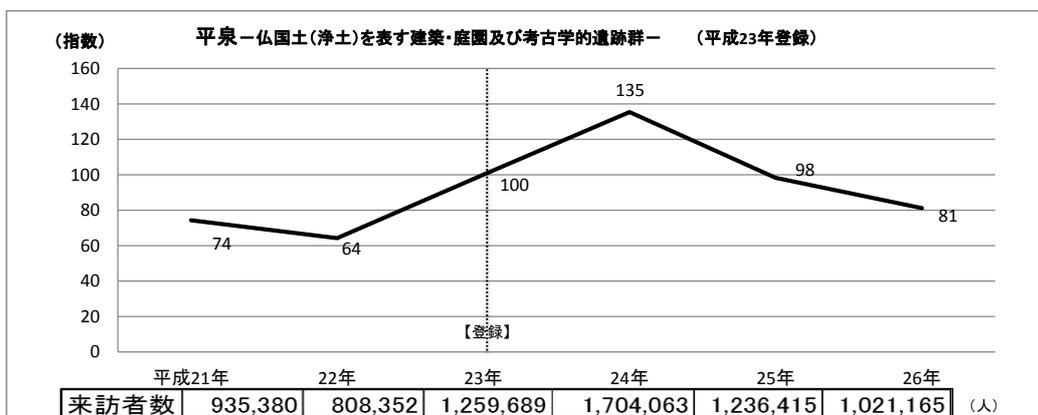
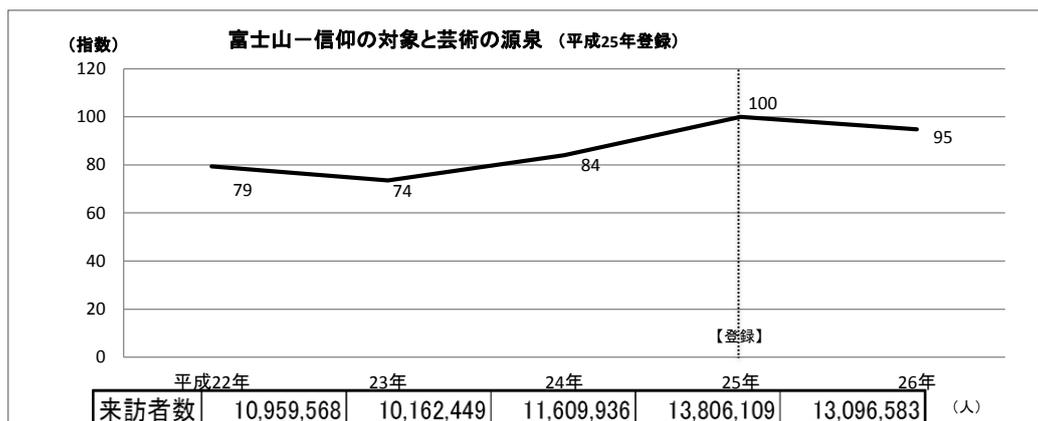
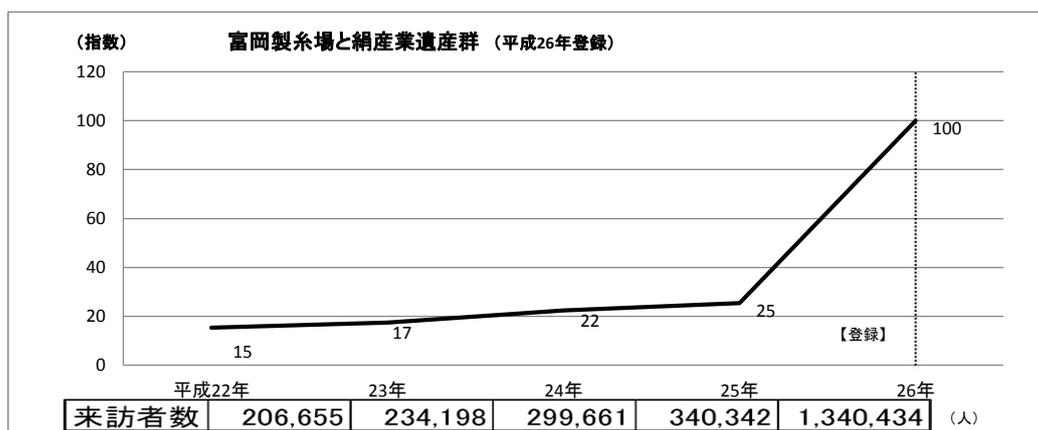
- a) アクセスや行楽の提供と神聖さ・美しさという特質の維持という相反する要請に関連して、資産の全体構想（ヴィジョン）を定めること
- b) 神社・御師住宅及びそれらと上方の登山道との関係に関して、山麓の巡礼路の経路を描き出す（特定）し、（それらの経路が）どのように認識、理解されるのかを検討する
- c) 上方の登山道の収容力を研究し、その成果に基づき来訪者管理戦略を策定すること
- d) 上方の登山道及びそれらに関係する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めること
- e) 来訪者施設（ビジターセンター）の整備及び個々の資産における説明の指針として、情報提供を行うために、構成資産のひとつひとつが資産全体の一部として、山の上方及び下方（山麓）における巡礼路全体の一部として、認知・理解され得るかについて知らせるための情報提供戦略を策定すること
- f) 景観の神聖さ及び美しさの各側面を反映するために、経過観察指標を強化すること

【我が国への要請事項】

2016年の第40回世界遺産委員会において審査できるように、締約国に対して2016年2月1日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出するよう要請する。報告書では、文化的景観の手法を反映した資産の全体構想（ヴィジョン）、来訪者戦略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理戦略の進展状況を示すとともに、管理計画の全面的な改定を示す。これらの手法に関してイコモスに助言を求めるよう締約国に推奨する。

- (注) 1 世界遺産委員会の決議文より抜粋。
2 決議文の翻訳は、文化庁及び山梨県・静岡県による仮訳を用いた。
3 下線は当省が付した。

図表1-③ 世界文化遺産への訪問者数の推移（登録前後の指数）



- (注)1 文化庁の資料に基づき当省が作成した。
 2 グラフにおける数値は、登録年の訪問者数を100とした場合の指数である。
 3 「来訪者数」は、各地方公共団体から文化庁に提出された保全状況報告書に記載されている数値による。
 4 「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」の「来訪者数」は、「各登山口五合目登山者数」合計と「主な構成資産の来訪者数」合計の合算値である。

(1) 世界文化遺産の概要等

調査の結果	説明図表番号
<p>ア 世界文化遺産の登録数</p> <p>世界文化遺産は、世界遺産条約に基づき、ユネスコに設置された世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載された記念工作物、建造物群及び遺跡を指し、平成 27 年 7 月現在、全世界で 802 遺産が登録されている（そのほか、自然遺産 197 遺産、複合遺産(注 1)32 遺産が登録）。</p> <p>(注 1) 文化遺産及び自然遺産の定義（の一部）の両方を満たすものを「複合遺産」という。</p> <p>イ 世界遺産条約の概要</p> <p>世界遺産条約は、ユネスコによるエジプトのアブシンベル神殿を救済する国際キャンペーンの成功(注 2)などを契機として、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要との観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的として、昭和 47 年の第 17 回ユネスコ総会で採択された（昭和 50 年に条約発効。平成 27 年 7 月現在、締約国は 191 か国）。</p> <p>(注 2) 1960 年代、エジプトのナイル川にアスワンハイダム の建設計画が持ち上がり、アブシンベル神殿に代表される「ヌビア遺跡群」に水没の危機が発生した。エジプト及びスーダン両政府からの要請を受けたユネスコは、ヌビア遺跡群救済キャンペーンを展開し、遺跡の移築と保護を世界中に訴え、呼び掛けに応じた多くの国の協力により、遺跡はダム建設の影響を受けない高い場所に移築された。</p> <p>世界遺産条約は、全 38 条から成り、その主な規定は、次のとおりとなっている。</p> <p>(ア) この条約により世界遺産として保護の対象となる物件(注 3)は、記念工作物、建造物群及び遺跡（文化遺産）、自然の地域等（自然遺産）で顕著な普遍的価値を有するものとする（第 1 条、第 2 条）。</p> <p>(注 3) 世界遺産の対象となる物件は、有形の不動産であり、動産あるいは動産になり得る可能性のある不動産は対象外とされている。</p> <p>(イ) 締約国は、自国内に存在する遺産を保護する義務を認識し、最善を尽くす(第 4 条)。また、自国内に存在する遺産については、保護に協力することが国際社会全体の義務であることを認識する（第 6 条）。</p> <p>(ウ) ユネスコに世界遺産の保護のための政府間委員会(世界遺産委員会)を設置する。同委員会は、締約国から選出された 21 か国で構成される（第 8 条）。</p> <p>(エ) 世界遺産委員会は、各締約国が推薦する候補物件を審査し、顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表を「世界遺産一覧表」の表題の下に作成し公表する。また、同一覧表に記載されたもののうち、急激な都市開発や武力紛争、自然災害などにより、重大で特別な危険にさらされている遺産については、保護の必要性を国際社会に訴えるため、危機遺産リストに記載し公表する（第 11 条）。</p>	図表 1- (1) -①

調査の結果	説明図表番号
<p>(オ) 世界遺産委員会は、締約国からの要請に基づき、世界遺産一覧表及び危機遺産リストに記載された物件の保護のための国際的援助の供与を決定する。同委員会の決定は、出席しかつ投票する構成国の3分の2以上の多数による議決で行う（第13条）。同委員会が供与する国際的援助は、調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の形をとる（第22条）。</p> <p>(カ) 締約国の分担金（ユネスコ分担金の1%を超えない額（我が国の平成27年度の分担金は約3,900万円））及び任意拠出金、その他の寄附金等を財源とする世界遺産の保護のための基金（世界遺産基金）を設立する（第15条、第16条）。</p> <p>(キ) 締約国は、教育・広報活動を通じて、自国民が世界遺産を評価し尊重することを強化するよう努める。また、世界遺産を脅かす危険並びにこの条約に従って実施される活動を広く公衆に周知させることを約束する（第27条）。</p> <p>なお、世界遺産条約の履行については、世界遺産委員会において「世界遺産条約履行のための作業指針」（以下「作業指針」という。）が策定されており、世界遺産の定義、世界遺産一覧表への記載や登録遺産の保護などに関して、世界遺産条約の条文には規定されていない詳細かつ具体的な手続等が規定されている。</p>	
<p>ウ 世界遺産への登録基準</p> <p>上記のとおり、締約国から推薦された候補物件（資産）が世界遺産として世界遺産一覧表に記載されるためには、世界遺産委員会において、顕著な普遍的価値を有すると認められる必要がある。</p> <p>作業指針では、この顕著な普遍的価値について、「国家間の境界を超越し、人類全体にとって現在及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する」とされており、ある資産が次の3つの条件（「評価基準」、「完全性、真正性」及び「保護管理体制」）を満たしている場合に、当該資産は顕著な普遍的価値を有するとみなされるとしている。</p> <p>(ア) 評価基準</p> <p>ある資産が顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、人類の創造的才能を表す傑作であることなどの10項目の評価基準のうち、一つ以上を満たしている必要がある。</p> <p>なお、10項目の評価基準のうち、6項目が文化遺産に関するもの、4項目が自然遺産に関するものとなっている（複合遺産はこの両者の基準を満たすもの。）。</p> <p>(イ) 完全性、真正性</p>	<p>図表1-(1)-②</p> <p>図表1-(1)-③ - i</p>

調査の結果	説明図表番号
<p>(7) 管理計画の策定</p> <p>世界遺産委員会は、世界遺産一覧表記載への審査を厳格化し、資産の顕著な普遍的価値の現在及び将来にわたる効果的な保護を担保するため、平成 17 年に作業指針の改定を行い、締約国が世界遺産委員会に世界遺産一覧表記載への推薦を行う際の推薦書に、資産の管理計画（管理計画はないが管理体制が存在する場合は、管理体制を説明した文書）を添付することを求め(注 5)、これらの資料が含まれない推薦書は不完全とみなされることを明文化した。</p> <p>(注 5) 資産の法的保護措置や管理体制については、世界遺産条約の初期段階から推薦書に記載すべき事項とされていたが、これを更に詳細な形で明示することを求めたものである。</p> <p>(4) 定期報告の義務化</p> <p>世界遺産委員会は、世界遺産一覧表に記載された遺産の世界遺産としての価値を維持し、そのために必要な措置を講ずることが世界遺産条約の履行における同委員会の重要な役割であるとの認識に基づき、平成 10 年の第 22 回世界遺産委員会において、各締約国が自国に所在する世界遺産の保護の状態等に関して定期的に世界遺産委員会に報告を行うことを決定した(注 6)。</p> <p>(注 6) 定期報告については、世界遺産条約第 29 条で仕組みは定められていたが、それまで実施には至っていなかったものであり、第 22 回世界遺産委員会において明確な手順が決定され、平成 12 年から実施された。</p> <p>各締約国は、i) 世界遺産条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置、その他の措置など、世界遺産条約に定められた締約国としての義務や責任全体に関する報告、ii) 個々の世界遺産の保護状態に関する遺産物件ごとの報告について、定められた様式により 6 年ごとに世界遺産委員会に提出することとされている(注 7)。</p> <p>(注 7) 各締約国は、アラブ諸国、アフリカ諸国、アジア・太平洋諸国、ラテンアメリカ・カリブ諸国、ヨーロッパ・北アメリカ諸国の 5 地域に分けられ、毎年 1 地域が報告を提出する。</p> <p>提出された報告は、世界遺産委員会の事務局である世界遺産センター及びイコモスの評価を経て、世界遺産センターが報告書を取りまとめ、世界遺産委員会において地域ごとに報告書の審査が実施されている(注 8)。</p> <p>(注 8) 世界遺産委員会における各地域の報告書の審査は、1 巡目は平成 12 年から 18 年、2 巡目は 22 年から 26 年にかけて実施された。 我が国は「アジア・太平洋諸国」に属しており、1 巡目は平成 15 年、2 巡目は 24 年の世界遺産委員会において報告書の審査が実施された。</p> <p>なお、各締約国からの定期報告で問題点が提起された場合、世界遺産委員会は慎重に審査を行い、各締約国に助言を行うこととされ</p>	

調査の結果	説明図表番号
<p>ている。</p> <p>(ウ) 資産に影響を与える現状変更の事前報告</p> <p>前述の平成 17 年の作業指針の改定により、世界遺産一覧表に記載されている世界遺産において、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元や新規工事を行う場合は、締約国は事前に世界遺産委員会に報告することが明記された。</p>	

図表 1－(1)－① 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約第 7 号）〈抜粋〉

I 文化遺産及び自然遺産の定義

第 1 条

この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。

記念工作物 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

建造物群 独立し又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

遺跡 人工の所産（自然と結合したものを含む。）及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

第 2 条

この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。

無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの

自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの

第 3 条 （略）

II 文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護

第 4 条

締約国は、第 1 条及び第 2 条に規定する文化遺産及び自然遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保することが第一義的には自国に課された義務であることを認識する。このため、締約国は、自国の有するすべての能力を用いて並びに適当な場合には取得し得る国際的な援助及び協力、特に、財政上、芸術上、学術上及び技術上の援助及び協力を得て、最善を尽くすものとする。

第 5 条 （略）

第 6 条

1 締約国は、第 1 条及び第 2 条に規定する文化遺産及び自然遺産が世界の遺産であること並びにこれらの遺産の保護について協力することが国際社会全体の義務であることを認識する。この場合において、これらの遺産が領域内に存在する国の主権は、これを十分に尊重するものとし、また、国内法令に定める財産権は、これを害するものではない。

2・3 （略）

第 7 条 （略）

Ⅲ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会

第8条

- 1 この条約により国際連合教育科学文化機関に、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会（以下「世界遺産委員会」という。）を設置する。（中略）同委員会の構成国の数は、この条約が少なくとも40の国について効力を生じた後における最初の総会の通常会期からは21とする。
- 2・3 （略）

第9条・第10条 （略）

第11条

- 1 締約国は、できる限り、文化遺産及び自然遺産の一部を構成する物件で、自国の領域内に存在し、かつ、2に規定する一覧表に記載することが適当であるものの目録を世界遺産委員会に提出する。（以下略）
- 2 世界遺産委員会は、1の規定に従って締約国が提出する目録に基づき、第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産の一部を構成する物件であって、同委員会が自己の定めた基準に照らして顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表を「世界遺産一覧表」の表題の下に作成し、常時最新のものとし及び公表する。（以下略）
- 3 （略）
- 4 世界遺産委員会は、事情により必要とされる場合には、世界遺産一覧表に記載されている物件であって、保存のために大規模な作業が必要とされ、かつ、この条約に基づいて援助が要請されているものの一覧表を「危険にさらされている世界遺産一覧表」の表題の下に作成し、常時最新のものとし及び公表する。危険にさらされている世界遺産一覧表には、当該作業に要する経費の見積もりを含むものとし、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、重大かつ特別な危険にさらされているもののみを記載することができる。このような危険には、急速に進む損壊、大規模な公共事業若しくは民間事業又は急激な都市開発事業若しくは観光開発事業に起因する滅失の危険、土地の利用又は所有権の変更に起因する破壊、原因が不明である大規模な変化、理由のいかなを問わない放棄、武力紛争の発生及びそのおそれ、大規模な災害及び異変、大火、地震及び地滑り、噴火並びに水位の変化、洪水及び津波が含まれる。同委員会は、緊急の必要がある場合にはいつでも、危険にさらされている世界遺産一覧表に新たな物件の記載を行うことができるものとし、その記載について直ちに公表することができる。
- 5～7 （略）

第12条 （略）

第13条

- 1 世界遺産委員会は、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、締約国の領域内に存在し、かつ、第11条の2及び4に規定する一覧表に記載されており又は記載されることが適当であるがまだ記載されていないものにつき、当該締約国が表明する国際的援助の要請を受理し、検討する。当該要請は、当該物件を保護し、保存し、整備し又は活用することを確保するために行うことができる。
- 2 （略）
- 3 世界遺産委員会は、これらの要請についてとられる措置並びに適当な場合には援助の性質及び範囲を決定するものとし、同委員会のための当該政府との間の必要な取極の締結を承認する。
- 4～7 （略）
- 8 世界遺産委員会の決定は、出席しかつ投票する構成国の3分の2以上の多数による議決で行

う。同委員会の会合においては、過半数の構成国が出席していなければならない。

第14条 (略)

IV 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金

第15条

- 1 この条約により顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金 (以下「世界遺産基金」という。) を設立する。
- 2 (略)
- 3 世界遺産基金の資金は、次のものから成る。
 - (a) 締約国の分担金及び任意拠出金
 - (b) 次の者からの拠出金、贈与又は遺贈
 - (i) 締約国以外の国
 - (ii) 国際連合教育科学文化機関、国際連合の他の機関 (特に国際連合開発計画) 又は他の政府間機関
 - (iii) 公私の機関又は個人
 - (c)～(e) (略)
- 4 (略)

第16条

- 1 締約国は、追加の任意拠出金とは別に、2年に1回定期的に世界遺産基金に分担金を支払うことを約束する。 分担金の額は、国際連合教育科学文化機関の総会の間で開催される締約国会議がすべての締約国について適用される同一の百分率により決定する。(中略) 締約国の分担金の額は、いかなる場合にも、同機関の通常予算に対する当該締約国の分担金の額の1パーセントを超えないものとする。
- 2～5 (略)

第17条・第18条 (略)

V 国際的援助の条件及び態様

第19条

いかなる締約国も、顕著な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件で自国の領域内に存在するものため、国際的援助を要請することができる。 (以下略)

第20条・第21条 (略)

第22条

世界遺産委員会は、次の形態の援助を供与することができる。

- (a) 第11条の2及び4に規定する文化遺産及び自然遺産の保護、保存、整備及び活用において生ずる芸術上、学術上及び技術上の問題に関する研究
- (b) 同委員会が承認した作業が正しく実施されることを確保するための専門家、技術者及び熟練工の提供
- (c) 文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用の分野におけるあらゆる水準の職員及び専門家の養成
- (d) 当該国が所有せず又は入手することができない機材の供与
- (e) 長期で返済することができる低利又は無利子の貸付け

(f) 例外的かつ特別な理由がある場合における返済を要しない補助金の供与

第 23 条～第 26 条 (略)

VI 教育事業計画

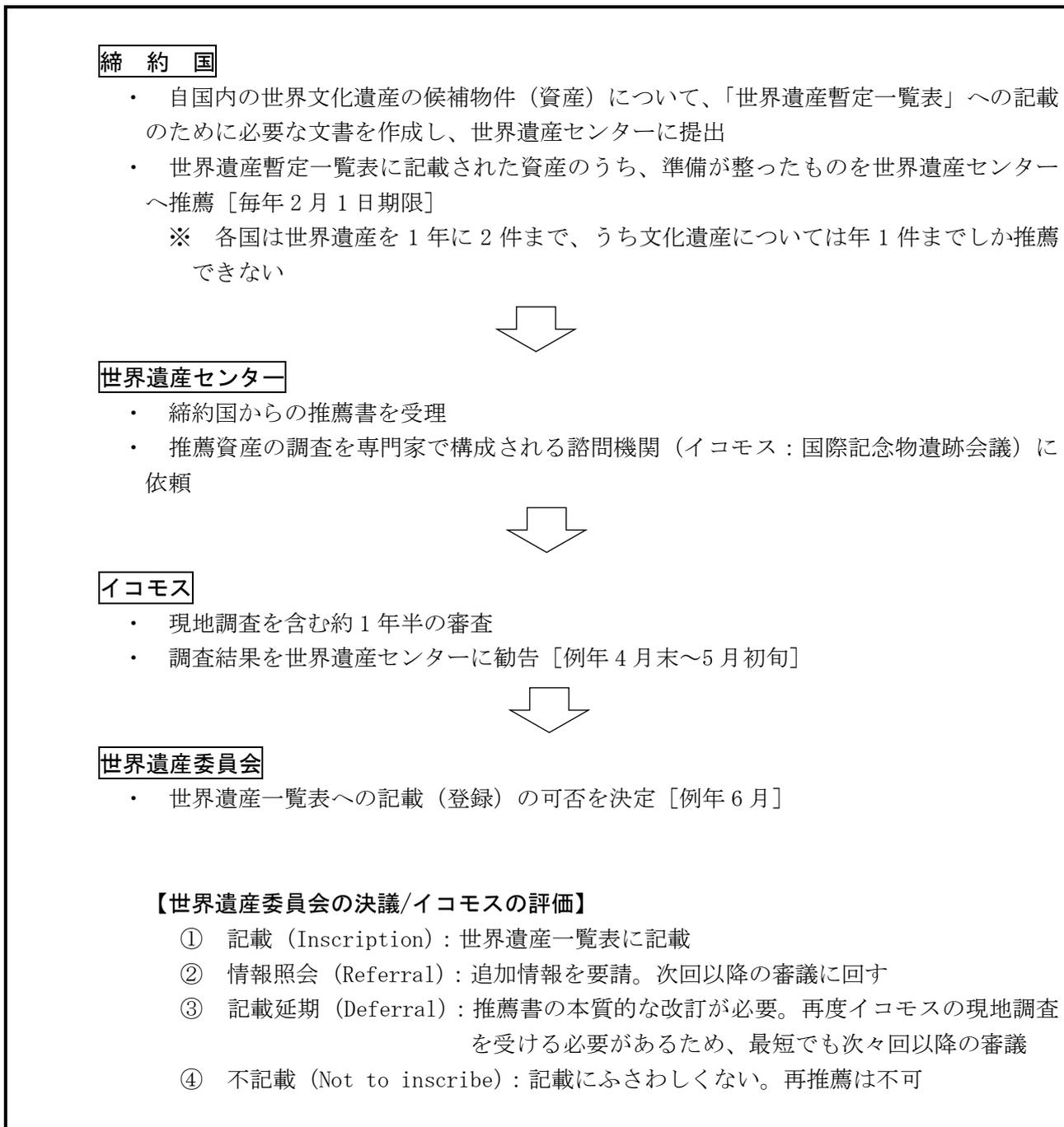
第 27 条

- 1 締約国は、あらゆる適当な手段を用いて、特に教育及び広報事業計画を通じて、自国民が第 1 条及び第 2 条に規定する文化遺産及び自然遺産を評価し及び尊重することを強化するよう努める。
- 2 締約国は、文化遺産及び自然遺産を脅かす危険並びにこの条約に従って実施される活動を広く公衆に周知させることを約束する。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1－(1)－② 世界遺産一覧表への登録プロセス（文化遺産）



（注）文化庁の資料に基づき当省が作成した。

II. D 顕著な普遍的価値の評価基準

77. 本委員会は、ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値（中略）を有するものとみなす。

- (i) 人類の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境のふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。
- (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
- (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

(注) 1 仮訳は文化庁による。

2 (i) から (vi) が文化遺産に関する基準、(vii) から (x) が自然遺産に関する基準となっている。

3 下線は当省が付した。

II.D 顕著な普遍的価値の評価基準

(77. 略)

78. 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真正性の条件についても満たしている必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならぬ。

II.E 完全性及び/又は真正性

真正性

79. 登録基準(i)から(vi)に基づいて推薦される資産は真正性(オーセンティシティ)の条件を満たすことが求められる。(以下略)

(80.～ 81. 略)

82. 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値(登録推薦の根拠として提示される価値基準)が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考え得る。

- ・ 形状、意匠
- ・ 材料、材質
- ・ 用途、機能
- ・ 伝統、技能、管理体制
- ・ 位置、セッティング
- ・ 言語その他の無形遺産
- ・ 精神、感性
- ・ その他の内部要素、外部要素

(83.～ 86. 略)

完全性

87. 世界遺産一覧表に登録推薦される資産は全て、完全性の条件を満たすことが求められる。

88. 完全性は、自然遺産及び/又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度を測るためのものさしである。従って、完全性の条件を調べるためには、当該資産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要がある。

- a) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。
- b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。
- c) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか。

(以下略)

89. 登録価値基準(i)から(vi)までに基づいて登録推薦される資産は、資産の物理的構造及び/又は重大な特徴が良好な状態であり、劣化の進行による影響がコントロールされていること。また、資産が有する価値の総体を現すのに必要な要素が、相当の割合包含されていること。文化的景観及び歴史的町並みその他の生きた資産については、これらの独自性を特徴づけている動的な機能が維持されていること。

(90.～ 95. 略)

(注) 1 仮訳は文化庁による。

2 下線は当省が付した。

II.D 顕著な普遍的価値の評価基準

(77. 略)

78. 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真正性の条件についても満たしている必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならぬ。

II.F 保護管理

96. 世界遺産資産の保護管理にあたっては、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性の登録時の状態が、将来にわたって維持、強化されるように担保すること。

97. 世界遺産一覧表に登録されているすべての資産は、適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていなければならない。(以下略)

立法措置、規制措置、契約による保護措置

98. 資産の存続を保証し、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性に影響を及ぼす可能性のある開発等から資産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある。

(99. ～ 102. 略)

緩衝地帯

103. 資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファゾーン）を設定すること。

104. 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。登録推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。

(105. ～ 107. 略)

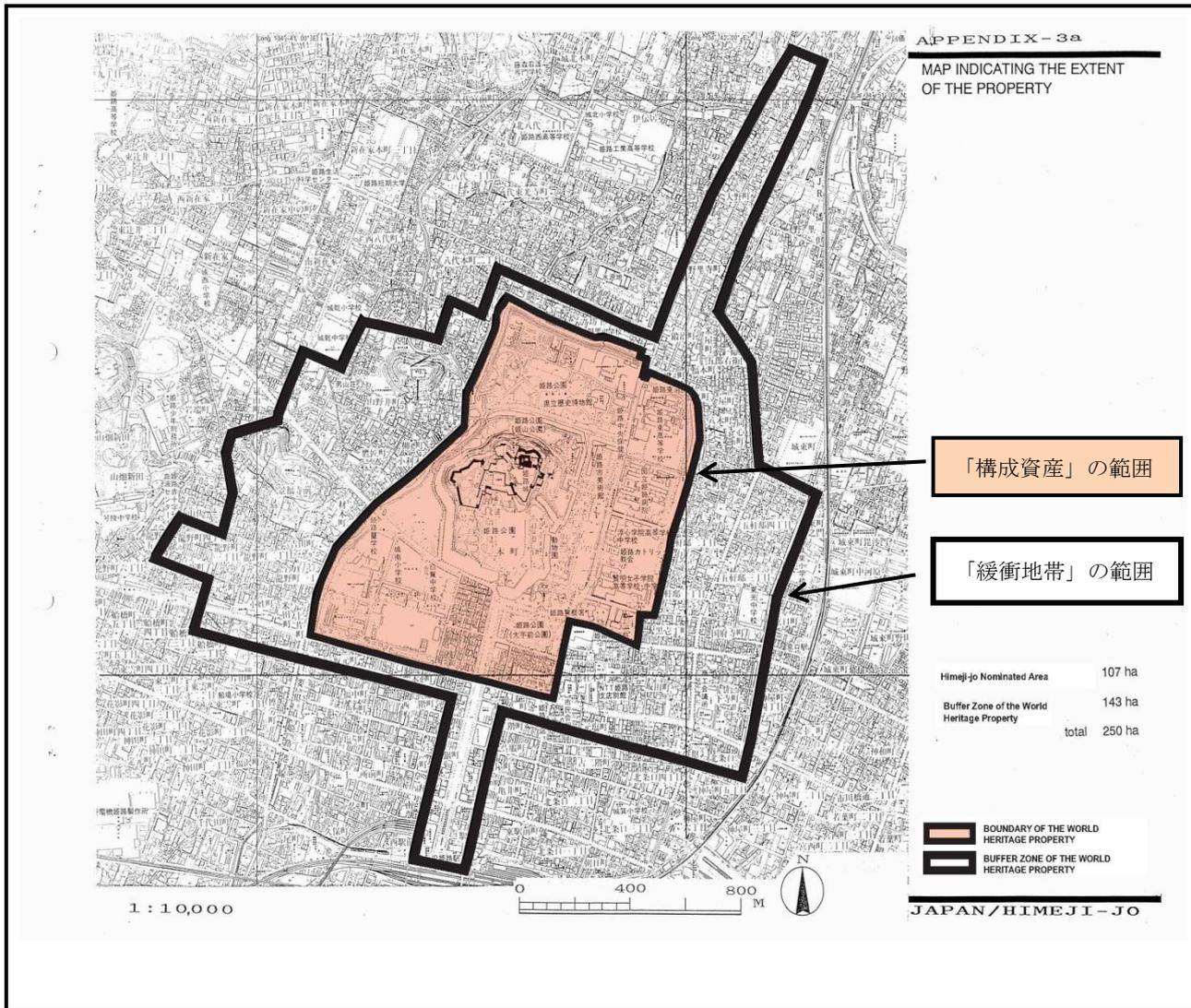
管理体制

108. 各登録推薦遺産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制の設置を行うこと。

(以下略)

(注) 1 仮訳は文化庁による。
2 下線は当省が付した。

図表 1-(1)-③-iv 構成資産と緩衝地帯の境界設定の例（姫路城）



(注)「姫路城」に係る「世界遺産一覧表記載推薦書」の附属資料に基づき当省が作成した。

図表 1－(1)－④ 世界遺産の保護の取組の強化に係る関係規定

<管理計画の策定>

○ 「世界遺産条約履行のための作業指針」(仮訳) <抜粋>

108. 各登録推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか(参加型手法を用いることが望ましい) について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制の設置を行うこと。

132. 登録推薦書が「完全」であると認められるためには、以下の要件を満たす必要がある。
(1.～4. 略)

5. 保護管理 (Protection and Management)

(前略)

管理計画又は管理体制についての文書を 1 部登録推薦書に添付すること。存在する管理計画が英語またはフランス語でない場合は、管理計画の規定について英語又はフランス語で詳しく解説した資料を添付すること。

管理計画、又は管理体制に係る文書について詳細な分析、解説を行うこと。

上記の資料を含まない登録推薦は、第 115 段落に示したように、管理計画が整備されるまでの間の資産管理についての指針を示した他の文書が提出されない限り不完全とみなされる。

(6.～11. 略)

<定期報告の義務化>

○ 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年条約第 7 号) <抜粋>

第 29 条

1 締約国は、国際連合教育科学文化機関の総会が決定する期限及び様式で同総会に提出する報告において、この条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験の詳細に関する情報を提供する。

2 1 の報告については、世界遺産委員会に通知する。

3 世界遺産委員会は、その活動に関する報告書を国際連合教育科学文化機関の総会の通常会期ごとに提出する。

○ 「世界遺産条約履行のための作業指針」(仮訳) <抜粋>

199. 締約国は、世界遺産委員会を通じて、ユネスコ総会に対して、自国の領域内に存在する世界遺産資産の保全状況を含めて、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置に関する報告を提出することが求められる。

201. 定期的報告の主要な目的は以下の 4 点である。

a) 締約国の世界遺産条約適用状況に関して評価を示すこと。

b) 世界遺産一覧表登録資産の顕著な普遍的価値が維持されているかどうかについての評価を示すこと。

c) 変化する周辺状況及び、資産の保全状況を記録し、世界遺産資産についての最新の状況を提供すること。

d) 条約の履行及び世界遺産の保全に関して、締約国間で地域協力及び情報交換、経験の共有を行うための仕組みを提供すること。

203. 世界遺産委員会は、

- a) (略)
- b) 締約国に対して、6年毎に定期報告書を提出するよう要請し、
- c) 下表に従って、締約国の定期報告書を地域毎に審査することを決議し、

地域	審査対象とする資産の登録年	委員会により審査が行われる年
アラブ諸国	1992 以前	2000 年 12 月
アフリカ	1993 以前	2001 年 12 月/2002 年 7 月
アジア太平洋	1994 以前	2003 年 6 月 - 7 月
ラテンアメリカ・カリブ海	1995 以前	2004 年 6 月 - 7 月
ヨーロッパ・北アメリカ	1996 以前/1997 以前	2005 年 6 月 - 7 月/2006 年 6 月-7 月

- d) (略)

206. 締約国による定期的報告の書式は、以下の2つの区分から成る。

- a) 第Ⅰ節では、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験の詳細に関して報告する。ここでは専ら、条約の関連条文中で定義されている一般的義務に係るものである。
- b) 第Ⅱ節では、関係締約国の領域内に存在する具体的な世界遺産資産の保全状況について報告する。ここでは、世界遺産資産のひとつひとつについて記述することが求められる。

208. 事務局は、各国の報告書をもとに「世界遺産地域別白書」報告書にとりまとめ、インターネット <http://whc.unesco.org/en/publications> 及び印刷版（世界遺産ペーパーシリーズ World Heritage Papers series）で公開している。

209. 世界遺産委員会は、定期的報告中で提起された問題点について慎重に審査を行い、関係地域の各締約国に助言を行う。

<資産に影響を与える現状変更の事前報告>

○ 「世界遺産条約履行のための作業指針」（仮訳）<抜粋>

172. 世界遺産委員会は、条約締約国が、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元又は新規工事を、条約の下に保護されている地域において実施する場合若しくは許可しようとする場合は、その旨を事務局を通じて委員会に通知するように要請する。資産の顕著な普遍的価値の十分な保存を担保するための適切な解決策の検討について委員会が支援を行うことが可能となるように、できるだけ早い段階で（例えば、具体的な事業の基本（計画、設計）書を起草する前に）、また、変更不可能な決定を行う前の段階で、通知することが求められる。

(注) 1 仮訳は文化庁による。

2 下線は当省が付した。

(2) 我が国の世界文化遺産の保存・管理等の現状

調査の結果	説明図表番号
<p>ア 世界文化遺産の登録状況</p> <p>我が国では、ユネスコで世界遺産条約が採択されてから 20 年後の平成 4 年に、125 番目の締約国として世界遺産条約を締結した。</p> <p>我が国の世界文化遺産は、条約締結の翌年の平成 5 年に「法隆寺地域の仏教建造物」及び「姫路城」が世界遺産一覧表に記載され、それ以降、27 年 7 月現在で 15 遺産が登録(注 1)されている（そのほか、自然遺産 4 遺産が登録。複合遺産の登録はなし。）。</p> <p>なお、我が国においては、これまで危機遺産リストに記載された遺産はない。</p> <p>(注 1) 当省の調査では、平成 27 年 7 月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を除く 14 遺産を調査対象とした。</p>	<p>図表 1-(2)-①</p>
<p>イ 法的保護の措置内容</p> <p>我が国においては、世界遺産条約を締結する際の関係省庁による検討の結果、世界遺産条約が締約国に求める世界遺産（文化遺産及び自然遺産）の法的保護の措置については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）等により十分に措置できるとして、新たな国内立法措置は必要としないとされた。</p>	<p>図表 1-(2)-②</p>
<p>このため、我が国の世界文化遺産の構成資産については、主に文化財保護法による指定（国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物等）を受けて保護が図られている。しかし、文化遺産であっても、自然環境が構成資産の価値に含まれているものがあり、そのような遺産については、文化財保護法だけではなく、自然公園法による指定（国立公園及び国定公園）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）による国有林野の管理等により併せて保護が図られているものもみられ、構成資産の特性に応じ、世界文化遺産ごとに法的保護の仕組みは多様な状況となっている。</p> <p>また、構成資産を取り巻く広範な区域に設けられている緩衝地帯に適用される法制度についても、統一的なものは存在せず、構成資産の所在する地域の様々な特性に応じ、上記の文化財保護法等以外に、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）、景観法（平成 16 年法律第 110 号）、景観条例などの様々な法令や地方公共団体の条例が適用され、面的な利用・開発規制等の措置が採られている。</p> <p>※ 世界文化遺産ごとの構成資産及び緩衝地帯の法的保護の仕組みについては、資料編参照</p>	<p>図表 1-(2)-③</p>
<p>ウ 国における保存・管理等の取組</p> <p>(7) 世界文化遺産の保存・管理等に関する国の基本方針</p> <p>平成 13 年 12 月に施行された文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第</p>	

調査の結果	説明図表番号
<p>148号)では、「政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない」（第7条第1項）とされ、当該規定に基づき、累次にわたり基本方針が定められており、27年には、今後おおむね6年間（平成27年度から32年度）を対象期間とする「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」（平成27年5月22日閣議決定）（以下「第4次基本方針」という。）が策定されている。</p> <p>第4次基本方針では、国家戦略として「文化芸術立国」を実現するため、5つの重点戦略を強力に進めるとされており、世界文化遺産については、重点戦略において初めて言及され、「文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用」における重点的に取り組むべき施策として、「地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産（中略）への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む」とされている。</p>	<p>図表1-(2)-④</p>
<p>(イ) 世界文化遺産の保存・管理等に関する国の事業等</p> <p>i) 世界文化遺産（文化財）に係る国の補助事業</p> <p>文化財保護法では、文化財の管理又は修理は、その所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者。以下「所有者等」という。）が行うこととされているが、重要文化財（国宝含む。）及び史跡名勝天然記念物（以下「重要文化財等」という。）について、その管理又は修理に多額の費用を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、政府はその経費の一部に充てさせるため、所有者等に対し補助金を交付することができることとされている（第35条、第120条）。また、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件の管理、修理等について市町村が行う措置について、国はその経費の一部を補助することができることとされている（第146条）。</p> <p>これにより、文化庁では、文化財の所有者等が行う管理、修理等の事業に対して、「文化財保存事業費補助金」として年間約370億1,189万円（平成26年度）（注2）を交付しており、このうちの約32億4,507万円が世界文化遺産の構成資産となっている文化財（重要文化財（建造物）、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区）の管理、修理等の事業に充てられている。</p> <p>（注2） 当該文化財保存事業費補助金の年間交付額は、世界文化遺産の構成資産となる重要文化財（建造物）、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区に対する交付額だけではない</p>	<p>図表1-(2)-⑤</p> <p>図表1-(2)-⑥</p>

調査の結果	説明図表番号
<p>く、美術工芸品、埋蔵文化財、無形文化財などへの交付額を含む。</p> <p>また、文化庁では、地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに、観光振興及び地域活性化を推進する活動を支援することを目的として、平成 23 年度から「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を実施している（25 年度からは、「文化遺産を活かした地域活性化事業」に移行。）。本事業は、地域の文化遺産の所有者等により構成される実行委員会等が実施する、ホームページ等の情報発信事業、ボランティア等の人材育成事業、シンポジウム開催等の普及啓発事業等に対し補助金を交付するものであり、一部の世界文化遺産を活用した事業に対しても交付されている。</p> <p>なお、本事業の補助対象は、平成 26 年度までは「地域の文化遺産」（世界文化遺産の構成資産に登録されているものを含む。）とされていたが、27 年度からは、前述の第 4 次基本方針の重点戦略において「登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む」とされたことを踏まえ、地域の文化遺産と世界文化遺産を区分し、世界文化遺産のみを補助対象とした「世界文化遺産活性化事業」が補助事業として別途設定され、同年度には 12 遺産において 20 件の事業（事業予算額計 2 億 1,001 万円）が採択されている。</p>	<p>図表 1-(2)-⑦</p>
<p>ii) 保全状況報告書</p> <p>文化庁は、我が国の世界文化遺産の保存・管理等の状況について把握するため、世界文化遺産が所在する都道府県に対し、「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」（以下「保全状況報告書」という。）により、世界文化遺産ごとに、毎年 3 月 1 日を基準日とした次の事項についての報告を求めている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> ① 資産名称（「法隆寺地域の仏教建造物」等） ② 所在地（都道府県及び市町村名） ③ 世界遺産一覧表への記載年 ④ 顕著な普遍的価値の評価基準 ⑤ 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別及び文化的景観の適用の有無） ⑥ 資産に影響を与える要因 ⑦ 保存管理体制の状況 ⑧ 法的保護措置の状況 ⑨ 予算措置状況（予算額） ⑩ 来訪者数の推移 ⑪ その他（世界遺産に関するシンポジウムや式典等、その他特記事項等） </div> <p>この保全状況報告書の報告事項について、文化庁は、世界遺産条約の締約国が 6 年に 1 度行うユネスコの世界遺産委員会への定期報告のデータの蓄積としても活用できるよう、定期報告と報告事項を</p>	<p>図表 1-(2)-⑧</p>

調査の結果	説明図表番号
<p>合わせているとしている。このため、文化庁は、「⑥資産に影響を与える要因」についても、世界遺産委員会が定期報告で該当の有無の報告を求めている、資産に影響を与える要因の一覧を都道府県に示し、該当する事例がある場合、個別具体的に記述することを求めている。</p> <p>これについて、文化庁では、世界遺産委員会への報告を要する事項を把握することで、世界文化遺産としての顕著な普遍的価値の保全状況が把握できるとしており、保全状況報告書は、文化財保護法に基づくき損の届出などによる個別の重要文化財等の保存・管理の状況の把握と併せ、世界文化遺産の保存・管理等の状況を把握する主要な手段となっているとしている。</p> <p>なお、保全状況報告書は、文化財保護法等の法令に基づくものではなく、「世界遺産一覧表記載資産「保全状況報告書」の提出について（依頼）」（文化庁文化財部記念物課世界文化遺産室長名事務連絡）により、文化庁が都道府県に提出を依頼している。提出された保全状況報告書は、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会(注3)で報告されるとともに、当該委員会の会議資料として文化庁のホームページで公開されている。</p> <p>(注3) 世界遺産条約の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項や、世界遺産一覧表に記載されることが適当と思われる資産の候補の選定に関する事項等について調査審議するために設置された特別委員会</p> <p>iii) 国におけるその他の保存・管理等の取組等</p> <p>文化庁以外の関係省庁においては、世界文化遺産の保存・管理等としての特段の業務は実施していないが、世界文化遺産の構成資産及び緩衝地帯には、文化財保護法に基づく文化財だけではなく、国立公園、国有林野、道路・河川等が含まれており、環境省、林野庁及び国土交通省において、それぞれの管理者として一般的に行う維持管理等の業務を実施している。</p> <p>エ 管理計画の策定</p> <p>世界遺産一覧表記載への推薦に際し、世界遺産条約の締約国は、従前から推薦資産の法的保護措置や管理体制を推薦書に記載する必要があったが、前述のとおり、世界遺産委員会は、資産の顕著な普遍的価値の現在及び将来にわたる効果的な保護を担保するため、平成17年に作業指針を改定し、推薦資産の法的保護措置や管理体制の詳細を明示した管理計画(注4)を策定し、推薦書に添付することを求めている。</p> <p>(注4) 複数の資産で構成されている世界遺産の場合には、それらを含む世界遺産全体を対象とした管理計画の策定が求められている。このようなものについて、我が国では、個々の資産の管理計画との区別化を図るため、便宜的に「包括的保存管理計画」という呼称が用いられている。</p>	<p>図表1-(2)-⑨</p>

調査の結果	説明図表番号
<p>我が国において、最初に管理計画（包括的保存管理計画）の提出が求められたのは、平成16年に世界遺産一覧表に記載された「紀伊山地の霊場と参詣道」であり(注5)、それ以降は、全て推薦の時点で包括的保存管理計画が策定され、推薦書に添付されている。</p> <p>(注5) 「紀伊山地の霊場と参詣道」の包括的保存管理計画の提出については、推薦、登録の時点では作業指針の改定前であったが、登録が決定した際の世界遺産委員会の勧告において、平成18年2月1日までに包括的保存管理計画を世界遺産センターに提出することが求められた。</p> <p>世界遺産委員会は、平成17年の作業指針の改定以前に世界遺産一覧表に記載されたものについては、遡って管理計画（包括的保存管理計画）を策定することは求めている。</p> <p>しかし、我が国の世界文化遺産のうち、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」（平成7年登録）、「古都奈良の文化財」（平成10年登録）及び「琉球王国のグスク及び関連遺産群」（平成12年登録）については、世界遺産一覧表への記載から一定期間が経過し、資産の保存状況、利用実態、周辺環境の変化等に応じた保存管理方策の検討が必要となったことなどの理由により、関係地方公共団体において自主的に包括的保存管理計画が策定されている。また、「姫路城」（平成5年登録）についても、世界遺産の管理計画ではないものの、緩衝地帯との一体性を確保した包括的保存管理計画としての性格も有している「特別史跡姫路城跡整備基本計画」が策定されている。</p>	<p>図表1-(2)-⑩</p>
<p>オ 世界文化遺産の管理体制等</p> <p>我が国における世界文化遺産の管理については、当該世界文化遺産の構成資産の所有者等がそれぞれ管理を行う仕組みとなっているが、複数の資産で構成されている世界文化遺産においては、関係地方公共団体等を構成員とする協議会等が設置され、遺産全体としての各種事業の総合調整や、情報共有等を図っているものもみられる。</p>	<p>図表1-(2)-⑪</p>
<p>このほか、世界遺産（文化遺産及び自然遺産）が所在する都道府県により、世界遺産所在都道府県間の情報交換等を目的として、平成11年4月に「世界遺産関係都道府県主管課長会議」が設置され、世界遺産の保存・継承及び活用を図っていく上で生じた様々な問題について、毎年1回会議を開催することとしている。</p>	<p>図表1-(2)-⑫</p>
<p>また、世界文化遺産に関係する市町村長、世界文化遺産に関連する専門家、地域リーダー、情報・観光関係者等により、平成23年6月に「世界文化遺産」地域連携会議」が設置され、文化財の永続的な保全やそれを前提とした観光と地域づくりの在り方、各種の共同事業実現などについて、毎年1回開催する定例総会等において、情報交換等を行うこととしている。</p>	<p>図表1-(2)-⑬</p>

調査の結果	説明図表番号
<p>なお、国においては、文化庁が、地方公共団体の担当者を対象として、世界遺産委員会の動向を中心とした報告会を開催（平成 27 年度は未開催）しているほか、文化庁、林野庁、国土交通省（又は観光庁）及び環境省が適宜上記の地方公共団体の協議会等にオブザーバー等として出席し、世界遺産の現状等についての情報提供や意見交換などを行っている。</p>	

図表 1－(2)－① 我が国の世界文化遺産の概要

世界文化遺産名	法隆寺地域の仏教建造物		
所在地	奈良県斑鳩町		
推薦年	平成 4 年	登録年	平成 5 年
評価基準	<p>(i) 人類の創造的才能を表す傑作である。</p> <p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。</p>		
構成資産	法隆寺、法起寺		
概要	<p>法隆寺地域には世界最古の木造建築が数多く残っている。法隆寺は、7 世紀初期に創建が始まり、現在の伽藍は西院及び東院と子院群で構成されている。西院は 7 世紀後半から 8 世紀初頭にかけて再建され、東院は 8 世紀前半に建設された。</p> <p>西院の主要建物である金堂・五重塔・中門・回廊は、中国や朝鮮にも残存しない初期の仏教建築様式であり、両院のほかの主要建物は主に 8 世紀から 13 世紀に建てられた。両院の周囲にある子院は 12 世紀頃に建築が始まり、次第にその数を増やした。17 世紀から 18 世紀にかけての建物も多く、日本の仏教寺院建築の変遷をうかがうことのできる文化遺産が集約されている地域と言うことができる。</p> <p>法起寺は 7 世紀に創建されたが、今は 706 年に完成した三重塔のみが残っており、法隆寺西院と同様、初期の仏教建築様式による建物である。</p>		

世界文化遺産名	姫路城		
所在地	兵庫県姫路市		
推薦年	平成 4 年	登録年	平成 5 年
評価基準	<p>(i) 人類の創造的才能を表す傑作である。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p>		
構成資産	姫路城		
概要	<p>木造の建物を配し、石造の城壁と白色の土塀を巡らせる日本独特の城郭の様式は 16 世紀中頃に確立した。姫路城はこの城郭建築の最盛期の遺産であり、17 世紀初頭の日本の城郭を代表するものとなっている。日本の城の中でも、木造の城郭建築群と城壁・土塀から構成される構造物が特に良く残っている。</p> <p>白壁で統一された優美な外観から白鷺城の別称があり、その名でも広く知られている。姫路は西日本の交通の要衝の地にあたり、1600 年に城主となった大名池田輝政が、翌年から 1609 年にかけて、この地にあった古城を廃して新たに城を建</p>		

	<p>造した。現在残る姫路城の構造物や建物はこの時のもので、周囲は内外二重の濠で囲まれている。</p> <p>内濠と高い石垣に囲まれた内郭地域には城柵主要部と城主の居館が造営され、内濠と外濠の間の外郭地域には武家屋敷があった。その外は一般民衆の居住地と商業地からなる城下町であり、その周囲にも濠が巡っていた。内郭地域の城郭建築は当初の姿がほぼ完全に残っており、外郭地域と併せて、整備基本構想のもとに保存・整備が進められている。</p>
--	---

世界文化遺産名	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）		
所在地	京都府京都市・宇治市 滋賀県大津市		
推薦年	平成 5 年	登録年	平成 6 年
評価基準	<p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p>		
構成資産	<p>賀茂別雷神社(上賀茂神社)、賀茂御祖神社(下鴨神社)、教王護国寺(東寺)、清水寺、延暦寺、醍醐寺、仁和寺、平等院、宇治上神社、高山寺、西芳寺(苔寺)、天龍寺、鹿苑寺(金閣寺)、慈照寺(銀閣寺)、龍安寺、本願寺、二条城</p>		
概要	<p>京都は、794年から1868年にかけて天皇が居所をおいた日本の首都であり、武家政権が政治の中心を鎌倉と江戸に移した時期以外、文化・経済・政治の中心として繁栄した。</p> <p>北、西、東の三方を丘陵に囲まれた盆地という地理的特徴を利用して建設された都市であり、中央の平地部では、幾多の兵火に見舞われて火災が頻発し、多くの建物などが失われては再興されるという繰り返しであった。しかし、周辺の高麗部は災害を免れ、起伏に富んだ自然地形を利用して建てられた大寺院や山荘・庭園が、今でも多数残されている。</p> <p>平地部にも東寺や二条城などの大きな規模の記念物や、各種の伝統的な住宅様式を示す町並みなどの文化遺産が、条坊制の中に残っている。8世紀に創建された東寺には、11世紀から19世紀に至る各時代の建物が建ち並び、16世紀に建造された二条城には、広大な敷地に当時の華やかな建物が残っている。</p>		

世界文化遺産名	白川郷・五箇山の合掌造り集落		
所在地	岐阜県白川村 富山県南砺市		
推薦年	平成 6 年	登録年	平成 7 年
評価基準	<p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p> <p>(v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形</p>		

	態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境のふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。
構成資産	<small>しらかわむらおきまちちく</small> 白川村荻町地区、 <small>たいらむらあいのくらちく</small> 平村相倉地区、 <small>かみたいらむらすがぬまちく</small> 上平村菅沼地区
概要	<p>白川郷の集落は、大型の木造民家群から構成されている。茅葺きの合掌造りの大きな屋根の下は3～5階から成り、1階は広い居室空間、2階以上は屋根裏部屋の寝室あるいは作業空間となっている。1棟には数十人から成る大家族が住むのが一般的であった。</p> <p>18～19世紀の民家約50棟が集中して残る荻町地域は、山間の田畑の中に位置し、周囲を広葉樹林が囲み、民家は中央の谷筋の方向に平行して棟を並べ、急勾配の茅葺屋根とあいまって、独特の集落景観を構成している。</p> <p>白川郷は本州のほぼ中央の山間部にあり、17世紀末期から江戸幕府の直轄支配下にあった。住民の多くは、農耕の他に山林樹木の伐採・搬出や養蚕を生業とし、民家内の屋根裏部屋では、養蚕の作業なども行われていた。</p> <p>また、「結」と呼ばれる住民の相互扶助組織があり、屋根の葺き替えなどの家屋維持を共同して行う慣習が残っている。居住と作業のための大規模な空間を持ち、大家族が暮らした民家の連なる白川集落は、世界的にもユニークな景観を成している。</p>

世界文化遺産名	原爆ドーム		
所在地	広島県広島市		
推薦年	平成7年	登録年	平成8年
評価基準	(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。		
構成資産	原爆ドーム		
概要	<p>原爆ドームは、広島県の物産の改良増進を図り、産業の発展に貢献する目的で、大正4年4月に建設された広島県物産陳列館で、チェコの建築家ヤン・レツルが設計した。北方の中国山地から広島湾へと流れる太田川が形成したデルタ上、太田川（本川）と元安川の分岐する地点が建設場所選ばれ、その河岸の約2,310㎡を埋め立て、旧広島藩の米倉と民有地を整地して加え、全体で約3,200㎡を敷地として使用していたと言われている。</p> <p>建物は、煉瓦と鉄筋コンクリートで作られた3階建てで、正面中央階段室を5階建てドームとし、一部に地階を有していた。屋根のドーム部分は銅板葺、その他はスレート葺とし、ドーム先端までの高さはおよそ25m、建築面積はおよそ1,002㎡であった。また、洋風庭園や和風庭園も整備されていた。</p> <p>原爆の爆心地からは、北西約160mの至近距離にあり、熱線と爆風を浴びて大破、全焼した。しかし、爆風が上方からほとんど垂直に働いたため、ドーム中心部は奇跡的に倒壊を免れたと考えられている。「原爆ドーム」という呼び名は、建物の頂上天蓋の残骸が傘状になっている姿から、いつ頃からともなく、市民の間から誰ということもなく自然に言い出されたと言われている。</p>		

世界文化遺産名	厳島神社		
所在地	広島県廿日市市		
推薦年	平成 7 年	登録年	平成 8 年
評価基準	<p>(i) 人類の創造的才能を表す傑作である。</p> <p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。</p>		
構成資産	いづくしまじんじや 厳島神社の建造物群、前面の海及び背後の森林		
概要	<p>厳島神社は、瀬戸内海の島を背後にして、その入江の海の中に木造建物が建ち並ぶ日本でも珍しい神社である。社殿構成は 12 世紀に始まったが、その後焼失し、1241 年に再建された。海に建つ木造建物として過酷な環境下にありながら、歴代政権の厚い庇護に支えられ、古い様式を今日に伝えている。</p> <p>社殿背後の厳島は約 30 km²の島で、特別史跡及び特別名勝に指定されている。古くから主峰である弥山が崇敬の対象となり、島全体が神聖視され、ここに神社が造営されたのもその故であると考えられている。また、厳島の緑濃い森林が海岸線に迫る美しい自然景観は、17 世紀頃から「日本三景」の一つとして称えられてきた。特異な構造をもつ厳島神社はこのような自然景観の中、海に向かって建ち並んでいる。</p>		

世界文化遺産名	古都奈良の文化財		
所在地	奈良県奈良市		
推薦年	平成 9 年	登録年	平成 10 年
評価基準	<p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。</p>		
構成資産	とうだいじ こうふくじ かすがたいしや かすがやまげんしりん がんごうじ やくしじ とうしょうだいじ へいじょうきょうあと 東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡		
概要	奈良は、710 年から 794 年までの日本の首都であり、政治・経済・文化の中心として栄えた。この時代に中国（唐）との交流を通して日本文化の原型が形成さ		

	<p>れた。また、794年に首都が京都へ移った後も、大社寺を中心にした地域が宗教都市として存続し、繁栄した。</p> <p>平城宮は、首都の北部中央に設けた天皇の居所であり、それに行政機関の施設が附属したものである。当時の宮殿や役所などの木造建築の遺構は今でも地下に良好に保存されている。首都とその周辺に造営された多くの社寺は、8世紀のものを始め各時代の建物が残っている。</p> <p>薬師寺・唐招提寺には、8世紀の日本古代建物が残っており、これらは当時の仏教寺院の伽藍を代表するものである。東大寺・興福寺は、主要部分については創建当初のものが失われたが、広大な境内地には8世紀の建物が一部残っている。</p> <p>失われたものの多くは12世紀に再興された。再興に際しては、当時の新しい中国の建築技術が導入され、その代表的建物が東大寺南大門である。また、8世紀に再興された東大寺の金堂は世界最大の木造建物である。春日大社の建物は主に19世紀中頃に再建され、日本の本格的な神社の伝統によって20年ごとの造り替えが繰り返されており、伝統の様式を今に伝えている。</p>
--	--

世界文化遺産名	日光の社寺		
所在地	栃木県日光市		
推薦年	平成10年	登録年	平成11年
評価基準	<p>(i) 人類の創造的才能を表す傑作である。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。</p>		
構成資産	<small>ふたらしんじんじや</small> 二荒山神社、 <small>とうしょうぐう</small> 東照宮、 <small>りんのうじ</small> 輪王寺		
概要	<p>日光は、徳川初代将軍家康の霊廟である東照宮が1616年に造営されて以来、徳川幕府の聖地となった。東照宮は、その後1636年に全面的に大規模な造り替えが行われ、現在の規模・構造になった。さらに、1653年には3代将軍家光の霊廟である大猷院が造営された。</p> <p>また、8世紀以来、日光は男体山を中心とする山岳信仰の聖地であり、山麓や中禅寺湖畔には早くから社寺が営まれていた。</p> <p>東照宮が造営された男体山の東麓には、さきに輪王寺と二荒山神社があり、それらを合わせて大規模に造営された。幕府が総力をあげて造営した建物は、人物・動物・植物などの彫刻を多用し、漆塗や彩色、飾り金具などで華やかに飾られている。</p>		

世界文化遺産名	琉球王国のグスク及び関連遺産群		
所在地	沖縄県今帰仁村・読谷村・北中城村・中城村・うるま市・那覇市・南城市		
推薦年	平成 11 年	登録年	平成 12 年
評価基準	<p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。</p>		
構成資産	<small>なきじんじょうあと さきみじょうあと かつれんじょうあと なかくすくじょうあと しゅりじょうあと そのひやんうたきいしもん</small> 今帰仁城跡、座喜味城跡、勝連城跡、中城城跡、首里城跡、園比屋武御嶽石門、 <small>たまうどうん しきなえん せーふあうたき</small> 玉陵、識名園、斎場御嶽		
概要	<p>15 世紀前半に三王国が統一されて成立した琉球王国は、中国・朝鮮・日本・東南アジア諸国との広域の交易を経済的な基盤とし、当時の日本の文化とは異なった国際色豊かな独特の文化を形成した。その特色を如実に反映している文化遺産が城（グスク）である。</p> <p>今帰仁城、座喜味城、勝連城、中城城は、いずれも三国鼎立期から琉球王国成立期にかけて築かれた城である。また、首里城は琉球王がその居所と統治機関を設置するために築いたものである。これらの城壁は、主として珊瑚石灰岩により造営されており、曲面を多用した琉球独自の特色を備えている。さらに、王室関係の遺跡として円覚寺跡、玉陵、識名園（別邸）が残り、王国文化をうかがうことができる。</p>		

世界文化遺産名	紀伊山地の霊場と参詣道		
所在地	三重県尾鷲市・熊野市・大紀町・紀北町・御浜町・紀宝町 奈良県五條市・吉野町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村 和歌山県新宮市・田辺市・かつらぎ町・九度山町・高野町・白浜町・すさみ町・那智勝浦町		
推薦年	平成 15 年	登録年	平成 16 年
評価基準	<p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他</p>		

	の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
構成資産	<p>【霊場「吉野・大峯」】吉野山、吉野水分神社、金峯神社、金峯山寺、吉水神社、大峰山寺</p> <p>【霊場「熊野三山」】熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社、青岸渡寺、那智大滝、那智原始林、補陀洛山寺</p> <p>【霊場「高野山」】丹生都比売神社、金剛峯寺、慈尊院、丹生官省符神社</p> <p>【参詣道】大峯奥駈道<玉置神社を含む>、熊野参詣道<<中辺路<熊野川を含む>・小辺路・大辺路・伊勢路<七里御浜、花の窟を含む>>>、高野山町石道</p>
概要	<p>紀伊山地は、太古の昔から自然信仰の精神を育んだ地であり、6世紀の仏教伝来以降、真言密教を始めとする山岳修行の場となった。中でも、10世紀中頃から11世紀代に成立した修験道は、大峰山系の山岳地帯を中心的な修行の場としていた。また、9～10世紀に広く流布した「神仏習合」思想の聖地としても信仰を集めた。さらに、10～11世紀頃には「末法思想」が流行し、死後に極楽浄土に往生することを願う「浄土宗」が広まった。これに伴って、都の南方に広がる紀伊山地には浄土があると信じられるようになった。</p> <p>このように、この地方の神聖性が重要視された背景には、深い山々が南の海に迫る独特の地形や景観構成などが大きく影響していたと考えられている。</p> <p>このような特有の自然環境に根ざして育まれた多様な信仰の形態を背景として、「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」の三つの霊場とそれらを結ぶ「参詣道」が形成された。</p>

世界文化遺産名	石見銀山遺跡とその文化的景観		
所在地	島根県大田市		
推薦年	平成 18 年	登録年	平成 19 年
評価基準	<p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。</p> <p>(v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境のふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。</p>		
構成資産	<p>銀山柵内、代官所跡、矢滝城跡、矢筈城跡、石見城跡、大森・銀山、宮ノ前、熊谷家住宅、羅漢寺五百羅漢、石見銀山街道鞆ヶ浦道、石見銀山街道温泉津・沖泊道、鞆ヶ浦、沖泊、温泉津</p>		
概要	<p>石見銀山遺跡は、島根県のほぼ中央に位置し、石見銀の採掘・精錬から運搬・積出しに至る鉱山開発の総体を表す「銀鉱山跡と鉱山町」、「港と港町」及びこれらを繋ぐ「街道」から成っている。</p> <p>東西世界の文物交流及び文明交流の物証であり、伝統的技術による銀生産を証明する考古学的遺跡及び銀鉱山に関わる土地利用の総体を表す文化的景観とし</p>		

	て、その価値を持っている。
--	---------------

世界文化遺産名	平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－		
所在地	岩手県平泉町		
推薦年	平成 18 年、22 年	登録年	平成 23 年
評価基準	<p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。</p>		
構成資産	中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山		
概要	<p>平泉は、11 世紀から 12 世紀の日本列島北部において、仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営された政治・行政上の拠点である。</p> <p>その拠点に存在する 4 つの庭園は、奥州藤原氏により、現世における仏国土（浄土）の象徴的な表現、つまり池泉・樹林・金鶏山頂と関連して仏堂を周到に配置することにより実体化した理想郷の光景として造営された。4 つの庭園のうち 3 つは、神聖な山である「金鶏山」に焦点を合わせており、浄土思想の理想と、庭園・水・周辺景観の結び付きに関する日本古来の概念との融合を例証している。</p> <p>また、浄土庭園のうち 2 つは、発掘調査により発見された多くの詳細事項に基づき復元されたものであり、他の 2 つは現在も地下に埋蔵されたまま残されている。</p> <p>さらに、重厚に金箔を貼った中尊寺の仏堂は、12 世紀から残る唯一のものであり、奥州藤原氏の巨大な富を反映している。</p> <p>かつての巨大な政治・行政上の拠点に存在し、浄土庭園、12 世紀から残存する顕著な仏堂、神聖なる金鶏山との関係を伴う 4 つの寺院仏堂の複合体は、平泉の財力を反映する類いまれなる集合であり、日本の他の都市の仏堂や庭園にも影響を与えた計画・庭園の意匠設計に関する概念を表している。</p>		

世界文化遺産名	富士山－信仰の対象と芸術の源泉		
所在地	山梨県富士吉田市・身延町・鳴沢村・富士河口湖町・山中湖村・忍野村、静岡県静岡市・富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山町		
推薦年	平成 24 年	登録年	平成 25 年
評価基準	<p>(iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。</p>		
構成資産	富士山城（山頂の信仰遺跡群、大宮・村山口登山道、須山口登山道、須走口登山道、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社、西湖、精進湖、本栖湖）、		

	<small>ふじさんほんぐうせんげんたいしや やまみやせんげんじんじや むらやませんげんじんじや すやませんげんじんじや ふじせんげんじんじや</small> 富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、須山浅間神社、富士浅間神社 <small>すばしりせんげんじんじや かわぐちあさまじんじや ふじおむろせんげんじんじや おしじゅうたく きゅうとがわけじゅうたく</small> (須走浅間神社)、河口浅間神社、富士御室浅間神社、御師住宅(旧外川家住宅)、 <small>おしじゅうたく おさのけじゅうたく やまなかこ かわぐちこ おしのはっかい てぐちいけ おしのはっかい おかまいけ</small> 御師住宅(小佐野家住宅)、山中湖、河口湖、忍野八海(出口池)、忍野八海(お釜池)、 <small>おしのはっかい そこなしいけ おしのはっかい ちようしいけ おしのはっかい わくいけ おしのはっかい にごりいけ</small> 忍野八海(底抜池)、忍野八海(銚子池)、忍野八海(湧池)、忍野八海(濁池)、 <small>おしのはっかい かがみいけ おしのはっかい しやうぶいけ ふなつたないいじゅけい よしたたいないいじゅけい</small> 忍野八海(鏡池)、忍野八海(菖蒲池)、船津胎内樹型、吉田胎内樹型、 <small>ひとあなふじこういせき しらいとのたき みほのまつばら</small> 人穴富士講遺跡、白糸ノ滝、三保松原
概要	<p>富士山は、標高 3,776mの極めて秀麗な山容を持つ円錐成層火山で、南面の裾野は駿河湾の海浜にまで及び、山体の海面からの実質的な高さは世界的にも有数である。古くから噴火を繰り返したことから、霊山として多くの人々に畏敬され、日本を代表し象徴する「名山」として親しまれてきた。山麓には社殿が建てられ、後に富士山本宮浅間大社や北口本宮浅間神社が成立した。平安時代から中世にかけては修験の道場として繁栄したが、近世には江戸とその近郊に富士講が組織され、多くの民衆が大規模な登拝活動を展開した。このような日本独特の山岳民衆信仰に基づく登山の様式は現在でも残っており、特に夏季を中心として訪れる多くの登山客とともに、富士登山の特徴を成している。また、「一遍聖絵」を始め、葛飾北斎による「富嶽三十六景」などの多くの絵画作品に描かれたほか、「万葉集」や「古今和歌集」などにも富士山を詠んだ多くの和歌が残されている。</p> <p>このように、富士山は一国の文化の基層を成す「名山」として世界的に著名であり、日本の最高峰を誇る秀麗な成層火山であるのみならず、信仰の対象と芸術の源泉として、また、文学の諸活動に関連する文化的景観として世界的な意義を持つことから、顕著な普遍的価値を持つと評価された。</p>

世界文化遺産名	富岡製糸場と絹産業遺産群		
所在地	群馬県富岡市・伊勢崎市・藤岡市・下仁田町		
推薦年	平成 25 年	登録年	平成 26 年
評価基準	(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。 (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。		
構成資産	富岡製糸場、田島弥平旧宅、高山社跡、荒船風穴		
概要	<p>富岡製糸場と絹産業遺産群は、世界経済の貿易を通じた一体化が進んだ 19 世紀後半から 20 世紀にかけて、高品質な生糸の大量生産の実現に貢献した技術交流と技術革新を示す集合体である。その結果、世界の絹産業の発展と絹消費の大衆化がもたらされた。</p> <p>この技術革新は、製糸技術の革新と、原料となる良質な繭の増産を支えた養蚕技術の革新の双方があいまって成し遂げられたものである。本資産は、製糸とこれを支える養蚕の技術革新の過程を示す構成要素を併せ持ち、生糸を生産する過程全体を今日に伝える顕著な見本となっている。</p>		

世界文化遺産名	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業
所在地	福岡県北九州市・大牟田市・中間市 佐賀県佐賀市

	長崎県長崎市 熊本県荒尾市・宇城市 鹿児島県鹿児島市 山口県萩市 岩手県釜石市 静岡県伊豆の国市		
推薦年	平成 26 年	登録年	平成 27 年
評価基準	(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。 (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。		
構成資産	【萩の産業化初期の時代の遺跡群】 ^{はぎはんしゃろ えびすがはなぞうせんじよあと おおいたやま} 萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、 ^{かいてつせき はぎじょうかまち しょうかそんじゅく} 萩城下町、松下村塾 【集成館】 ^{きゅうしゅうせいぐん てらやますみがまあと せきよし そすいこう} 旧集成館、寺山炭窯跡、関吉の疎水溝 【葦山反射炉】 ^{いらやまはんしゃろ} 葦山反射炉 【橋野鉄鉦山】 ^{はしのてつこうざん こうろあと} 橋野鉄鉦山・高炉跡 【三重津海軍所跡】 ^{みえつかいぐんしよあと} 三重津海軍所跡 【長崎造船所】 ^{こすがしゅうせんじょうあと みつびしながきぞうせんじよだいさんせんきよ} 小菅修船場跡、三菱長崎造船所第三船渠、同ジャイアント・カンチレバークレーン、同旧木型場、同占勝閣 【高島炭坑】 ^{たかしまんこう はしまんこう} 高島炭坑、端島炭坑 【旧グラバー住宅】 ^{きゅうがらばあじやう} 旧グラバー住宅 【三池炭鉦・三池港】 ^{みいけたんこう みいけこう} 三池炭鉦・三池港 【三角西港】 ^{みすみにし きゅう こう} 三角西（旧）港 【官営八幡製鐵所】 ^{かんえいやわたせいてつしよ おんががわすいげんち しつ} 官営八幡製鐵所、遠賀川水源地ポンプ室		
概要	<p>「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」は、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけて、幕末から明治期の日本における重工業分野（製鉄・製鋼、造船、石炭産業）の急速な産業化の道程を、時間軸に沿って証言する一連の産業遺産（現役産業施設を含む。）により構成されている。</p> <p>これらの資産は、8 県 11 市に立地し地理的に分散しているが、群として全体で、「西洋の科学技術の伝播の波が伝統的な日本の文化と融合し、日本が極めて短い間に産業化を遂げたことは、技術の歴史等において、極めて類いまれなことである」等の顕著な普遍的価値を有していると言えることができる。</p>		

(注) 1 文化遺産オンライン（文化庁が運営する我が国の文化遺産についてのポータルサイト）の記述に基づき当省が作成した。ただし、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、文化遺産オンラインに掲載されていないため、「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会の資料を用いた。

2 「評価基準」欄の記載は、P17 の世界遺産条約履行のための作業指針における顕著な普遍的価値の評価基準による。

図表 1－(2)－② 世界遺産条約締結に係る国内立法措置（国会審議抜粋）

第 123 回国会 参議院外務委員会議事録第 10 号（平成 4 年 6 月 18 日）

○ 松前達郎議員

（前略）この条約を実施するに当たっての国内措置についてお伺いしたいのですが、それぞれの締約国が文化・自然遺産の認定ができる、また保護等についてもそれぞれ自主的にそういうものを決めていくということだと思ふのですね。これと国内法との関係なのですね。特に国内法にさわらなくてもいいのだということを確認最初の説明のときにお伺いしたわけですが、新たな立法措置は要らない、そういう結論に達したというふうなお話だったわけですね。

現在のこれに関連する国内法といえば、文化財保護法ですとかあるいは自然公園の法律ですとかあるいは自然環境保全の法律というのがあるわけです。この条約を実施するに当たってこの三つの法律、これでもって十分コントロールできるのかということですが、これらで万全が期せられるかどうか、これについてひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○ 小西正樹説明員（外務大臣官房審議官）

お答え申し上げます。

今、先生が御指摘のとおり、この条約におきましては、各締約国が条約第 1 条に定めております顕著な普遍的価値を有する文化遺産、自然遺産というものを、第 3 条で規定しておりますとおり、それぞれの国が認定してその保護、保存、整備、そしてそれを将来の世代へ伝えていくための措置をとることが規定されております。この義務は、まず締約国が第一義的に負うということが第 4 条に決められているところでございます。

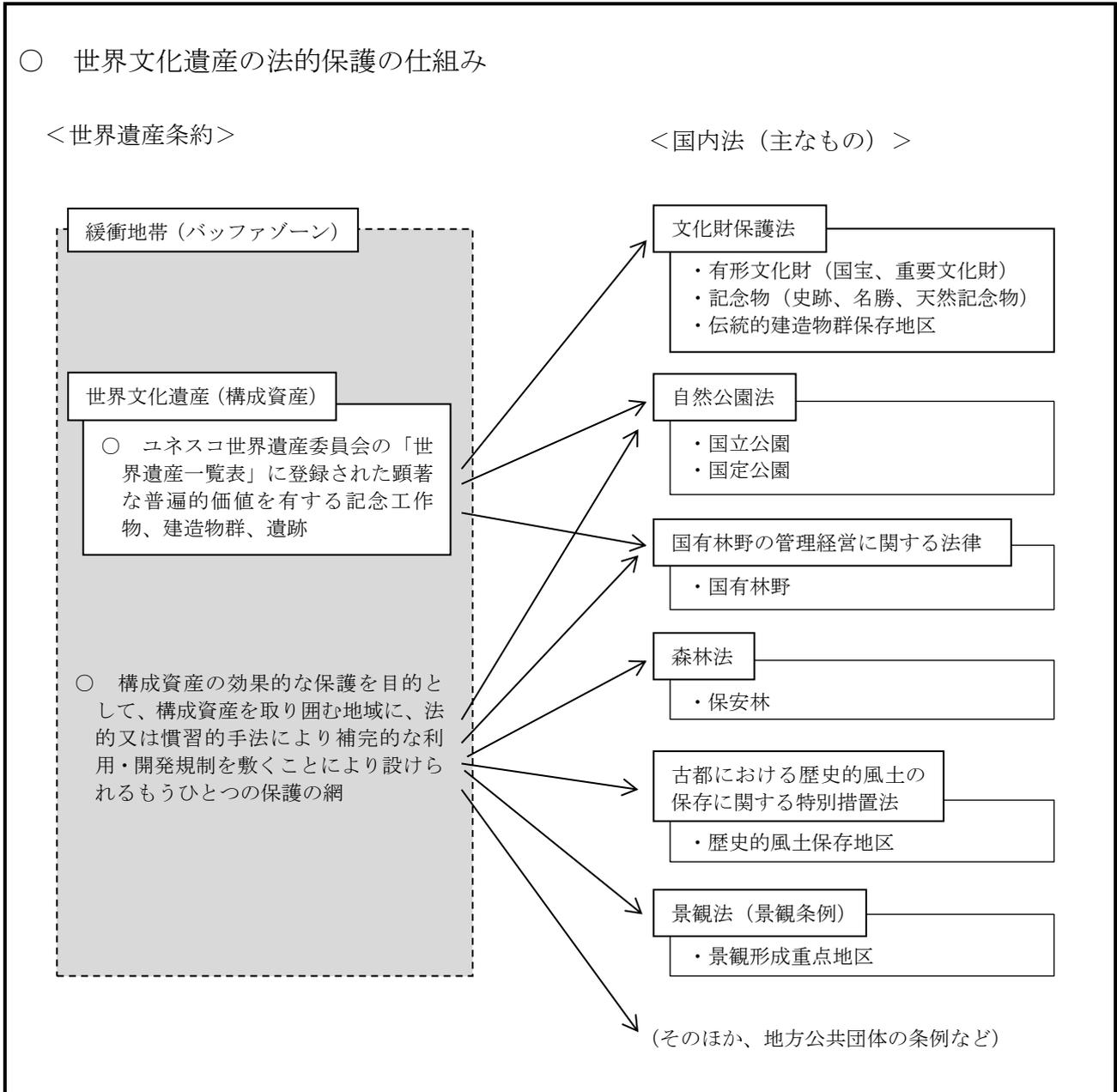
それで、我が国におきましては、この条約上の遺産に該当する可能性のあるものを含めまして一般に文化的及び自然のすぐれた価値を有する物件の保護、保全を目指した法律といたしましては、先生御指摘のとおり、文化財保護法、自然環境保全法、自然公園法、こういった関係の法令があるわけでございます。我が国がこの条約を締結いたしました場合には、我が国の認定する遺産はこれらの法令に基づき保護される体制にあるわけでございます。

これらの関係国内法令によって条約実施確保のための国内的な措置が万全であるのかという趣旨の御質問でございますけれども、文化財保護法は、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物、重要伝統的建造物群保全地区の指定または選定並びにこれらの物件に係る管理、現状変更の制限、修理または復旧及び指定物件の告示、公開等の措置について詳細に規定しております。また、自然環境保全法は、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定及び公示並びにこれらの物件に係る保全のための規制または施設、行為の制限等の措置について規定しているわけでございます。さらに自然公園法は、国立公園、国定公園等の指定及び公示並びにこれら公園等の保護または利用のための規制または施設、行為の制限等の措置について規定しております。

この条約が締約国に求めております保存、保護、整備、活用、こういった措置につきましては、これらの関係国内法により十分に措置できるというのが私どもの関係省庁との検討の結果でございます。

（注）下線は当省が付した。

図表 1-(2)-③ 我が国における世界文化遺産の法的保護の概念図



(注) 当省の調査結果による。

図表 1－(2)－④ 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）＜抜粋＞

第 2 文化芸術振興に関する重点施策

「第 1 社会を挙げての文化芸術振興」の下、重点的に取り組むべき施策の方向性（重点戦略）については、以下のとおりとする。

1 五つの重点戦略

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として「文化芸術立国」を実現するため、以下の五つの重点戦略を強力に進める。

重点戦略 1～2（略）

重点戦略 3：文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、文化芸術を次世代へ確実に継承する。また、文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災・防犯対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。
- ◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。また、文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。

（略）

- ◆ 地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む。

（以下略）

（注）下線は当省が付した。

図表 1－(2)－⑤ 文化財保護法の規定（管理、修理等に関する補助）＜抜粋＞

【重要文化財】

（管理又は修理の補助）

第 35 条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2・3 （略）

【史跡名勝天然記念物】

（所有者による管理及び復旧）

第 119 条 （略）

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項(同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

【重要伝統的建造物群保存地区】

（管理等に関する補助）

第 146 条 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

（注）下線は当省が付した。

図表 1－(2)－⑥ 世界文化遺産における文化財保存事業費補助金の交付実績

(単位：千円)

No.	世界文化遺産名	平成 25 年度	26 年度
1	法隆寺地域の仏教建造物	37,500	16,150
2	姫路城	304,739	319,173
3	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	967,384	917,005
4	白川郷・五箇山の合掌造り集落	30,016	55,082
5	原爆ドーム	0	0
6	厳島神社	50,000	97,008
7	古都奈良の文化財	389,835	390,272
8	日光の社寺	842,846	832,222
9	琉球王国のグスク及び関連遺産群	150,134	170,001
10	紀伊山地の霊場と参詣道	70,046	112,238
11	石見銀山遺跡とその文化的景観	52,498	77,276
12	平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－	96,844	44,250
13	富士山－信仰の対象と芸術の源泉	156,457	63,720
14	富岡製糸場と絹産業遺産群	－(注3)	150,678
合 計		3,148,299	3,245,075
文化財保存事業費補助金交付総額		34,971,240	37,011,898

(注) 1 文化庁の資料に基づき当省が作成した。

2 各世界文化遺産への交付実績は、世界文化遺産の構成資産となっている文化財（重要文化財（建造物）、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物保存地区）の管理、修理等の事業に交付された文化財保存事業費補助金の合計である。

3 「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、平成 26 年度に世界文化遺産に登録されたため、25 年度は世界文化遺産への交付ではないと整理し、交付実績は記載していない。

4 「文化財保存事業費補助金交付総額」は、世界文化遺産に登録された文化財だけでなく、美術工芸品、埋蔵文化財、無形文化財などを含む全ての国指定文化財への当該補助金交付額の総額である。

5 本表の交付実績には、「文化遺産を活かした地域活性化事業」の交付額は含まない。

図表 1 - (2) - ⑦ 文化遺産を活かした地域活性化事業（平成 27 年度）の概要

区 分	内 容	
実 施 方 法	「世界遺産」に登録された地方公共団体、又は地域の文化遺産が所在する地方公共団体が、文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する実施計画を策定し、補助事業者が行う当該計画に盛り込まれた事業に対して補助を行う。	
補助事業の種類	世界文化遺産活性化事業	地域の文化遺産次世代継承事業
補 助 事 業 者	世界文化遺産の構成資産が所在する地方公共団体等によって構成される実行委員会等	地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会）等により構成される実行委員会等
補助対象メニュー	<p>① 世界文化遺産情報発信、人材育成事業</p> <p>i 世界文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の製作</p> <p>ii 世界文化遺産を総合的に紹介するボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成</p> <p>② 世界文化遺産普及啓発事業 世界文化遺産の普及啓発のための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）</p> <p>③ 調査研究事業 世界文化遺産に関する調査研究事業</p>	<p>① 地域の文化遺産情報発信、人材育成事業</p> <p>i 地域の文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の製作</p> <p>ii 地域の文化遺産を総合的に紹介するボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成</p> <p>② 地域の文化遺産普及啓発事業 地域の文化遺産の普及啓発のための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）</p> <p>③ 地域の文化遺産継承事業</p> <p>i 人材育成（後継者の育成等）</p> <p>ii 地域の文化遺産の継承のために用いる用具の新調、修理</p> <p>iii 原材料の確保のための取組</p> <p>④ 地域の文化遺産記録作成、調査研究事業 地域の文化遺産の保存継承に関する記録作成又は調査研究</p> <p>⑤ その他 地域の文化遺産を活かした地域活性化に資すると認められる事業</p>
事業開始年度	平成 27 年度	平成 25 年度
採 択 事 業 数	平成 27 年度・・・20 件（12 遺産）	平成 27 年度・・・358 件（注 4） 26 年度・・・326 件（注 5） 25 年度・・・623 件（注 5 及び 6）
交 付 総 額	平成 27 年度・・・2 億 1,001 万円（注 2）	平成 27 年度・・・18 億 6,850 万円（注 2 及び 4） 26 年度・・・20 億 8,867 万円（注 5） 25 年度・・・23 億 6,104 万円（注 5 及び 6）

(注) 1 文化庁の資料に基づき当省が作成した。

2 交付総額は、平成 27 年度については、予算額である。

3 平成 27 年度「文化遺産を活かした地域活性化事業」には、補助事業の種類については、表中の 2 つの事業のほか「歴史文化基本構想策定支援事業」が含まれるが省略している。

4 平成 27 年度から、世界文化遺産に対する補助は、「世界文化遺産活性化事業」により行うこととなったことから、採択事業数及び交付総額には、世界文化遺産に対する補助実績は含まない。

5 内数として世界文化遺産に対する補助実績が含まれる。

6 平成 25 年度まで補助事業メニューの一つであった「伝統文化親子体験教室事業」の実績も含まれる。

図表 1－(2)－⑧ 平成 26 年度「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」記載要領<抜粋>

A. 報告様式（用紙、文字数、ページ数、フォント）
（略）

B. 報告項目及び各報告項目における留意点

報告項目は次の 1.～11. に示す 11 項目とし、報告は平成 27 年 3 月 1 日を基準日として行うこと。
1.～5.（略）

6. 資産に影響を与える要因

留意点：

別紙に示すような資産の保全に影響を与える要因がある場合には、その要因への対応（対応をまだ行っていない場合には方針や方向性）も含め、個別具体的に記述すること。

【記載例】

6. 資産に影響を与える要因

●●市▲▲地区（緩衝地帯）において、△△工業地帯の開発計画がある。●●市と対応について協議しており、●●●●する方向で調整している。

（以下略）

別紙

◆「保全状況報告書」6. 資産に影響を与える要因（第 2 期世界遺産委員会定期報告資料より抜粋）

	名称	例
3.1	建造物と開発	比較的局所された地域における物理的「証拠」：観光施設、レクリエーション施設、現代的な工事など
	3.1.1 住宅	都市の高層建築/都市の乱開発、スカイラインの浸食/変更 など
	3.1.2 商業開発	高層ビル群、大型ショッピングセンター、スカイラインの浸食/変更 など
	3.1.3 工業地帯	個別の工場、工業地域/団地、スカイラインの浸食/変更 など
	3.1.4 主な来訪者宿泊施設と関連するインフラ	主な来訪者宿泊施設と関連するインフラ（ホテル、レストラン、ゴルフ場、スキー場など）、主な高級観光施設（展望台、ケーブルカーなど）
	3.1.5 普及と来訪を促す施設	来訪者への説明施設（ビジターセンター、ミュージアムなど）、標識、トレイルの整備、案内所、簡易なキャンプ場、係留具、マイカープイ
3.2	輸送インフラ	物理的「証拠」と使用による波及効果（来訪者の輸送インフラを含む）
	3.2.1 地上輸送インフラ	道路、駐車場、鉄道（附属の建造物を含む）、輸送ターミナル
	3.2.2 空路輸送インフラ	空港、滑走路
	3.2.3 海路輸送インフラ	港と港湾施設
	3.2.4 輸送インフラの使用により生起する影響	道路における車両通行への影響、海上交通への影響、空路への影響
3.3	公共施設	ライフライン（ガス、電気、水道など）関連の開発とその他の必要なサービス
	3.3.1 水インフラ	ダム、水門、タンク、ポンプ場、新システム/インフラの紹介
	3.3.2 再生可能エネルギー施設	サーマル、潮汐、太陽光、風力
	3.3.3 非再生可能エネルギー施設	原子力発電所、石炭火力発電所、石油/ガス施設
	3.3.4 地域のユーティリティ施設	焼却炉、携帯電話用電波塔、下水処理、マイクロ波/テレビ/ラジオ用電波塔
	3.3.5 主要な線形施設ユーティリティ施設	ライフラインとその施設、パイプラインその他、排水路
3.4	汚染	ゴミ、固形廃棄物など全ての種類の汚染（家庭もしくは商業活動からの汚染）
	3.4.1 海洋汚染	海洋投棄、船底排水の流出、海洋汚染における固形ゴミ
	3.4.2 地下水汚染	油/化学物質の流出、工業排水、農業排水、家庭排水/ゴミ、酸性硫酸塩土壌、排水流出、鉱山/廃石、排水
	3.4.3 地表水汚染	酸性雨、鉱山/廃石、排水、農業排水
	3.4.4 大気汚染	過度な煙又は他の空気中の浮遊物、塵、化石燃料の使用による大気汚染物質等の排出の地理的影響
	3.4.5 固形廃棄物	鉱山廃石、ゴミくず、産業廃棄物、家庭ゴミ
	3.4.6 エネルギーの過剰投入	不適切な都市の照明、熱汚染などを含む生態系を乱す熱と光の投入

3.5	生物学的資源の利用と変更		野生動植物収集/収穫（林業、漁業、狩猟採集）と、栽培・養殖された種の収穫（造林、農業、養殖漁業）
	3.5.1	海洋資源の漁獲/収集	トロール漁業、網漁、釣り、スポーツフィッシング、漁場の収集/収穫、手づかみ/突発的事項
	3.5.2	養殖	海水、淡水養殖
	3.5.3	土地転換	農業（作物と家畜）、農学、林業
	3.5.4	牧畜/放牧	農場での、もしくは牧畜家による放牧
	3.5.5	作物生産	深い耕作、植えた農業の拡大、伝統作物、伝統的なシステム、造園
	3.5.6	商業用の野生植物の収集	製薬貿易、薬草、家畜飼料の収集、きのこ狩り、わらぶきなど
	3.5.7	自給自足用の野生植物の収集	※生計のための個人的な狩猟、採集、収集を対象・経済的利用は対象外
	3.5.8	商業用の狩猟	野生動物の肉貿易、案内のある狩猟ゲーム
	3.5.9	生計用の狩猟	生計用の狩猟
	3.5.10	林業/木材生産	伐木搬出、パルプ生産、植林による全ての作業、修復/再生、持続可能な木材伐採
3.6	物的資源の採取		
	3.6.1	鉱山	
	3.6.2	砕石	岩、砂、砂利
	3.6.3	石油とガス	
	3.6.4	水	
3.7	物理的構造に影響を与える現地状況		遺産の構造の悪化の過程を促進もしくは寄与する環境もしくは生物的要因（大気汚染 3.4.4、天気攪乱 3.10、観光活動 3.8.6）
	3.7.1	風	浸食、振動
	3.7.2	相対湿度	
	3.7.3	気温	
	3.7.4	放射線/光	
	3.7.5	塵	
	3.7.6	水	
	3.7.7	害虫	
	3.7.8	微生物	
3.8	遺産の社会的/文化的利用		遺産の構造の悪化過程に寄与する要因。特定の価値（儀式、宗教的価値）を強化する正の影響を与える活動がある一方で、価値を損ない、遺産の悪化につながりうる活用もある。
	3.8.1	儀式的/精神的/宗教的及び共同活用	儀式的/精神的/宗教活用及び協会、祭式/儀礼
	3.8.2	遺産の社会的価値づけ	価値の変化に伴う遺産という資源の新たな活用、遺産資源の現在の活用や追加、価値の相反、廃棄
	3.8.3	現地の狩猟、採集、収集	
	3.8.4	伝統的な生活の在り方や知識体系の変化	資産に関連する伝統的な知識や実践の喪失
	3.8.5	アイデンティティ、社会的結びつき、地域住民及びコミュニティにおける変化	アイデンティティと社会的結びつきの変化、生計における変化、資産へのもしくは資産からの移住、地元住民とコミュニティにおける変化
	3.8.6	観光/来訪者/レクリエーションの影響	不適切な説明や説明の不在、過度の来訪、資産の内部/外部における販売行為の増加、共同体支援の構築や持続可能な生活
3.9	その他の人間活動		（地域コミュニティへの影響は 3.8）
	3.9.1	不法行為	生物学的資源の不法採取（密漁など）、場の不法占有、不法建築 など
	3.9.2	遺産の意図的な破壊	芸術文化の破壊、落書き、政治的動機に基づく活動、放火
	3.9.3	軍事演習	
	3.9.4	紛争	
	3.9.5	テロリズム	
	3.9.6	市民争乱	
3.10	気候変動と天災		
	3.10.1	暴風	竜巻、台風、強風、雹害、落雷、河川氾濫、高波
	3.10.2	洪水	
	3.10.3	干ばつ	
	3.10.4	砂漠化	
	3.10.5	海洋水の変化	
	3.10.6	気温の変化	
	3.10.7	その他の気候変動による影響	
3.11	生態学的あるいは地学的な突然の出来事（自然災害）		
	3.11.1	火山の噴火	
	3.11.2	地震	
	3.11.3	津波	
	3.11.4	雪崩/地滑り	
	3.11.5	浸食とシルテーション/堆積	

	3.11.6	火災	変更された消火体制、消火活動の強い影響、落雷、たばこのポイ捨てなど生態的要因によらない失火
3.12	侵略的/外来種又はその数が著しく増加した生物種		
	3.12.1	移植された生物種	魚類、不適切な作付け、病原体による枝枯病
	3.12.2	侵略的/外来の陸生生物種	雑草、野生動物、齧歯類、病原/寄生虫、微生物
	3.12.3	侵略的/外来の淡水生物種	雑草、魚類病原虫、病原/寄生虫、微生物
	3.12.4	侵略的/外来の海水生物種	雑草、魚類病原虫、病原/寄生虫、微生物
	3.12.5	その数が著しく増加した生物種	生物学的不均衡によって生態系に影響を与える自然発生種
	3.12.6	改変された遺伝子物質	
3.13	管理上及び制度上の要因		
	3.13.1	影響の小さい研究/モニタリング活動	来訪者調査、水質調査、非抽出調査、現地調査
	3.13.2	影響の大きい研究/モニタリング活動	標本破壊調査、形成物又は生物種を持ち出す研究（採取など）
	3.13.3	管理活動	
3.14	その他の要因		

(注) 文化庁の資料に基づき当省が作成した。

図表 1－(2)－⑨ 包括的保存管理計画の例（富岡製糸場と絹産業遺産群）

富岡製糸場と絹産業遺産群「包括的保存管理計画」（平成 24 年 8 月策定）

（目次）

- 第 1 章 目的と経緯
 - 1 計画策定の目的
 - 2 計画策定の経緯
 - 3 計画の位置付け
 - 4 計画の構成

- 第 2 章 顕著な普遍的価値と構成資産
 - 1 顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value)
 - 2 構成資産の範囲
 - 3 構成資産の所有者と管理団体
 - 4 構成資産相互の関連性
 - 5 資産の概要

- 第 3 章 資産の現状
 - 1 資産及び周辺環境全体に共通する現状と課題
 - 2 構成資産の状況

- 第 4 章 包括的保存管理計画全体の基本方針
 - 1 包括的保存管理の基本的な考え方
 - 2 基本方針

- 第 5 章 構成資産の保存管理
 - 1 構成資産共通の保存管理の方針
 - 2 構成資産の保存管理の方法

- 第 6 章 周辺環境を含めた一体的な保全（緩衝地帯）
 - 1 方向性
 - 2 緩衝地帯の設定方針
 - 3 保全の方法
 - 4 地域生活との調和（関連諸計画）

- 第 7 章 公開・活用の推進
 - 1 資産共通の基本方針
 - 2 具体的方策
 - 3 構成資産の整備活用への実施方針

- 第 8 章 保存管理体制の整備と運営
 - 1 資産共通の方針
 - 2 実施方法

- 第 9 章 経過観察（モニタリング）の実施
 - 1 資産共通の方針
 - 2 構成資産の実施方針

- 第 10 章 保存管理のためのアクションプラン
 - 1 策定の趣旨
 - 2 実施期間
 - 3 事業推進と進行管理

（注） 富岡製糸場と絹産業遺産群「包括的保存管理計画」に基づき当省が作成した。

図表 1－(2)－⑩ 管理計画（包括的保存管理計画）の策定状況

世界文化遺産名	所在市町村	登録年	管理計画 (包括的保存管理計画)
法隆寺地域の仏教建造物	奈良県斑鳩町	平成 5 年	—
姫路城	兵庫県姫路市	平成 5 年	—
古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府京都市 " 宇治市 滋賀県大津市	平成 6 年	—
白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県白川村 富山県南砺市	平成 7 年	○ 平成 22 年 12 月策定(白川村世界遺産マスタープラン) 平成 24 年 10 月策定(南砺市五箇山世界遺産マスタープラン)
原爆ドーム	広島県広島市	平成 8 年	—
厳島神社	広島県廿日市市	平成 8 年	—
古都奈良の文化財	奈良県奈良市	平成 10 年	○ 平成 27 年 3 月策定
日光の社寺	栃木県日光市	平成 11 年	—
琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県那覇市 " うるま市 " 南城市 " 今帰仁村 " 読谷村 " 北中城村 " 中城村	平成 12 年	○ 平成 25 年 3 月策定
紀伊山地の霊場と参詣道	三重県尾鷲市 " 熊野市 " 大紀町 " 紀北町 " 御浜町 " 紀宝町 奈良県五條市 " 吉野町 " 黒滝村 " 天川村 " 野迫川村 " 十津川村 " 下北山村 " 上北山村 " 川上村 和歌山県新宮市 " 田辺市 " かつらぎ町 " 九度山町 " 高野町 " 白浜町 " すさみ町 " 那智勝浦町	平成 16 年	○
石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県大田市	平成 19 年	○
平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－	岩手県平泉町	平成 23 年	○
富士山－信仰の対象と芸術の源泉	山梨県富士吉田市 " 身延町 " 鳴沢村 " 富士河口湖町 " 山中湖村 " 忍野村 静岡県静岡市 " 富士宮市 " 富士市 " 裾野市 " 御殿場市 " 小山町	平成 25 年	○
富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県富岡市 " 伊勢崎市 " 藤岡市 " 下仁田町	平成 26 年	○

(注) 1 文化庁の資料に基づき当省が作成した。

2 「紀伊山地の霊場と参詣道」以前の世界文化遺産については、包括的保存管理計画の策定は義務付けられていない。

図表 1－(2)－① 世界文化遺産の管理体制

世界文化遺産名	構成資産	構成資産の所有者等	関係地方公共団体等による協議会等
法隆寺地域の仏教建造物	法隆寺	法隆寺	—
	法起寺	法起寺	
姫路城	姫路城	姫路市	—
古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	賀茂別雷神社(上賀茂神社)	賀茂別雷神社	—
	賀茂御祖神社(下鴨神社)	賀茂御祖神社	
	教王護国寺(東寺)	教王護国寺	
	清水寺	清水寺、地主神社	
	延暦寺	延暦寺	
	醍醐寺	醍醐寺、農林水産省、京都市、個人	
	仁和寺	仁和寺	
	平等院	平等院	
	宇治上神社	宇治上神社	
	高山寺	梅尾山高山寺	
	西芳寺(苔寺)	西芳寺	
	天龍寺	天龍寺	
	鹿苑寺(金閣寺)	鹿苑寺	
	慈照寺(銀閣寺)	慈照寺	
	龍安寺	龍安寺	
本願寺	本願寺		
二条城	京都市		
白川郷・五箇山の合掌造り集落	荻町地区	個人、法人、白川村	○ 世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」関係県市村文化財担当課連絡会議 【構成員】 岐阜県教育委員会社会教育文化課 白川村教育委員会 富山県教育委員会生涯学習・文化財室 南砺市教育委員会教育部文化・世界遺産課 ※ 岐阜県及び富山県に所在する構成資産内での活動状況や課題などについて、一つの世界文化遺産として情報を共有することを目的に、2県1市1村による連絡会議を開催(設置要綱等はなし)。
	相倉地区	個人、法人、南砺市	
	菅沼地区	個人、法人、南砺市	
原爆ドーム	原爆ドーム	広島市	—
厳島神社	厳島神社の建造物群、前面の海及び背後の森林	厳島神社、広島県	—
古都奈良の文化財	東大寺	東大寺、手向山八幡宮、奈良県、宮内庁	—
	興福寺	興福寺、奈良県	
	春日大社	春日大社	
	春日山原始林	奈良県	
	元興寺	元興寺	
	薬師寺	薬師寺	
	唐招提寺	唐招提寺	
平城宮跡	文化庁、国土交通省、奈良県		
日光の社寺	二荒山神社	二荒山神社、日光市	○ 「史跡 日光山内」保存・活用協議会 【構成員】 委員長：日光市長 副委員長：日光市文化財保護審議委員会会長(委員互選) 委員：日光市教育長 大学教授(2名) 日光東照宮宮司 日光山輪王寺門跡 日光二荒山神社宮司 日光地区文化財専門調査委員 助言者：文化庁記念物課調査官 環境省日光自然環境事務所長 栃木県教育委員会文化財課長
	東照宮	東照宮、日光市	
	輪王寺	輪王寺、日光市	
	(所有権未決定のもの)	公益財団法人日光社寺文化財保存会	

			(所掌事項) (1) 保存管理計画の課題の検討に関すること (2) 史跡の整備活用計画の策定に関すること (3) 史跡の整備事業に係る連絡調整に関すること (4) その他、史跡の保存活用のために必要なこと
琉球王国のグスク及び関連遺産群	今帰仁城跡	今帰仁村	○ 沖縄県世界文化遺産保存活用推進協議会 【構成員】 会 長：沖縄県知事 副会長：沖縄県教育委員会教育長 委 員：内閣府沖縄総合事務局事務次長 今帰仁村長 読谷村長 うるま市長 北中城村長 中城村長 那覇市長 南城市長 沖縄県文化観光スポーツ部長 沖縄県土木建築部長 (協議事項) (1) 世界文化遺産の保存並びに活用に関する総合調整 (2) 世界文化遺産に関する関連施策の検討及び連絡調整 (3) 世界文化遺産の定期的かつ体系的な経過観察 (モニタリング) 等
	座喜味城跡	読谷村	
	勝連城跡	うるま市	
	中城城跡	中城城跡共同管理協議会	
	首里城跡	沖縄県、内閣府沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所首里出張所、独立行政法人都市再生機構九州公園事務所	
	園比屋武御嶽石門	那覇市	
	玉陵	那覇市、沖縄県	
	識名園	那覇市	
	斎場御嶽	南城市	
紀伊山地の霊場と参詣道	吉野山	奈良県	○ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会 【構成員】 会 長：和歌山県知事 副会長：三重県知事、奈良県知事 委 員：和歌山県教育委員会教育長 三重県教育委員会教育長 奈良県教育委員会教育長 和歌山県商工観光労働部長 三重県地域連携部南部地域活性化局長 奈良県地域振興部長 各県2名の市町村代表者 新宮市長 高野町長 熊野市長 紀北町教育長 吉野町長 十津川村長 監 事：三重県教育委員会次長 奈良県教育委員会次長 (所掌事務) (1) 保存管理計画の遂行 (2) 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第29条に規定する報告書の作成 (3) 「紀伊山地の霊場と参詣道」の活用 (4) 「紀伊山地の霊場と参詣道」の普及啓発 等
	吉野水分神社	吉野水分神社	
	金峯神社	金峯神社	
	金峯山寺	金峯山寺	
	吉水神社	吉水神社	
	大峰山寺	大峰山寺	
	熊野本宮大社	熊野本宮大社、田辺市	
	熊野速玉大社	熊野速玉大社、林野庁、新宮市	
	熊野那智大社	熊野那智大社	
	青岸渡寺	青岸渡寺	
	那智大滝	熊野那智大社	
	那智原始林	熊野那智大社	
	補陀洛山寺	青岸渡寺、熊野三所大神社	
	丹生都比売神社	丹生都比売神社、かつらぎ町	
	金剛峯寺	金剛峯寺、金剛三昧院	
	慈尊院	慈尊院	
	丹生官省符神社	丹生官省符神社	
	大峯奥駈道	[奈良県内] 吉野町、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、玉置神社 [和歌山県内] 田辺市、新宮市	
	熊野参詣道	[三重県内] 三重県、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、花窟神社、個人 [奈良県内] 野迫川村、十津川村 [和歌山県内] 新宮市、林野庁、個人、財団法人、国交省(熊野川新宮市部分)、高野町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、田辺市 [和歌山県内] かつらぎ町、九度山町、高野町	
	高野山町石道	[和歌山県内] かつらぎ町、九度山町、高野町	

石見銀山遺跡とその文化的景観	銀山柵内	大田市	○ 石見銀山遺跡保存管理委員会 【構成員】 委員長：島根県教育庁教育次長 委員：島根県地域振興部次長 島根県環境生活部次長 島根県農林水産部次長 島根県商工労働部次長 島根県土木部次長 大田市総務部長 大田市産業振興部長 大田市建設部長 大田市上下水道部長 大田市教育委員会事務局教育部長 (所掌事務) (1) 石見銀山遺跡の保存管理に関連する諸事業の総合調整 (2) 「石見銀山遺跡とその文化的景観」に関する包括的保存管理計画の進行管理 (3) 石見銀山遺跡の定期的かつ体系的な経過観察(モニタリング) 等
	代官所跡	大田市	
	矢滝城跡	大田市	
	矢筈城跡	大田市	
	石見城跡	大田市	
	大森・銀山	個人	
	宮ノ前	大田市	
	熊谷家住宅	大田市	
	羅漢寺五百羅漢	羅漢寺、大田市	
	石見銀山街道輛ヶ浦道	大田市	
	石見銀山街道温泉津・沖泊道	大田市	
	輛ヶ浦	大田市	
	沖泊	大田市	
温泉津	個人		
平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一	中尊寺	中尊寺、平泉町	○ 岩手県世界遺産保存活用推進協議会 【構成員】 会長：岩手県教育委員会教育長 副会長：岩手県南広域振興局長 委員：国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長 一関市長 奥州市長 平泉町長 一戸町長 岩手県商工会議所連合会専務理事 公益財団法人岩手県観光協会専務理事 岩手県政策地域部長 岩手県商工労働観光部長 岩手県農林水産部長 岩手県県土整備部長 岩手県北広域振興局長 (協議事項) (1) 世界遺産の保存並びに活用に関する総合調整 (2) 世界遺産に関する関連施策の検討及び連絡調整 (3) 世界遺産の保存並びに活用の推進
	毛越寺	毛越寺、平泉町	
	観自在王院跡	平泉町	
	無量光院跡	平泉町	
	金鶏山	平泉町	
富士山一信仰の対象と芸術の源泉	富士山城		○ 富士山世界文化遺産協議会 【構成員】 会長、副会長：山梨県知事及び静岡県知事の互選 委員：山梨県教育委員会教育長 静岡県教育委員会教育長 富士吉田市長・富士吉田市教育委員会教育長 身延町長・身延町教育委員会教育長 西桂町長・西桂町教育委員会教育長 忍野村長・忍野村教育委員会教育長 山中湖村長・山中湖村教育委員会教育長 鳴沢村長・鳴沢村教育委員会教育長 富士河口湖町長・富士河口湖町教育委員会教育長 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合長 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合長 静岡市長 沼津市長・沼津市教育委員会教育長 三島市長・三島市教育委員会教育長 富士宮市長・富士宮市教育委員会教育長 富士市長・富士市教育委員会教育長 御殿場市長・御殿場市教育委員会教育長 裾野市長・裾野市教育委員会教育長 清水町長・清水町教育委員会教育長 長泉町長・長泉町教育委員会教育長 小山町長・小山町教育委員会教育長 環境省関東環境事務所長 林野庁関東森林管理局長 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所長 監事：山梨県出納局長 静岡県出納局長
	山頂の信仰遺跡群	富士山本宮浅間大社、環境省、気象庁	
	大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)	富士山本宮浅間大社、財務省、林野庁	
	須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	富士山本宮浅間大社、財務省、林野庁	
	須走口登山道	富士山本宮浅間大社、財務省、林野庁	
	吉田口登山道	富士山本宮浅間大社、富士御室浅間神社、北口本宮富士浅間神社、宗教団体、企業、個人、財務省、林野庁、山梨県、富士吉田市、富士河口湖町	
	北口本宮富士浅間神社	北口本宮富士浅間神社、山梨県	
	西湖	富士河口湖町	
	精進湖	富士河口湖町	
	本栖湖	山梨県	
	富士山本宮浅間大社	富士山本宮浅間大社、富士宮市	
	山宮浅間神社	山宮浅間神社、富士宮市	
	村山浅間神社	村山浅間神社、大日堂、富士宮市	
須山浅間神社	須山浅間神社、裾野市		

	富士浅間神社(須走浅間神社)	富士浅間神社、小山町	【オブザーバー】 文化庁、環境省、林野庁、国土交通省、防衛省 (所掌事務) (1) 資産の保存管理及び整備活用に関する事項 (2) 資産の周辺環境の保全に関する事項 (3) 世界遺産委員会への提出が必要な定期報告書等に関する事項	
	河口浅間神社	河口浅間神社、山梨県		
	富士御室浅間神社	富士御室浅間神社、山梨県		
	御師住宅(旧外川家住宅)	富士吉田市		
	御師住宅(小佐野家住宅)	個人		
	山中湖	山中湖村		
	河口湖	富士河口湖町		
	忍野八海(出口池)	山梨県		
	忍野八海(お釜池)	山梨県		
	忍野八海(底抜池)	山梨県		
	忍野八海(銚子池)	山梨県		
	忍野八海(湧池)	山梨県		
	忍野八海(濁池)	山梨県		
	忍野八海(鏡池)	山梨県		
	忍野八海(菖蒲池)	山梨県		
	船津胎内樹型	富士河口湖町		
	吉田胎内樹型	富士吉田市		
	人穴富士講遺跡	人穴浅間神社、富士宮市		
	白糸ノ滝	富士宮市		
	三保松原	静岡市		
富岡製糸場と絹産業遺産群	富岡製糸場	富岡市	○ 群馬県世界遺産協議会 【構成員】 群馬県企画部企画部長 群馬県企画部世界遺産課長 群馬県環境森林部森林保全課長 群馬県県土整備部都市計画課長 群馬県教育委員会文化財保護課長 群馬県伊勢崎行政県税事務所長 群馬県多野藤岡振興局藤岡行政県税事務所長 群馬県甘楽富岡振興局富岡行政県税事務所長 富岡市企画財政部企画政策課長 富岡市世界遺産まちづくり部まちづくり課長 富岡市世界遺産まちづくり部富岡製糸場課長 富岡市都市建設部都市計画課長 富岡市教育委員会文化財保護課長 伊勢崎市企画部企画調整課長 伊勢崎市都市計画部都市計画課長 伊勢崎市教育委員会文化財保護課長 藤岡市企画部企画課長 藤岡市都市計画部都市計画課長 藤岡市教育委員会文化財保護課長 下仁田町地域創生課長 下仁田町産業観光課長 下仁田町教育委員会教育課長 【オブザーバー】 埼玉県 都市整備部田園都市づくり課長 本庄市 企画財政部企画課長 (所掌事項) (1) 包括的保存管理計画の策定、実績に応じた計画修正 (2) 包括的保存管理計画の事業の進行管理 (3) 各資産の保存管理に係る情報共有・調整等	
		田島弥平旧宅		個人、伊勢崎市
		高山社跡		藤岡市
		荒船風穴		下仁田町

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「－」は、協議会等を未設置。

図表 1－(2)－⑫ 世界遺産関係都道府県主管課長会議設置要綱（平成 11 年 4 月 1 日制定）〈抜粋〉

（趣 旨）

第 1 条 人類共通の貴重な遺産である世界遺産の所在する関係都道府県において、その保存・継承及び活用を図っていくうえで生じた様々な問題について、関係都道府県共通の認識として取り組んでいくための協議・解決の場とするため、「世界遺産関係都道府県主管課長会議」（以下「会議」という。）を設置し、参加都道府県が事業の共催等を通して相互の交流及び連携を円滑に進め、効果的な事業展開を図ることにより、世界遺産の保護・継承に寄与する。

（会議参加都道府県）

第 2 条 会議に参加するのは、原則として、世界遺産の所在する次の各都道府県（以下「関係都道府県」という。）とする。ただし、必要と認められる場合その他の府県又は市町村の参加も認められることとする。

北海道 青森県 岩手県 秋田県 栃木県 東京都 富山県 山梨県 岐阜県 静岡県
三重県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 島根県 広島県 鹿児島県 沖縄県

2 前項ただし書きの規定による、その他の府県又は市町村の参加については、関係都道府県の協議によりこれを定めるものとする。

（その他参加者）

第 3 条 会議を効果的に実施するため、関係機関及び団体からオブザーバー参加を求めることができる。

（会議の開催）

第 4 条 会議は年 1 回開催する。会場及び事務局は持ち回りとする。

（会議の議題）

第 5 条 会議は、次の議題について協議する。

- (1) 世界遺産保存・活用に際しての諸問題について
- (2) その他

（事業等の共催）

第 6 条 関係都道府県は、各都道府県が実施する様々な活動事業について可能な限り連携を図り、効果的な事業展開を図る。

（以下略）

（注） 第 2 条の会議参加都道府県は、平成 26 年 7 月現在のものである。

図表 1－(2)－⑬ 「世界文化遺産」地域連携会議規約（平成 23 年 6 月 7 日制定） <抜粋>

第 1 条（名称）

本会は、「世界文化遺産」地域連携会議（以下「会」という）と称する。

第 2 条（目的）

会は、日本国内の「世界文化遺産」に関係する市町村とそれに関連する専門家や市民リーダーが連携し、相互の親睦を深めるとともに、文化財の永続的な保全やそれを前提とした観光と地域づくりのあり方、各種の共同事業実現などについて、積極的な情報交換をおこなうことをその目的とする。

第 3 条（構成）

- 1 会は世界文化遺産を有する日本の市町村長、世界文化遺産・地域づくり・観光・地域連携などにかかわる専門家、地域リーダー、情報・観光関係者、行政スタッフなど、200 名以内により構成する（以下略）
- 2 新たに世界文化遺産に指定された地域を新メンバーとして迎え入れる。
- 3・4 （略）
- 5 国の関係者、世界自然遺産、無形の世界文化遺産、世界文化遺産暫定リストに登録された地域は、メンバーに準ずる立場として会議に参画することができる。

第 4 条（役員・委員等）

（略）

第 5 条（総会）

会メンバーを対象とした定期総会を年 1 度開催し、事業・決算に関する報告や会の運営に関する意見交換などをおこなう。

第 6 条（市町村長会）

国への要望活動等を実施する機関として、市町村長会を設ける。

（以下略）

2 世界文化遺産の保存・管理等の実施状況

(1) 世界文化遺産に係る地方公共団体等の各種取組状況

調査の結果	説明図表番号
<p>第4次基本方針では、我が国の重点施策の一つとして、地方公共団体等と連携して、世界文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組むこととされている。</p> <p>今回、当省が、我が国の世界文化遺産のうち、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を除く14遺産が所在する地方公共団体等における世界文化遺産の保存・管理等に関する取組の実施状況を調査した結果、次のとおり、人材及び資金の確保等において創意工夫した取組を行っている例がみられた。</p>	
<p>ア 保存・管理の取組</p>	
<p>① 世界文化遺産の保存・管理に係る人材を確保するため、清掃活動等を住民、観光客、NPO等の協力の下に行うなど、地方公共団体がボランティアを効果的に活用しているもの(2遺産10件)</p>	図表2-(1)-①
<p>② ふるさと納税等の寄附金による基金を設立し、構成資産の修理事業等に対し助成を行うなど、保存・管理に係る事業の財源確保に寄附金や観光客からの協力金を活用しているもの(11遺産26件)</p>	図表2-(1)-②
<p>③ 世界文化遺産登録後の観光客の増加により発生した保存・管理上の課題に対し、車両乗入規制、マナー啓発などの対策を講じているもの(4遺産9件)</p>	図表2-(1)-③
<p>イ 地域活性化についての取組</p>	
<p>① 構成資産の保存に係る伝統技術の体験ツアーの開催など、世界文化遺産を観光客と地域住民との交流や伝統の継承に活用しているもの(3遺産7件)</p>	図表2-(1)-④
<p>② 修理見学施設の建設による修理の公開など、世界文化遺産の見学方法を工夫し集客につなげているもの(2遺産3件)</p>	図表2-(1)-⑤
<p>③ スマートフォンアプリによる情報発信など、世界文化遺産に関する新たな情報発信の手法を積極的に取り入れているもの(4遺産4件)</p>	図表2-(1)-⑥
<p>ウ 教育・広報の取組</p>	
<p>① 地方公共団体が行う教育により、伝統保存技術の新たな継承者の育成につながっていると考えられるもの(1遺産1件)</p>	図表2-(1)-⑦
<p>② 地方公共団体がボランティア養成に積極的に関わることにより、世界文化遺産の広報活動などを行うボランティア活動が活性化しているもの(5遺産6件)</p>	図表2-(1)-⑧

図表 2-(1)-① 地方公共団体がボランティアを効果的に活用して保存・管理の取組を実施している例

1	世界文化遺産名	紀伊山地の霊場と参詣道
	地方公共団体名	紀北町
	取組等の名称	町内企業等熊野古道保全事業
	事例の概要等	
<p>町内の企業等の賛同を得て、ボランティアで熊野参詣道伊勢路の草刈りや清掃等の維持管理に参加してもらう取組として、平成 26 年度から実施。</p> <p><平成 26 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 1 回 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成 26 年 9 月 30 日 ・場 所：荷坂峠道 ・参加者：28 人 ○ 第 2 回 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成 27 年 2 月 21 日 ・場 所：始神峠道 ・参加者：26 人 		
2	世界文化遺産名	紀伊山地の霊場と参詣道
	地方公共団体名	和歌山県
	取組等の名称	10 万人の参詣道環境保全活動
	事例の概要等	
<p>企業、学校、観光客等の一般の人々にボランティアで熊野参詣道の道普請（流出した土の補充、横断溝・側溝の清掃、浮き石拾い等の保全活動）に参加してもらう取組として、平成 21 年度から実施。</p> <p><平成 21 年度から 27 年 1 月末現在までの実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 累計参加者：21,789 人 <ul style="list-style-type: none"> （内訳）企業・団体等：7,936 人 教育関係（学校、教育機関等）：4,504 人 観光客等：5,922 人 和歌山県主催のウォークイベント参加者：3,427 人 		
3	世界文化遺産名	紀伊山地の霊場と参詣道
	地方公共団体名	和歌山県
	取組等の名称	和歌山県世界遺産マスター制度
	事例の概要等	
<p>県知事が認定したボランティアの「和歌山県世界遺産マスター」が、世界文化遺産及びその周辺地域の巡回警備、問題事象の報告等を行う仕組みとして、平成 18 年度から実施。</p> <p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定者数：98 人（平成 18 年度から 25 年度までの累積認定者数） ・問題事象の報告件数：7 件（雨水による参詣道の浸食、森林の伐採、倒木、石垣の崩壊、廃棄車両等） 		
4	世界文化遺産名	紀伊山地の霊場と参詣道
	地方公共団体名	田辺市
	取組等の名称	熊野古道環境保全ウォーク
	事例の概要等	

	<p>世界遺産登録 10 周年記念事業の一つとして、小学生以上の田辺市民を対象に、熊野古道を歩く熊野古道ウォークと併せて、雨水等で土が流され傷んできている箇所（土のう袋に土を入れ、道の傷んだ箇所まで運んで補充）や清掃等を行う取組を平成 26 年度に実施。</p> <p><実 績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 1 回 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成 26 年 7 月 5 日 ・場 所：本宮町伏拝 ・参加者：100 人 ○ 第 2 回 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成 26 年 12 月 7 日 ・場 所：中辺路町近露 ・参加者：12 人 	
5	世界文化遺産名	富士山－信仰の対象と芸術の源泉
	地方公共団体名	富士河口湖町
	取組等の名称	一万人の清掃活動事業
	事例の概要等	
<p>町民、観光客、NPO、健康科学大学、建設業組合、町内宿泊施設等の協力により、河口湖を中心としたエリアのごみの収集及び特定外来植物（アレチウリ）の駆除を行う取組として、平成 25 年度から実施。</p> <p><平成 26 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成 26 年 5 月 25 日 ・参加者：3,300 人 ・ごみ収集量：6 t ・特定外来植物駆除量：50 kg 		
6	世界文化遺産名	富士山－信仰の対象と芸術の源泉
	地方公共団体名	忍野村
	取組等の名称	忍野八海クリーンキャンペーン
	事例の概要等	
<p>忍野村観光協会と共催でボランティアを募集し、村内外の各種団体の協力を得て、忍野八海等の清掃活動を行う取組として、平成 25 年度から実施（当該取組は平成 17 年度から 24 年度までは、忍野村観光協会が単独で実施）。</p> <p><平成 26 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成 26 年 6 月 22 日 ・参加者：155 人 ・ごみ収集量：60 kg 		
7	世界文化遺産名	富士山－信仰の対象と芸術の源泉
	地方公共団体名	静岡県
	取組等の名称	富士山クリーンアップ登山大作戦
	事例の概要等	
<p>富士山登山道沿いの環境負荷の軽減と富士山保全意識の啓発を図るため、一般登山者や静岡県内の大学で学ぶ留学生等に協力を依頼し、清掃活動を年 2 回行う取組として、平成 22 年度から実施。</p> <p><平成 26 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「富士山クリーンアップ登山大作戦 I（登山者参加型）」 <ul style="list-style-type: none"> 一般登山者を対象に、マナー啓発を図るとともに、ごみ袋を配布してごみ拾いへの協力を依頼し、下山時に回収。 ・実施日：平成 26 年 7 月 24 日、25 日 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・場 所：須走口五合目登山道入り口 ・参加者：241 名 ・ごみ収集量：7.7 kg <p>○ 「富士山クリーンアップ登山大作戦Ⅱ（環境学習型）」</p> <p>主に留学生を対象に、富士山の自然や環境保護についての学習と併せ、登山を兼ねたごみ拾いを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成 26 年 10 月 19 日 ・場 所：富士宮口五合目及び周辺施設等 ・参加者：105 名 ・ごみ収集量：不明（参加者が各自で持ち帰り） 	
8	世界文化遺産名	富士山ー信仰の対象と芸術の源泉
	地方公共団体名	静岡県
	取組等の名称	ごみ減量大作戦
	事例の概要等	
<p>富士山の環境保全対策を推進するとともに、環境保全意識の高揚を図るため、地元市町、静岡第一テレビ（24 時間テレビチャリティー委員会）、地元関係団体等と共催で、一般ボランティアを公募し、富士山麓の主要道路周辺の清掃活動を行う取組として、平成 18 年度から実施。</p> <p><平成 26 年度実績></p> <p>○ 第 1 回（富士市、静岡第一テレビ 24 時間テレビチャリティー委員会と共催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成 26 年 6 月 28 日 ・場 所：富士市桑崎から大淵（国道 469 号線沿道等 6 箇所） ・参加者：58 人 ・ごみ収集量：可燃ごみ 110 kg、不燃ごみ 230 kg <p>○ 第 2 回（裾野市、静岡第一テレビ 24 時間テレビチャリティー委員会、ふじさんネットワーク（注）と共催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成 26 年 11 月 1 日 ・場 所：裾野市須山（国道 469 号線沿道等 4 箇所） ・参加者：53 人 ・ごみ収集量：可燃ごみ 120 kg、不燃ごみ 120 kg <p>○ 第 3 回（富士宮市、静岡第一テレビ 24 時間テレビチャリティー委員会、ふじさんネットワーク（注）、（株）三井エンタープライズと共催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成 27 年 2 月 7 日 ・場 所：富士宮市栗倉から村山（国道 469 号線沿道等 5 箇所） ・参加者：49 人 ・ごみ収集量：可燃ごみ 180 kg、不燃ごみ 80 kg <p>（注） 静岡県が事務局となっている自然保護団体、NPO、企業、マスコミ、行政等の会員制ネットワーク</p>		
9	世界文化遺産名	富士山ー信仰の対象と芸術の源泉
	地方公共団体名	富士山をいつまでも美しくする会（富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、小山町）
	取組等の名称	富士山一斉清掃
	事例の概要等	
<p>「富士山をいつまでも美しくする会」（注）による富士山の美化清掃活動の一環として、同会の各支部が毎年 8 月の同じ日に一斉に富士山の清掃活動を行う取組を昭和 55 年から実施。</p> <p>（注） 「富士山をいつまでも美しくする会」は、富士山の良好な自然環境を守り、日本の象徴としての富士山をいつまでも美しくすることを目的に、富士山とその周辺地域で事業を営む者、関係事業団体、関係行政機関の代表者、同会の趣旨に賛同する団体等を会員として昭和 55 年に発足。</p> <p>富士宮登山口（富士宮市、富士市、裾野市）、御殿場登山口（御殿場市）及び須走登山口（小山町）の各登山口に支部を設置し、本会及び支部の事務は関係地方公共団体が対応。</p>		

	<p><平成 26 年度実績> 実施日：平成 26 年 8 月 23 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 富士宮登山口 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者：21 団体 411 人 ・ごみ収集量：可燃ごみ 50 kg、不燃ごみ 130 kg ○ 御殿場登山口 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者：30 団体 410 人 ・ごみ収集量：可燃ごみ 15 kg、不燃ごみ 20 kg ○ 須走登山口 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者：58 団体 668 人 ・ごみ収集量：可燃ごみ 210 kg、不燃ごみ 120 kg 	
10	世界文化遺産名	富士山－信仰の対象と芸術の源泉
	地方公共団体名	静岡市
	取組等の名称	三保松原海岸一斉清掃
	事例の概要等	
<p>世界文化遺産登録 1 周年を前にしたイベントの一つとして、自治会やNPOとの協働イベントとして、三保松原の松林及び海岸の枯れ松葉やごみの収集を行う取組を平成 26 年度に実施。</p> <p><実 績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 1 回 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成 26 年 5 月 25 日 ・参加者：1,200 人 ・収集量：未計量 ○ 第 2 回 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成 27 年 2 月 22 日 ・参加者：1,700 人 ・収集量：未計量 		

(注) 当省の調査結果による。

図表 2- (1) - ② 保存・管理に係る事業の財源確保に寄附金や観光客からの協力金を活用している例

1	世界文化遺産名	白川郷・五箇山の合掌造り集落
	構成資産名	荻町地区
	地方公共団体名	白川村
	寄附金・協力金の区分	協力金
	事例の概要等	
<p>白川村では、世界文化遺産の保存・管理に資するため、「白川郷合掌造り集落保存基金」を設置し全国から寄附金を募っているが、その収入は年間 300 万～400 万円程度であり、当該寄附金と基金の運用益だけでは、世界文化遺産の保存事業の運用が困難であった。このため、保存事業に係る安定した自主財源を確保するため、平成 10 年以降、村営駐車場の利用者から駐車料金とは別に「世界遺産保存協力費」（普通車 200 円）を徴収し、世界文化遺産の保存を目的とした事業の費用に充てている。</p> <p>平成 25 年度は、協力費徴収による 4,167 万円の収入があり、茅育成事業、合掌造り家屋の修理・修景事業等の世界文化遺産の保存を目的として実施する事業に対して 2,977 万円が支出された。</p> <p>なお、毎年度の協力費の収支で残金が生じた場合は、白川村が別途管理する白川村世界遺産合掌造り集落保存協力基金に繰り入れしており、収入に対して支出が多く見込まれる場合は、不足分を当該基金から充当することとしている。</p>		
2	世界文化遺産名	紀伊山地の霊場と参詣道
	構成資産名	—
	地方公共団体名	和歌山県
	寄附金・協力金の区分	寄附金（ふるさと納税）
	事例の概要等	
<p>和歌山県は、平成 20 年度にふるさと納税制度を活用した「ふるさと和歌山応援寄附金」を創設しており、寄附者は、寄附金の使途を「世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』の保全や活用」に指定して寄附することができる。当該寄附金は、条例により同年度に設置された「ふるさと和歌山応援基金」に蓄えられ、平成 21 年度から使途として指定された世界文化遺産の保存や活用に係る事業の一部に支出されている。</p> <p>平成 20 年度から 26 年度までに、「ふるさと和歌山応援寄附金」において、使途を「世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』の保全や活用」と指定した寄附金額は合計 3,036 万円となっており、これらが積み立てられた「ふるさと和歌山応援基金」からは、21 年度から 26 年度までにおいて、構成資産である熊野本宮大社社殿等の修理、トイレ整備、誘導板設置等の事業のほか、同県が実施している和歌山県世界遺産緊急保全対策事業（注）などの世界文化遺産の保存や活用に係る事業に対し、合計 2,450 万円が支出されている。</p> <p>（注） 和歌山県世界遺産緊急保全対策事業とは、同県が、世界文化遺産の構成資産等の所有者等に対して、申請により、これらが行う復旧及び維持管理に関する事業の経費の一部を補助する事業であり、平成 19 年度から実施されている。同事業では、構成資産のパトロール等維持管理事業のほか、総事業費 200 万円未満で国庫補助対象とならない事業に対しても補助を行っている。</p>		
3	世界文化遺産名	石見銀山遺跡とその文化的景観
	構成資産名	—
	地方公共団体名	大田市

	寄附金・協力金の区分	寄附金（ふるさと納税以外）
	事例の概要等	
	<p>大田市は、住民団体等による石見銀山の継続的な保全活動の財源を確保するため、平成 20 年 2 月に、石見銀山基金募金委員会を設置し、石見銀山基金を創設した。同基金は、島根県内外の個人、法人及び団体からの民間寄附金と、島根県及び大田市の拠出金で構成されており、その総額は、平成 26 年 3 月現在で、3 億 8,768 万円となっている。同基金からは、住民団体等が実施する石見銀山遺跡の維持・保全活動、文化財の修理工事等の事業に対し助成が行われており、平成 26 年度の助成金額は 1,433 万円となっている。</p>	
4	世界文化遺産名	富士山－信仰の対象と芸術の源泉
5	構成資産名	富士山城
	地方公共団体名	山梨県、静岡県
	寄附金・協力金の区分	協力金
	事例の概要等	
	<p>富士山の環境保全、登山者の安全対策については、従前は地方公共団体や山小屋事業者等が費用を負担し、対策を講じてきたが、増加する登山者に対応するために、利用者にも応分の負担を求め必要があるとして、山梨県及び静岡県は、富士山五合目から山頂を目指す登山者に対し、基本 1 人 1,000 円の寄附を求める富士山保全協力金制度を平成 26 年度から導入した（25 年度は社会実験として実施）。両県は、各県毎に協力金に係る基金を設置し、当該協力金を管理している。</p> <p>① 山梨県</p> <p>平成 26 年度の協力金への寄附額は 1 億 1,441 万円で、見込額 2 億円の約 57%となっており、山梨県では、登山者からの更なる協力を得るため、協力金の趣旨等についての一層の周知や手続の利便性向上を図っている。</p> <p>受領した協力金は、山梨県富士山保全協力金基金に積み立てられ、山梨県富士山保全協力金事業審議会による協力金の充当候補事業の適否に関する審議を経て、山梨県議会により充当が認められた事業に支出される。</p> <p>平成 26 年度は、協力金額 1 億 1,441 万円に利息収入及び前年度収入 1,917 万円を加えた計 1 億 3,358 万円の収入があり、仮設公衆トイレ設置等の環境保全事業、安全誘導員の配置等の安全確保事業及び山梨県富士山保全協力金事業の運営経費に対して合計 1 億 3,096 万円が支出された。</p> <p>② 静岡県</p> <p>平成 26 年度の協力金への寄附額は 4,402 万円で、見込額 7,900 万円の約 56%となっており、静岡県では、見込額に及ばなかった理由として、登山者数の減少、協力金が任意であること、天候による影響等を挙げている。</p> <p>受領した協力金は、静岡県富士山後世継承基金に積み立てられ、静岡県富士山保全協力金事業選定委員会による協力金の充当候補事業の選定に関する審議により充当が認められた次年度の事業に支出される。</p> <p>平成 26 年度は、25 年度における協力金 1,497 万円の収入に対し、山小屋トイレ新技術の調査・検討等の環境保全事業、登山者動向調査等の安全対策事業及び公式ホームページの開設などの情報提供事業に対して合計 1,490 万円が支出された。</p>	
<p>上記のほか、寄附金又は協力金を世界文化遺産の保存・管理に係る財源確保に活用している例が、以下の地方公共団体においてみられた。</p>		

- ① ふるさと納税による寄附金（姫路市、京都府、白川村、南砺市、広島市、廿日市市、奈良県、天川村、田辺市、那智勝浦町、山梨県、富士吉田市、富士河口湖町、静岡県、群馬県、富岡市、伊勢崎市、藤岡市、下仁田町）
- ② 一般の寄附金（ふるさと納税以外）（平泉町）
- ③ 協力金（南砺市）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、11 遺産 26 件のうち、代表的な 5 件の概要を記載した。

図表 2- (1) - ③ 世界文化遺産登録後の観光客の増加により発生した課題に対策を講じている例

1	世界文化遺産名	白川郷・五箇山の合掌造り集落
	構成資産名	荻町地区
	地方公共団体名	白川村
	事例の概要等	
<p>白川郷荻町集落では、世界文化遺産登録後に観光客が増加し、集落内での観光車両による交通渋滞、騒音の発生や、白川村の景観保存基準ガイドライン等で禁止されている集落内における有料駐車場の設置などにより、良好な景観の喪失や遺産価値の減少などが懸念されていた。</p> <p>このため、白川村は、集落内への観光車両の流入を止める目的で、平成 22 年 9 月から集落内への大型車の進入を規制した。さらに、白川村、白川郷荻町集落の自然環境を守る会などによる住民への説得が続けられ、平成 26 年 4 月から、荻町集落内への全ての車両（住民や運送業者等を除く。）の進入を制限する自主規制を実施した。これにより、全ての観光車両は、集落外に設置された村営駐車場に駐車することとなり、集落内にあった民間駐車場は全て営業を終了し、集落内への車両の進入による交通渋滞や景観問題等が改善された。</p>		
2	世界文化遺産名	琉球王国のグスク及び関連遺産群
3	構成資産名	斎場御嶽
4	地方公共団体名	南城市
事例の概要等		
<p>① 斎場御嶽では、世界文化遺産登録後の入場者数の増加に伴い、そのほとんどが利用するレンタカー等の車両により、隣接する駐車場から国道に通じる道路で渋滞や違法駐車が発生し、騒音、排気ガスのほか、緊急車両の通行に支障を来すおそれがあるなど住民の生活環境に悪影響を及ぼしていた。</p> <p>このため、南城市は、平成 25 年 11 月から、斎場御嶽に隣接する駐車場（最大 35 台駐車可能）を閉鎖し、訪問者は、500mほど離れた同市の観光施設前の駐車場（拡張整備により最大 150 台の駐車が可能）に駐車し、同駐車場から徒歩で移動してもらうことにより、周辺住民への悪影響の改善を図った。</p> <p>② 斎場御嶽では、世界文化遺産登録後、入場者数が増加していたが、一部の入場者による「立入りを制限している神聖な場所への立入り」、「祭壇に登る」等のマナーに反する行為が発生していた。</p> <p>このため、南城市は、斎場御嶽内におけるマナーや石畳歩行時の注意事項に関するビデオを作成するとともに、平成 24 年度から、入場者に入場前に視聴させることとし、マナーの向上を図った。</p> <p>③ 斎場御嶽では、世界文化遺産登録後の入場者の増加により参道の石畳が摩耗し、雨天時に滑りやすくなっていた箇所があったため、これらへの対策として、南城市は、文化庁に現状変更申請を行った上で、平成 22 年 3 月に、参道の一部に木製階段を設置した。</p> <p>また、斎場御嶽の指定管理者である南城市観光協会は、ハイヒールなど滑りやすく、石畳を傷つけやすいものを履いている入場者には、サンダルの無料貸出しを行い、入場者の安全確保と、石畳の損傷の防止を図っている。</p>		
5	世界文化遺産名	琉球王国のグスク及び関連遺産群
6	構成資産名	今帰仁城跡

	地方公共団体名	今帰仁村
	事例の概要等	
	<p>① 今帰仁城跡において、近年アジア系の外国人の入場者が増加し、これまで作成していた日本語及び英語のリーフレットでは十分に対応できなくなってきたことから、今帰仁村では、平成24年度に、中国語（簡体文字、繁体文字）と韓国語のリーフレットを追加で作成した。</p> <p>なお、同村では、これらのリーフレットを沖縄県内のレンタカーショップ等に配布して、国内外の観光客に対し今帰仁城跡の魅力の発信に努めている。</p> <p>② 今帰仁城跡では、外国人観光客の増加により、城跡内において、日本語の立入禁止等の注意喚起の看板の文字が読めずに石垣に登る者がいたことから、多言語による注意喚起の立札を設置した（日本語・英語表記が2か所、英語・中国語表記が2か所、日本語・英語・中国語表記が1か所）。</p>	
7	世界文化遺産名	石見銀山遺跡とその文化的景観
	構成資産名	銀山柵内
	地方公共団体名	大田市
	事例の概要等	
	<p>世界文化遺産登録による過剰な観光客の入り込みによる交通渋滞と住民生活への悪影響が懸念されていたことから、大田市は、登録前の平成18年度に、国、県、学識経験者や住民代表などで構成される交通問題対策委員会において、交通対策を決定した。大田市、大田市観光協会及び大森町自治会協議会は、当該交通対策を踏まえて、世界文化遺産登録直前の平成19年4月に、観光車両を構成資産の銀山柵内から離れた無料駐車場へ駐車させ、そこから銀山柵内へは有料の路線バスを利用するパークアンドライド方式を導入した。</p> <p>しかし、登録後、観光客の増加に対応し路線バスを増便した結果、銀山柵内等において、路線バスの排気ガス、振動及び騒音が問題化したため、坑道入口に向かう一部区間（銀山公園から龍源寺間歩）の路線バスの運行を停止し、当該区間は歩いて観光する方式に変更された。これにより、交通渋滞や排気ガス等の住民生活への悪影響が解消された。</p>	
8	世界文化遺産名	石見銀山遺跡とその文化的景観
	構成資産名	大森・銀山
	地方公共団体名	大田市
	事例の概要等	
	<p>構成資産の大森・銀山が所在する大森町では、世界文化遺産に登録された平成19年の前後において、観光客の増加を見込んだ同町への出店に関する問合せが多くあったことから、同町の自治会で構成される大森町自治会協議会において、21年4月に「大森町内での出店に関するお願い」（以下「出店マナー」という。）が策定された。出店マナーでは、出店予定者に対してあらかじめ、定住に努めること、自治会への加入等によるコミュニケーションを図ること、保全活動へ参加することなどを基本的な考え方として提示しているほか、建物・土地・看板・商品陳列等・自動販売機の5つの分野において、景観に配慮した店作りを求めている。</p>	
9	世界文化遺産名	富士山－信仰の対象と芸術の源泉
	構成資産名	御師住宅（旧外川家住宅）
	地方公共団体名	富士吉田市

事例の概要等
<p>構成資産の御師住宅（旧外川家住宅）を観光資源として活用するに当たり、それまでの隣接駐車場では対応できなかった大型バスで来訪するツアーに対応できる駐車場の整備が必要となったため、平成 25 年度に周辺整備事業の一環として大型バスに対応可能な駐車場（普通車 17 台、身障者用 1 台、大型バス 2 台が駐車可能）を整備した。</p> <p>なお、平成 23 年度及び 24 年度の御師住宅（旧外川家住宅）への来訪者数はそれぞれ 6,297 人及び 7,936 人であったが、世界文化遺産に登録された 25 年度の入来者数は、3 万 0002 人となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2- (1) - ④ 世界文化遺産を活用した取組により観光客の増加など地域活性化につながっている例
 (観光客と地域住民との交流や伝統の継承に活用しているもの)

1	世界文化遺産名	白川郷・五箇山の合掌造り集落
	構成資産名	菅沼地区、相倉地区
	地方公共団体名	南砺市
	事例の概要等	
<p>五箇山の合掌造り集落では、集落外から参加者を募る茅刈り体験事業を毎年度実施している。本取組は、平成 22 年度から 23 年度にかけて採択された文化庁の「ふるさと文化財の森システム推進事業普及啓発事業」により開始されたが、本事業が終了した 24 年度以降も、集落の地元住民団体が大学や文化保存団体と協力して行う自主的な取組として継続され、体験事業の参加者も毎年度ほぼ定員数を満たす状況が続くなど、取組が定着している。</p> <p>本取組における茅刈り又は茅葺き体験や地域住民との交流活動を通じて、合掌造り家屋に使用する伝統的な材料・技術である茅に関する知識の普及・啓発が図られている。</p>		
2 3	世界文化遺産名	白川郷・五箇山の合掌造り集落
	構成資産名	相倉地区
	地方公共団体名	南砺市
	事例の概要等	
<p>① 五箇山の相倉合掌造り集落では、平成 17 年度から、棚田オーナー制度を実施している。これは、構成資産内の棚田（17 区画、約 2,100 m²）について、集落内外からオーナーを募集し、利用料金を徴収した上で、5 月の田植え、9 月の稲刈り及び 11 月の収穫祭に参加してもらい、米作りを体験するものとなっており、平成 24 年度はオーナーが 12 組、体験イベントへの参加者が 49 人、25 年度はオーナーが 10 組、体験イベントへの参加者が 45 人となっている。</p> <p>本取組は、棚田を地元住民や参加者同士の交流を図る観光資源としながら、後継者不足による集落地域内の農地の維持・管理にも貢献している。</p> <p>② 五箇山の相倉合掌造り集落では、住民の減少、少子高齢化の進展による集落の維持困難が懸念されていたが、南砺市が同市に寄贈された集落内の空き家 1 戸を居住可能なものに修繕し、集落内の若者が結成したプロジェクトチームによって、当該家屋への居住希望者が全国公募された。その結果、54 世帯の応募者の中から県外の 1 世帯 4 人（30 代夫婦・子ども）が選ばれ、平成 25 年から居住することとなった。</p>		
4	世界文化遺産名	白川郷・五箇山の合掌造り集落
	構成資産名	菅沼地区
	地方公共団体名	南砺市
	事例の概要等	
<p>南砺市（旧上平村）は、旧村内に所在した建て替え等で不要となった合掌造り家屋を個人から買い上げ、菅沼合掌造り集落に隣接する市有施設である五箇山合掌の里に移築し、内部をコテージ仕様等に改装している。当該合掌の里のコテージは、五箇山の合掌造り集落の茅刈り・茅葺き体験事業のほか、学校の研修、外国人旅行者などの宿泊施設としても使用され、地元住民との交流や伝統を継承するための活動に寄与しており、利用者実績（宿泊・日帰り利用）は、平成 24 年度 5,906 人、</p>		

	25年度7,556人となっている。	
5	世界文化遺産名	琉球王国のグスク及び関連遺産群
	構成資産名	中城城跡
	地方公共団体名	中城村
	事例の概要等	
<p>中城村は、内閣府の沖縄振興特別推進交付金を活用し、構成資産の中城城跡の外壁をスクリーンとしたプロジェクションマッピング（注）を平成25年度から開催している。これは、暗闇の中で鮮やかな色彩で投射する映像に合わせて、地域の伝統芸能である組踊、太鼓、空手等の演舞を行うもので、毎年2日間の開催で、村内外から25年度は5,352人、26年度は1万3,319人の来場者があり、誘客、村民との交流、村民意識の高揚、伝統文化の継承・発展に寄与している。</p> <p>（注） プロジェクションマッピングとは、実物と映像をシンクロさせる映像手法であり、映像やコンピュータグラフィック等を建物などの立体物、または凹凸のある面にプロジェクター等で投射するもの。</p>		
6	世界文化遺産名	琉球王国のグスク及び関連遺産群
	構成資産名	斎場御嶽
	地方公共団体名	南城市
	事例の概要等	
<p>南城市は、平成25年に構成資産の斎場御嶽から500mほど離れた駐車場前に地域物産館をオープンした。当該施設では、地域特産品の販売、カフェの営業、沖縄文化の体験プログラム等を実施しており、平成25年度の売上は約1億3,500万円、来訪者数は約48万人となっている。また、地域物産館のオープンにより、地元住民から、従業員、駐車場管理員等26人が雇用されている。</p>		
7	世界文化遺産名	富士山－信仰の対象と芸術の源泉
	構成資産名	吉田口登山道
	地方公共団体名	富士吉田市
	事例の概要等	
<p>富士吉田市は、構成資産の吉田口登山道の標高1,450mに位置する「馬返し」にある山小屋を、夏山シーズン中の「お休み処」として平成9年から開設している。同施設には市内から募集したボランティアを配置し、同登山道の麓からの登山者と交流を図りながら、給水・麦茶サービス、観光案内やパンフレットの配布等を行っている。平成25年度に参加したボランティアは、ボランティア団体等6団体と個人参加26人を合わせて135人となっている。</p>		

（注） 当省の調査結果による。

図表 2- (1) - ⑤ 世界文化遺産を活用した取組により観光客の増加など地域活性化につながっている例
(見学方法を工夫し集客につなげているもの)

1	世界文化遺産名	姫路城
	構成資産名	姫路城
2	地方公共団体名	姫路市
	事例の概要等	
<p>① 姫路城では、平成 21 年度から 26 年度にかけて大天守保存修理事業が行われたが、大天守内部の見学が不可能となるため、入場者数の減少が予想された。このため、姫路市は、学識経験者の提言を踏まえ、修理を間近に見ることができる大天守修理見学施設「天空の白鷺」を平成 23 年に建設し、同年 3 月 26 日から 26 年 1 月 15 日までの間、開設した。施設の来館者は、エレベーターを利用して大天守屋根付近まで昇り、ガラス越しで修理工事の様子を見学したり、姫路城に関する展示解説の閲覧が可能となった。</p> <p>修理事業直前の駆け込み需要により平成 21 年度に約 156 万人となった入場者数は、事業開始により 22 年度に約 45 万人まで減少したが、当該見学施設が開設された 23 年度以降は増加に転じ、25 年度には約 88 万人まで回復した。</p> <p>② 姫路藩和船建造委員会(注)は、姫路城の堀で使用されていたと思われる和船について、木造和船建造技術の保存、後継者育成を目的として、平成 24 年度に、往時の工法・道具を用いて復元した。</p> <p>姫路市は、同市教育委員会の現状変更許可を受けて、当該和船を姫路藩文化観光学習船として内堀での運航を実施しており、乗船客は内堀の船上から姫路城の城郭、石垣、姫山原始林の解説を聴きながら見学できる。同船は、毎年 3～11 月の原則土日祝日に運航され、乗船者数は、平成 25 年 7,152 人、26 年 9,095 人となっている。</p> <p>なお、当該事業は、文化庁の平成 24 年度文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業により実施され、建造費用は約 927 万円となっている。</p> <p>(注) 和船建造事業のために学識者等により組織された実行委員会</p>		
3	世界文化遺産名	日光の社寺
	構成資産名	二荒山神社、東照宮、輪王寺
	地方公共団体名	日光市
	事例の概要等	
<p>日光の社寺の構成資産である二荒山神社、東照宮、輪王寺においては、平成 15 年度から 38 年度にかけて「平成の大修理」とされる建造物の保存修理事業が行われており、25 年度及び 26 年度には、これらの社寺において、当該修理現場の担当者の解説を受けながらの見学や、彩色などの修理作業の体験ができるツアーを実施している。当該ツアーは、冬季に実施することにより、参加者来訪によるオフシーズンの地域活性化につながっている(平成 25 年度参加人数計 100 人、H26 年度同 79 人)。</p> <p>なお、当該ツアーに係る事業は、日光市が上記の社寺、観光業界、鉄道会社などの関係機関と設立した日光市伝統文化継承活動実行委員会を補助事業者として、文化庁の「文化遺産を活かした地域活性化事業」に採択された「世界遺産『日光の社寺』を活用した保存修復作業体験事業」として実施されている。</p>		

(注) 当省の調査結果による。

図表 2- (1) - ⑥ 世界文化遺産を活用した取組により観光客の増加など地域活性化につながっている例
(新たな情報発信の手法を積極的に取り入れているもの)

1	世界文化遺産名	法隆寺地域の仏教建造物
	構成資産名	法隆寺
	地方公共団体名	斑鳩町
	事例の概要等	
<p>斑鳩町は、法隆寺を含む町内の名所や旧跡、イベント等の観光に関する情報を広く発信し、誘客を促進することを目的としたスマートフォンアプリ「I-斑鳩町観光・防災ナビ」を開発し、平成26年4月から公開した。同アプリは、同町の町づくりのシミュレーションゲームを楽しみながら世界遺産等の観光情報を紹介する機能のほか、町内の避難所情報の提供機能等も装備し、平成26年度末現在のダウンロード実績は約2,600件となっている。</p>		
2	世界文化遺産名	白川郷・五箇山の合掌造り集落
	構成資産名	荻町地区
	地方公共団体名	岐阜県、白川村
	事例の概要等	
<p>岐阜県及び白川村は、世界文化遺産白川郷の公式スマートフォンアプリ「世界遺産白川郷アプリ」を開発し、平成26年1月から公開した。同アプリは、白川郷の観光スポットの紹介、宿泊施設の案内、白川郷の四季折々の写真を閲覧できるギャラリー機能を装備している。</p> <p>白川村への観光客数は、平成25年の135万6,000人から同アプリが公開された26年には142万5,000人に増加している。また、同アプリのダウンロード実績は、公開されてから平成27年1月末までの1年間で2,800件となっている。</p>		
3	世界文化遺産名	琉球王国のグスク及び関連遺産群
	構成資産名	勝連城跡
	地方公共団体名	うるま市
	事例の概要等	
<p>うるま市は、勝連城跡の歴史・文化をより深く発信し、増加しつつある外国人観光客の受入環境の向上を図るため、平成26年度に、内閣府の沖縄振興特別推進交付金事業を活用した以下の3つの城郭内整備事業を同城跡において実施し、27年3月に供用を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 無料公衆無線LANの整備 ii 城郭内史跡等のQRコード付きの解説サイン（案内板）の整備 iii 城郭内史跡を、英語、中国語等5言語で解説する専用WEBサイトの整備 <p>整備された上記3つの設備は連携しており、来訪者は、城郭内の各史跡等に設置されている解説サインのQRコードをスマートフォンで読み込むことにより、無線LANを通じて専用解説WEBサイトを閲覧でき、各史跡等の解説を多言語の文字や音声、往時の城内の生活を再現した映像などによって受けることができる。</p>		
4	世界文化遺産名	石見銀山遺跡とその文化的景観
	構成資産名	—
	地方公共団体等名	大田市

事例の概要等

大田市及び同市観光協会は、平成 26 年 7 月から、スマートフォンの AR（拡張現実技術）機能(注)を活用した観光ナビゲーションシステム「世界遺産石見銀山・大田市観光ナビ」を導入し、石見銀山の大森地区を中心とした遺跡等に関するコンテンツ及び来訪者の情報収集環境を整備した。同システムは、景観に配慮する観点から案内看板を多く設置できない、既存の看板に新たに外国語表記を加えることが困難といった状況であっても、専用アプリを使い、対象エリア内の遺跡など 87 か所でスマートフォンをかざすことにより解説等を表示するほか、外国語標記や音声ガイドにも対応している。

また、平成 26 年 6 月に実施された試験運用段階の同システムに係る体験ツアーの参加者に対して行われたアンケート調査では、同システムについて、回答者 32 人の 7 割近くが「大変良い」又は「良い」と回答している。

(注) カメラを使って映し出される映像上に様々な電子情報を重ね合わせて、現実の映像を拡張する機能

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑦ 地方公共団体が行う教育により、伝統保存技術の新たな継承者の育成につながっていると考えられる例

世界文化遺産名	白川郷・五箇山の合掌造り集落
構成資産名	荻町地区
地方公共団体名	白川村
事例の概要等	
<p>白川村の村立中学校において、村の文化や伝統技術の継承を図る観点から、昭和 62 年度から毎年 1 回、全校生徒による合掌造り家屋の屋根の材料となる茅を刈る作業を授業の一環として取り入れており、保護者、地域住民、屋根葺技術者、ボランティア等の参加を得て実施している。</p> <p>こうした取組もあり、平成 26 年度末現在、本授業を体験した生徒のうち 3 人が、屋根葺技術者になった。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

図表 2- (1) - ⑧ 地方公共団体がボランティア養成に積極的に関わることにより、広報活動などを行うボランティア活動が活性化している例

1	世界文化遺産名	白川郷・五箇山の合掌造り集落
	地方公共団体名	南砺市
	事例の概要等	
<p>南砺市教育委員会では、平成 23 年度から 25 年度にかけて、五箇山の合掌造り集落とその背景となる五箇山地方の自然文化の学習を通じ、世界文化遺産に対する理解を深め、世界文化遺産を守って後世に伝えるということを学ぶ五箇山自然文化解説員養成講座を開講している。</p> <p>同講座は、基礎コースと実践コースの 2 部構成となっており、受講者数は、基礎コースが 2 回開催で延べ 132 人、実践コース 2 回開催で延べ 81 人となっている。実践コースまでを修了した者のほとんどが五箇山地区において、ボランティアガイド団体に加入し、解説ボランティアとして活動している。</p>		
2	世界文化遺産名	琉球王国のグスク及び関連遺産群
	地方公共団体名	今帰仁村
	事例の概要等	
<p>今帰仁村教育委員会は、平成 17 年度からおおむね隔年で今帰仁城跡案内ガイド養成講座を開講している。受講者は、今帰仁城跡の歴史、文化、周辺遺跡等についての 10 回程度の講座（現地見学を含む。）を受講し、試験を受けた後、修了証が交付され、ボランティアガイド団体の「今帰仁グスクを学ぶ会」の会員として登録される。今帰仁村は、同会とガイド強化事業委託業務契約を締結しており、同会の会員は契約に基づき、今帰仁城跡等で観光客等の案内業務を実施しており、平成 25 年度の案内回数は 2,565 回、案内人数は 1 万 1,419 人となっている。</p>		
3	世界文化遺産名	紀伊山地の霊場と参詣道
	地方公共団体名	田辺市
	事例の概要等	
<p>田辺市立三里小学校は、平成 18 年度から同校独自の取組として、「語り部ジュニア」と称する熊野古道に関する学習を開始し、21 年度からは、他県の小学生を地元へ招き、実際に児童が語り部を行う体験学習を実施している。また、田辺市立本宮中学校では、平成 18 年度から熊野古道の学習を始め、26 年度からは英語による熊野古道の解説を行っており、英語による語り部の発表を実施している。</p> <p>さらに、田辺市教育委員会では、平成 26 年の世界遺産登録 10 周年を期に、これら市内の一部の小中学校独自の取組であった「語り部ジュニア」を同市教育委員会の事業として、熊野古道が通っている他の小中学校にも拡充している。</p>		
4	世界文化遺産名	富士山—信仰の対象と芸術の源泉
	地方公共団体名	山梨県
	事例の概要等	
<p>山梨県は、富士山の顕著な普遍的価値や適切な保存管理等を紹介する世界遺産ガイドを養成する講座を平成 24 年度に開講しており、遺産登録後の 25 年 7 月には、同講座修了者が、世界遺産ガイドとして、県立富士ビジターセンターにおいて来訪者の案内等の活動を開始している。また、同県</p>		

	<p>は、平成 26 年 12 月には、当該ガイドの組織として、「山梨県富士山世界遺産ガイド会」を設立し、同会会員となったガイドに委嘱状を交付しており、今後、組織研修を進め、ガイドのスキルアップを図ることとしている。</p> <p>なお、平成 24 年度末に同講座を修了した 32 人のうち、山梨県富士山世界遺産ガイド会の会員としてボランティア活動をしているガイドは 20 人（26 年 12 月現在）となっている。</p>	
5	世界文化遺産名	富士山—信仰の対象と芸術の源泉
	地方公共団体名	静岡県
	事例の概要等	
<p>静岡県は、富士山の顕著な普遍的価値及びその適切な保存管理について、来訪者の理解を深め、案内することができる「静岡県登録富士山世界遺産ガイド」の養成講座を平成 24 年度から開講している。同養成講座を修了し、意欲があり、静岡県内に居住している等の要件を満たした者は、ガイドとして名簿に登録され、登録時にあらかじめ指定した活動可能な市町において「静岡県登録富士山世界遺産ガイド」として活動している。</p> <p>また、同養成講座は、平成 24 年度から 26 年度までに 5 回開講され、修了者数は延べ 190 人となっており、名簿に登録されたガイドの多くが、構成資産や各々の所属団体でボランティアとして活動している。</p>		
6	世界文化遺産名	富岡製糸場と絹産業遺産群
	地方公共団体名	群馬県
	事例の概要等	
<p>群馬県は、平成 16 年度から、「富岡製糸場と絹産業遺産群」を世界文化遺産に登録するための普及・啓発活動を行う「世界遺産伝道師」の養成講座を開講している（平成 26 年度の世界文化遺産登録後も引き続き普及・啓発活動を実施。）。同講座は、平成 16 年度から 25 年度までに 13 回開講されており、講座を修了し、同県が事務局となっている富岡製糸場世界遺産伝道師協会に入会し、普及・啓発活動をボランティアで行う伝道師となっている者は 269 人となっている（平成 26 年 7 月現在）。</p> <p>同協会の主な活動は、世界遺産に係る講演会・学習会、解説活動、普及体験活動などで、平成 25 年度の年間の延べ活動回数は 338 回となっている。</p>		

(注) 当省の調査結果による。

(2) 世界文化遺産の適切な保存・管理の推進

勧告	説明図表番号
<p>ア 文化財保護法に基づく保存・管理の推進</p> <p>(7) 落書きによる重要文化財等のき損</p> <p>重要文化財等の所有者等は、文化財保護法第 33 条又は第 120 条により、重要文化財等の全部又は一部のき損等があった場合には、書面をもって、その事実を知った日から 10 日以内に、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（以下「都道府県等教育委員会」という。）を經由して文化庁長官に届け出なければならないとされている。</p> <p>文化庁は、落書きについてはき損に該当し、新たに書き込まれたものを発見した場合にはき損届の提出が必要となるが、古い落書きなどは必ずしも届出を要しないとしている。また、重要文化財等の所有者等から新たな落書きが発見された旨の連絡があった場合、文化庁に対するき損届の提出を求め、同時に犯罪行為として警察署に対し被害届を提出するよう所有者等を指導することとしている。</p> <p>今回、我が国の世界文化遺産に登録されている重要文化財等である 117 構成資産（14 遺産）のうち 78 構成資産（14 遺産）について、所有者等における保存・管理の実施状況を調査した結果、次のとおり、所有者等が落書きによるき損について必ずしも適切に対応していない状況がみられた。</p> <p>a き損の把握状況及びき損届の提出状況</p> <p>文化庁は、平成 26 年度にき損届を 537 件受理しており、このうち落書きは 8 件となっている。</p> <p>今回調査した世界文化遺産に登録されている重要文化財等である 78 構成資産（14 遺産）についてみると、落書きによるき損が 10 構成資産（6 遺産）で計 15 件みられたが、このうち、き損届が提出されていることが確認できたのは 1 構成資産（1 遺産）1 件で、4 構成資産（2 遺産）5 件については、き損届が未提出となっている。また、6 構成資産（4 遺産）9 件については、文化庁においてデータベース等による過去の記録が残っておらず、提出状況を確認できなかった。</p> <p>き損届は、文化庁がき損の状況を把握する主要な手段となっているが、上記のき損届が未提出又は文化庁において提出の確認ができなかった 10 構成資産（6 遺産）14 件については、文化庁では落書きの発生自体を承知しておらず、対応の必要性等の検討・判断及びそれを踏まえた所有者等に対する指導の事実の確認できなかった。</p> <p>b 未届けの理由</p> <p>調査した都道府県等教育委員会の中には、当省が把握した落書き事</p>	<p>図表 2－(2)－ア－(ア)－①</p> <p>図表 2－(2)－ア－(ア)－②</p> <p>図表 2－(2)－ア－(ア)－②－i～ii</p>

勧告	説明図表番号
<p>案に係る未届けの理由として、落書きについては、これまで文化庁からき損届の提出の励行などの特段の指導がなく、届出を要するき損であるとの認識がなかったことを挙げているものがみられた。このことから、落書きがき損に該当し、原則届出が必要であることについて、都道府県等教育委員会や重要文化財等の所有者等に周知徹底されていないことが未届けの要因の一つであると考えられる。</p> <p>c 落書きの把握の必要性</p> <p>落書きについては、文化庁は修理のために木材を削ることなどは、かえって文化財を傷めることにつながるおそれがあるとして、安易に行うべきではないとの立場をとっているように、一律に修理を行うことが最善とは限らないということも事実であると考えられる。</p> <p>他方、落書きの修理が必要か否かを判断するためには、まずは落書きの状況を把握することが必要不可欠である。すなわち、所有者等に落書き事案を適切に文化庁に届け出させ、文化庁として対応の必要性等の検討・判断を行い、それを踏まえた所有者等に対する助言等を行う必要があると考えられる。また、提出されたき損届により把握した情報を適切に記録し、管理することは、世界文化遺産のみならず重要文化財等の適切な保存・管理の取組の前提となるものとして重要である。</p> <p>落書きは、一つ一つは小さなものであっても、それらが拡散して大きな被害を招くおそれがあり、世界遺産委員会においても、遺産の意図的な破壊として、資産に影響を与える要因と認識されていることから、決して軽視できないものである。</p> <p>文化庁は、平成 27 年 2 月以降、顕在化した油による文化財の汚損（き損）被害を受けて、「文化財の防犯体制の徹底について」（平成 27 年 4 月 8 日付け 27 庁財第 26 号）を発出し、所有者等に対して、文化財に異常を発見した場合には、速やかに地元市町村及び都道府県教育委員会を通じて文化庁へ連絡するよう求めているが、落書きについても、遺産の意図的な破壊という点では油による汚損と同種であり、所有者等が適時的確に把握し、文化庁にき損届を提出する必要がある事象と考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、文部科学省は、世界文化遺産の構成資産を始めとする重要文化財等の適切な保存・管理を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 世界文化遺産に登録されている重要文化財等の落書きの状況を的確に把握するため、所有者等や都道府県等教育委員会に対して、</p>	<p>図表 2－(2)－ア－(ア)－③</p>

勧告	説明図表番号
<p>i) 落書きについては、き損に該当すること</p> <p>ii) 落書きについてのき損届の提出の励行を周知徹底すること。</p> <p>また、提出されたき損届により把握した情報を適切に記録し、管理するとともに、重大・重篤な落書きについては、文化庁においても対応の必要性等の検討・判断を適切に行い、修理が必要と判断されるものについては、所有者等が適切な措置を講ずることができるよう助言等の支援を行うこと。</p> <p>② 世界文化遺産以外の重要文化財等についても、上記と同様の措置を講ずること。</p>	

図表 2-(2)-ア-(7)-① 重要文化財等に係るき損届についての規定

○ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〈抜粋〉

（滅失、き損等）

第 33 条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第 7 章 史跡名勝天然記念物

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

（注）下線は当省が付した。

図表 2-(2)-ア-(7)-② 落書きによる重要文化財等のき損事例（一覧表）

No.	世界文化遺産名	事例の概要	き損届の提出状況 (受理年月日)
1	法隆寺地域の仏教 建造物	国宝に指定されているA寺社の門に文字が彫ら れているもの	文化庁の記録なし
2		重要文化財に指定されているA寺社の土塀に文字 が彫られているもの 【き損届受領後の文化庁の措置概要】 教育委員会の修理技術者による指導で対応可能と判断し、 同委員会に対応を委ねた。その後、同委員会から、文化財へ の影響を考慮して修理は実施されなかった旨の報告を受け、 これを了承した。	提出 (平成 25 年 11 月 28 日)
3	古都京都の文化財 (京都市、宇治市、 大津市)	重要文化財に指定されているB寺社の建造物の壁に 傷が付けられているもの	未提出
4		国宝に指定されているC寺社の建造物の扉に文字が 彫られているもの	未提出
5		重要文化財に指定されているD寺社の建造物の壁に 文字が彫られているもの	未提出
6		重要文化財に指定されているD寺社の建造物の壁に 文字が彫られているもの	未提出
7	巖島神社	重要文化財に指定されているE寺社の建造物の柱に ペンによる落書きや文字が彫られているもの	未提出
8	古都奈良の文化財	国宝に指定されているF寺社の建造物の柱及び壁に ペンによる落書きや文字が彫られており、また、塗 料により手形が付けられているもの	文化庁の記録なし
9		国宝に指定されているF寺社の門に文字が彫ら れているもの	文化庁の記録なし
10		国宝に指定されているF寺社の建造物の壁にペンに よる落書きや文字が彫られているもの	文化庁の記録なし
11		重要文化財に指定されているF寺社の門に塗料によ り手形が付けられているもの	文化庁の記録なし
12		重要文化財に指定されているG寺社の門に文字が彫 られているもの	文化庁の記録なし
13		重要文化財に指定されているH寺社の門に文字が彫 られているもの	文化庁の記録なし
14	紀伊山地の霊場と 参詣道	史跡に指定されているI史跡の石畳に文字が彫ら れているもの	文化庁の記録なし
15	平泉－仏国土（浄土） を表す建築・庭園及び 考古学的遺跡群－	特別史跡に指定されているJ史跡の建造物の壁にペ ンによる落書きや文字が彫られているもの	文化庁の記録なし

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-(7)-②-i 落書きによる重要文化財等のき損の例 (No. 6 の例)

世界文化遺産名	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）
文化財分類	重要文化財
き損の状況	<p data-bbox="448 286 1433 362">朱塗りの外壁に硬い鋭利な物で彫り込まれたと考えられる落書きが広範囲にわたって多数認められた。</p> <div data-bbox="549 414 1361 1016" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="549 1099 1361 1751" data-label="Image"> </div>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-(7)-②-ii 落書きによる重要文化財等のき損の例 (No. 13 の例)

世界文化遺産名	古都奈良の文化財
文化財分類	重要文化財
き損の状況	<p data-bbox="475 286 1321 320">門に硬い鋭利なもので彫り込まれたと考えられる落書きが認められた。</p> 

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-(7)-③ 「文化財の防犯体制の徹底について」(平成 27 年 4 月 8 日付け 27 庁財第 26 号)

標記の件については、従来から御協力をいただいているところですが、本年 2 月以降、京都府及び奈良県で、寺社等に油のような液体が撒布され、重要文化財（国宝を含む。）に指定されている建造物や仏像を汚損する被害が相次いでいます。

貴教育委員会におかれては、文化財保護法により指定、選定、登録されている貴管轄区域内文化財の更なる防犯対策の徹底について、下記のことを踏まえ、所有者や管理責任者、管理団体等（以下「所有者等」という。）に御指導、御助言くださいますようお願いいたします。

記

1. 所有者等と日常管理体制の再確認に努め、防犯体制の強化の必要性について注意を喚起すること。
2. 見回り及び点検により文化財に異常を発見した場合には、速やかに地元市町村及び都道府県教育委員会を通じて文化庁担当課と情報共有が図れるよう、改めて連絡体制を確認すること。
3. 文化財の防犯設備が不十分と考えられる場合には、文化庁の補助事業を活用するなどして設備の充実を図るよう、所有者等に助言すること。

(注) 下線は当省が付した。

勧告	説明図表番号
<p>(イ) 史跡等の無許可の現状変更等</p> <p>重要文化財等の所有者等は、文化財保護法第 43 条第 1 項又は第 125 条第 1 項により、重要文化財等の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとする場合には、都道府県等教育委員会を經由して文化庁長官の許可を受けなければならないとされ、軽微な現状変更等(注 1)については、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条により、都道府県等教育委員会に許可権限が委任されている。</p> <p>（注 1） 軽微な現状変更等の具体例は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等 ・ 史跡名勝天然記念物における小規模建築物の増改築等の現状変更等など <p>また、文化庁は、無許可の現状変更等を始めとする重要文化財等の不適切な管理状況を把握するため、各都道府県教育委員会等に対して「文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について（通知）」（平成 17 年 4 月 26 日付け 17 庁財第 33 号）を発出し、文化財保護指導委員（注 2）制度の活用などにより、重要文化財等の管理の状況について積極的に情報収集を行い、情報収集の結果得られた不適切な管理の状況に係る情報を文化庁に提供することを要請している。</p> <p>（注 2） 文化財保護指導委員は、文化財保護法第 191 条に基づき、都道府県教育委員会に置くことができる非常勤の委員であり、文化財について、随時、巡視等を行うものとされている。</p> <p>文化庁は、平成 26 年度において、重要文化財等の現状変更等を 1,768 件許可する一方、同庁長官権限に係る無許可の現状変更等を把握した場合には、文化財をき損していないか確認の上、現状変更等の許可申請又は原状回復を求めることとしている。同庁長官権限に係る無許可の現状変更等については、平成 26 年度において 42 件（全て史跡名勝天然記念物）把握し、これらについては、てん末書を徴した上で改めて許可申請を提出させた上で、許可している。</p> <p>今回、我が国の世界文化遺産に登録されている重要文化財等である 117 構成資産（14 遺産）のうち 78 構成資産（14 遺産）について、所有者等における保存・管理の実施状況を調査した結果、都道府県等教育委員会による現状変更等の許可を受けず、史跡内に建築物を設置しているなどの例が 3 構成資産（3 遺産）3 件みられた。このうち、2 構成資産（2 遺産）2 件については、それぞれの都道府県等教育委員会において、現状変更等を行った者に対して原状回復するよう指導しているにもかかわらず改善されておらず、1 構成資産（1 遺産）1 件(注 3)については、都道府県等教育委員会では把握していなかった。</p> <p>（注 3） 当省の調査結果を受け、所有者等に対して都道府県等教育委員会が指導を</p>	<p>図表 2－(2)－ ア－(イ)－①、②</p> <p>図表 2－(2)－ ア－(イ)－③</p> <p>図表 2－(2)－ ア－(イ)－④－ i～iii</p>

勸告	説明図表番号
<p data-bbox="320 203 1102 232">行った結果、許可申請が行われ、平成 27 年 5 月 26 日付けで許可された。</p> <p data-bbox="261 271 1161 495">文化庁は、無許可の現状変更等を把握する主な手段としては、文化財保護指導委員や都道府県等教育委員会の職員の巡視活動であるとしており、世界文化遺産としての顕著な普遍的価値を維持するために、これらの巡視活動の充実が、都道府県等教育委員会による指導の徹底とともに重要であると考えられる。</p> <p data-bbox="217 557 304 586">【所見】</p> <p data-bbox="204 607 1161 685">したがって、文部科学省は、世界文化遺産の構成資産を始めとする史跡等の適切な保存・管理を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="204 703 1161 875">① 所有者等や都道府県等教育委員会に対し、文化財保護指導委員等による巡視活動の充実など、世界文化遺産に登録されている史跡等の無許可の現状変更等の法令違反を的確に把握するための措置を講ずるよう改めて周知徹底すること。</p> <p data-bbox="204 893 1161 1021">② 所有者等や都道府県等教育委員会に対し、世界文化遺産に登録されている史跡等について、現状変更等の許可申請の励行を改めて周知徹底すること。</p> <p data-bbox="204 1039 1161 1117">③ 世界文化遺産以外の史跡等についても、上記①及び②と同様の措置を講ずること。</p>	

図表 2- (2) - ア - (イ) - ① 重要文化財の現状変更等の許可申請についての規定

○ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〈抜粋〉

（現状変更等の制限）

第 43 条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第 1 項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

○ 文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）〈抜粋〉

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第 5 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第 5 号に掲げる事務（法第 92 条第 1 項の規定による届出の受理及び法第 94 条第 1 項又は第 97 条第 1 項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 （略）

二 法第 43 条第 4 項（法第 125 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三～五 （略）

2 （略）

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号及び第 3 号に掲げるものにあつては第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第 2 号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第 43 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件
(建造物を除く。)の現状変更等
ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二～三 (略)

4～6 (略)

- 7 第 1 項本文、第 2 項本文、第 3 項及び第 4 項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2- (2) - ア - (イ) - ② 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請についての規定

○ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〈抜粋〉

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

○ 文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）〈抜粋〉

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第 5 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第 5 号に掲げる事務（法第 92 条第 1 項の規定による届出の受理及び法第 94 条第 1 項又は第 97 条第 1 項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 （略）

二 法第 43 条第 4 項（法第 125 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三～五 （略）

2～3 （略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又

は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号又の規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で3 月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第 115 条第 1 項(法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会(当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 (略)

5~6 (略)

7 第 1 項本文、第 2 項本文、第 3 項及び第 4 項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(2)-ア-(4)-③ 「文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について（通知）」（平成 17 年 4 月 26 日付け 17 庁財第 33 号）＜抜粋＞

第 4 重要文化財等の管理の適切化について

重要文化財等の所有者は、文化財保護法並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財等を管理しなければならないとされている。文化庁としては、重要文化財等の管理が適切に行われていない場合には、必要に応じて、管理に関する状況把握や所有者等に対する指示等を行うこととなる。さらに、重要文化財等が滅失等の危険を生じている場合は、管理に関する命令又は勧告などの措置を講ずることとなる。

これを踏まえ、各都道府県教育委員会等においては、文化財保護指導委員制度の活用などにより、重要文化財等の管理の状況について積極的に情報収集を行い、情報収集の結果得られた不適切な管理の状況に係る情報を文化庁に提供することに留意されたい。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(2)-ア-(イ)-④-i 史跡等の無許可の現状変更等の例

世界文化遺産名	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）
文化財分類	史跡
現状変更の状況	<p>世界文化遺産の構成資産内にある寺社境内において、建築物が設置されている。当該建築物の設置場所は、史跡に該当することから、建築物の設置に当たっては、都道府県等教育委員会から現状変更等の許可を受ける必要があるが、許可申請は行われていなかった（注）。また、都道府県等教育委員会は、当該建築物の設置について把握していなかった。</p> <p>（注） 当省の調査結果を受け、所有者等に対して都道府県等教育委員会が指導を行った結果、許可申請が行われ、平成 27 年 5 月 26 日付けで許可された。</p> 

（注） 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-(イ)-④-ii 史跡等の無許可の現状変更等の例

世界文化遺産名	姫路城
文化財分類	史跡
現状変更の状況	<p>世界文化遺産の構成資産内において、外壁が塗り替えられた民家が一戸みられた。</p> <p>当該家屋の建築場所は、史跡に該当することから、外壁を塗り替えるに当たっては、都道府県等教育委員会から現状変更等の許可を受ける必要があるが、許可申請は行われておらず、また、外壁は、市町村の景観計画の規制対象となる色彩で塗装されている。</p> <p>都道府県等教育委員会において、現状変更等を行った者に対して原状回復するよう指導しているが、いまだ改善されていない状況となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-(イ)-④-iii 史跡等の無許可の現状変更等の例

世界文化遺産名	巖島神社
文化財分類	史跡
現状変更の状況	<p>世界文化遺産の構成資産内にある公園において、飲食店への誘導看板が設置されている。</p> <p>当該看板の設置場所は、史跡に該当することから、設置に当たっては、都道府県等教育委員会から現状変更等の許可を受ける必要があるが、許可申請は行われていなかった。</p> <p>都道府県等教育委員会において、現状変更等を行った者に対して原状回復するよう指導しているが、いまだ改善されていない状況となっている。</p> <div data-bbox="667 651 1305 1256" style="text-align: center;"> </div>

(注) 当省の調査結果による。

勧告	説明図表番号
<p>イ 文化財保護法以外の法令等に基づく保存・管理の推進</p> <p>(7) 自然公園法に基づく保存・管理の状況</p> <p>世界文化遺産の構成資産又は緩衝地帯については、文化財保護法のほか、自然公園法において保存・管理が行われている。例えば、同法第20条第3項では、自然公園の特別地域(注)に工作物の新設又は広告物を設置する際には、国立公園においては環境大臣（一部の事務については都道府県知事）、国定公園においては都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。また、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条では、工作物又は広告物の色彩及び形態について、その周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと等の許可基準が定められている。</p> <p>(注) 現在の景観を極力維持する必要がある地域等</p> <p>今回、我が国の世界文化遺産に登録されている117構成資産（14遺産）のうち78構成資産（14遺産。緩衝地帯を含む。）について、所有者等における保存・管理の実施状況を調査した結果、国立公園及び国定公園の特別地域内において、都道府県知事の許可を受けずに工作物及び広告物（以下「工作物等」という。）が設置され、工作物等の色彩及び形態が周辺の風致又は景観を阻害しているものが6件（2構成資産、4緩衝地帯（2遺産））みられた。</p> <p>また、これらの工作物等を設置した事業者は、自然公園法及び自然公園法施行規則の規制内容を承知していなかった。</p> <p>工作物等の設置による風致又は景観の阻害は、世界文化遺産として認められた顕著な普遍的価値を損ねるものであることから、地方公共団体に対し、事業者への法令遵守の周知徹底について助言等を徹底することが重要と考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、環境省は、世界文化遺産の適切な保存・管理を推進する観点から、世界文化遺産の構成資産又は緩衝地帯となっている国立公園に係る法定受託事務を行う都道府県及び国定公園を管理する都道府県に対し、自然公園法による規制に関する事業者への法令遵守の周知徹底について助言等を行うこと。</p>	<p>図表 2－(2)－ イ－(ア)－①</p> <p>図表 2－(2)－ イ－(ア)－②、③</p>

図表 2-(2)-イ-(7)-① 世界文化遺産の保存・管理に係る自然公園法の規定（特別地域における規制）

○ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）＜抜粋＞

（特別地域）

第 20 条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第 3 項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第 3 号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二～六 （略）

七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

八～十八 （略）

4～9 （略）

附 則

（都道府県が処理する事務）

9 この法律に規定する環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当分の間政令で定める都道府県の知事が行うこととすることができる。

○ 自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）＜抜粋＞

附 則

（都道府県が処理する事務）

3 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域（別表に掲げる都道府県の区域に属する国立公園の区域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。附則第 6 項において同じ。）に係るものは、当該都道府県の知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定（法第 64 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項を除く。）は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。

一 次に掲げる行為以外の行為（2 以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第 20

条第3項の規定による許可及び法第32条の規定による条件の付加に関する事務

イ その高さが13メートル又はその水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが13メートル又はその水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）となる場合における改築又は増築を含む。）

ロ～ホ （略）

二～五 （略）

○ 自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）〈抜粋〉

（特別地域、特別保護地区及び海城公園地区内の行為の許可基準）

第11条 （略）

2～12 （略）

13 法第20条第3項第1号、第21条第3項第1号及び第22条第3項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 （略）

二 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。

14～20 （略）

21 法第20条第3項第7号に掲げる行為並びに法第21条第3項第1号及び第22条第3項第1号に掲げる行為（法第20条第3項第7号に掲げる行為に限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ホ （略）

へ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

二～五 （略）

22～37 （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 2-(2)-イ-(7)-② 自然公園法に違反して設置されている工作物等の事例（一覧表）

No.	世界文化遺産名	構成資産/緩衝地帯	事例の概要
1	古都京都の文化財 (京都市、宇治市、 大津市)	構成資産	白色の自動販売機が無許可で設置
2		緩衝地帯	多色の自動販売機が無許可で設置
3		緩衝地帯	白色のくず箱等が無許可で設置
4		構成資産	透明・黄色等の空き缶入れが無許可で設置
5		緩衝地帯	白色の支柱の看板が無許可で設置
6	富士山ー信仰の対 象と芸術の源泉	緩衝地帯	赤色の看板が無許可で設置

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-(7)-③ 自然公園法に違反して設置されている工作物等の例 (NO.1 の例)

世界文化遺産名	古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)
構成資産/緩衝地帯	構成資産
設置状況	<p>寺社の境内に、色彩の配慮がなされていない自動販売機が無許可で設置されている。</p> <p>当該寺社の境内は、自然公園法における特別地域に指定されているため、当該箇所在工作物を設置する場合は都道府県知事の許可が必要であり、また、同法施行規則により、工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないことが求められている。このことについて、事業者は、法令の規制内容を承知していなかったとしている。</p> <div style="text-align: center;">   </div>

(注) 当省の調査結果による。

調査の結果	説明図表番号
<p>(イ) 屋外広告物条例に基づく保存・管理の状況</p> <p>屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 4 条では、都道府県は条例（以下「屋外広告物条例」という。）で定めるところにより、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができることとされている。また、都道府県は同法第 5 条により、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があると認めるときは、屋外広告物条例で、広告物の形状及び色彩についての設置基準を定めることができることとされ、さらに、同法第 28 条により、市町村にこれらの処理を委任することができることとされている。</p> <p>今回、我が国の世界文化遺産に登録されている 117 構成資産（14 遺産）のうち 78 構成資産（14 遺産。緩衝地帯を含む。）について、所有者等における保存・管理の実施状況を調査した結果、市町村の屋外広告物条例で定められた規制区域において、市町村長の許可を受けずに広告物が設置され、当該広告物の形状及び色彩が条例の設置基準に適合せず、良好な景観又は風致を阻害しているものが 3 件（1 構成資産、2 緩衝地帯（2 遺産））みられた。</p> <p>また、これらの広告物を設置した事業者は、屋外広告物条例の規制内容を承知していなかった。</p> <p>世界文化遺産の保存・管理において、構成資産等に係る良好な景観又は風致の維持は重要であり、地方公共団体の果たすべき役割は大きいものとなっている。しかし、上記のとおり、屋外広告物条例の規制内容が十分に周知されていない状況もみられることから、屋外広告物条例を制定している地方公共団体においては、事業者への規制内容の周知徹底など、屋外広告物条例の遵守に向けた取組を継続的に行っていくことが重要と考えられる。</p>	<p>図表 2－(2)－ イ－(イ)－①</p> <p>図表 2－(2)－ イ－(イ)－②、③</p>

図表 2- (2) - イ - (イ) - ① 屋外広告物法の規定（条例による広告物の表示等の制限）

○ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）＜抜粋＞

（広告物の表示等の制限）

第 4 条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第 5 条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第 3 条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観行政団体である市町村の特例等）

第 28 条 都道府県は、地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定によるもののほか、第 3 条から第 5 条まで、第 7 条又は第 8 条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 7 条第 1 項に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

（注）下線は当省が付した。

図表 2-(2)-イ-(1)-② 屋外広告物条例に違反して設置されている屋外広告物の事例（一覧表）

No.	世界文化遺産名	構成資産/緩衝地帯	事例の概要
1	富士山－信仰の対象と芸術の源泉	緩衝地帯	赤色の看板が無許可で設置（再掲）
2	姫路城	構成資産	電光掲示の屋外看板が無許可で設置 ※平成 27 年 10 月 30 日改善措置済み
3		緩衝地帯	路上へ突き出す看板が無許可で設置 ※平成 27 年 6 月 17 日改善措置済み

（注） 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-(4)-③ 屋外広告物条例に違反して設置されている屋外広告物の例 (No.1 の例)

世界文化遺産名	富士山—信仰の対象と芸術の源泉
構成資産/緩衝地帯	緩衝地帯
設置状況	<p>世界文化遺産である富士山の緩衝地帯に、赤色の看板が無許可で設置されている。当該緩衝地帯は、当該市町村の屋外広告物条例における自然公園規制地域に指定されているため、広告物を設置する場合は市町村長の許可が必要であり、また、屋外広告物条例施行規則により、広告物の形状及び色彩が、良好な景観又は風致を阻害しないことが求められている。このことについて、事業者は、条例の規制内容を承知していなかったとしている。</p> <p>(注) 本事例は、自然公園法違反の事例でもあり、図表 2-(2)-イ-(7)-②「自然公園法に違反して設置されている工作物等の事例 (一覧表)」の No.6 にも掲載している。</p> <div style="text-align: center;">   </div>

(注) 当省の調査結果による。

調査の結果	説明図表番号
<p>ウ 来訪者の安全性又は利便性の確保</p> <p>世界文化遺産の日常的な維持管理については、重要文化財等や自然公園等の所有者等によって行われている。今回、我が国の世界文化遺産に登録されている117構成資産（14遺産）のうち78構成資産（14遺産。緩衝地帯を含む。）について、所有者等における維持管理の実施状況を調査した結果、次のとおり、来訪者の安全性又は利便性が損なわれている状況がみられた。</p> <p>i) 国立公園においては、環境大臣に協議し、同意を得て地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体が公園事業を執行しているが、都道府県と市町村との連携が不十分なまま、それぞれが案内標識を設置した結果、同一箇所に同一目的地への案内標識が併設され、かつ、来訪者に誤った情報（同一目的地までの距離表示が相違）が提供されているもの（1件）</p> <p>ii) 自然災害等によると考えられる土砂崩れにより露出した斜面上の岩石が落石するおそれがあり、来訪者の安全が確保されていないもの（1件）</p> <p>iii) 自然災害等によると考えられる倒木が道を覆っており、来訪者の安全な通行に支障が生じているもの（3件）</p> <p>世界文化遺産は、遺産の保存・管理だけではなく、観光資源として地域活性化の効果も期待されており、地方公共団体等は、様々な手法によって観光客の誘致に取り組んでいるが、世界文化遺産が観光資源として適切に活用されていくためには、来訪者の安全性及び利便性の向上を図ることが重要な課題である。</p> <p>このことから、上記の事例については、所有者等が速やかに改善を図るとともに、その他の世界文化遺産の構成資産及び緩衝地帯においても、安全性及び利便性が損なわれていないかを日常的に確認し、維持管理の取組を継続的に行っていくことが重要と考えられる。</p>	<p>図表 2-(2)-ウ-①</p> <p>図表 2-(2)-ウ-①-i</p> <p>図表 2-(2)-ウ-①-ii</p> <p>図表 2-(2)-ウ-①-iii</p>

図表 2－(2)－ウ－① 来訪者の安全性又は利便性が損なわれている事例（一覧表）

No.	世界文化遺産名	概要
1	厳島神社	地方公共団体（県、市）がそれぞれ同一目的地への案内標識を同一箇所に併設し、かつ、同一目的地への距離表示が相違している。
2	紀伊山地の霊場と参詣道	露出した斜面上の岩石が落石のおそれ ※平成 27 年 11 月 17 日に、応急的に参詣道の両側に柵を設置して来訪者に注意喚起
3		参詣道に倒木 ※平成 27 年 3 月 10 日改善措置済み
4	石見銀山遺跡とその文化的景観	参道口に倒竹木
5		街道の数か所に倒木 ※平成 27 年 3 月 16 日改善措置済み

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-ウ-①-i 来訪者の安全性又は利便性が損なわれている例 (No. 1 の例)

世界文化遺産名	厳島神社
構成資産等名	宮島公園及び緩衝地帯
概況	<p>宮島公園内の四つ辻において、設置主体の異なる同一目的地への案内標識が同一箇所に併設され、かつ、同一目的地までの距離表示が相違しており、来訪者の利便性が損なわれている状況となっている。</p>  <p>「大元公園 (2.8km)」と 「大元園地 (2.0km)」は、同じ場所</p>  

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2) -ウ-①-ii 来訪者の安全性又は利便性が損なわれている例 (No. 2 の例)

世界文化遺産名	紀伊山地の霊場と参詣道
構成資産等名	熊野参詣道 (緩衝地帯)
概況	<p>自然災害等によると考えられる土砂崩れが緩衝地帯で発生したことにより、大きな岩が構成資産である参詣道 (史跡) に崩落するおそれがある状態となっており、来訪者の安全上、望ましくない状況となっている。</p>  <p>土砂崩れにより露出したと思われる岩</p> <p>参詣道</p> <p>上部から崩落したと思われる岩</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当省の調査結果を受け、那智勝浦町教育委員会は、平成 27 年 11 月 17 日に、応急的に参詣道の両側に柵を設置し、来訪者に注意喚起を行っている。また、岩の撤去方法を模索するとともに、参詣道のパトロールの費用を予算要求している。

図表 2-(2)-ウ-①-iii 来訪者の安全性又は利便性が損なわれている例 (No. 3 の例)

世界文化遺産名	紀伊山地の霊場と参詣道
構成資産等名	熊野参詣道 中辺路
概況	<p>自然災害等によると考えられる倒木が、構成資産である参詣道（史跡）を覆っており、来訪者の安全上、望ましくない状況となっている。</p>  <p>The three photographs show a narrow dirt path in a dense forest. In the top photo, a large, moss-covered log lies horizontally across the path, with another log partially visible behind it. The middle photo shows a path where several logs are leaning at various angles, creating a complex barrier. The bottom photo shows a path with a large log lying on the ground in the foreground and another leaning over the path from the right. Each photo has a white rectangular redaction box in the bottom right corner.</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当省の調査結果を受け、那智勝浦町教育委員会は、山林管理者に倒木の除去を委託し、平成 27 年 3 月 10 日に除去を完了させた。

(3) 世界文化遺産の活用の効果に関する情報提供の推進

勧告	説明図表番号
<p>文化庁では、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、平成14年度から累次にわたり基本方針を定めており、27年度に定められた第4次基本方針においては、初めて重点戦略として、世界文化遺産に言及し、登録後の世界文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組むこととされた。</p>	<p>図表 1－(2)－④ (再掲)</p>
<p>これを踏まえ、同庁では、平成23年度から実施している「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」(25年度からは、「文化遺産を活かした地域活性化事業」に移行。)の個別メニューとして、27年度に、世界文化遺産のみを対象とした「世界文化遺産活性化事業」を創設している(前掲1－(2)－ウ－(イ)参照)。また、「文化遺産を活かした地域活性化事業」について、平成27年度から、採択された事業の成果を的確に把握し、効果の大きい取組を重点的に推進するため、事業応募時に地方公共団体が作成する事業実施計画書において、想定される効果やその測定方法等を人数、理解度、活用状況、人材育成数等の指標を用いて具体的に記載するとともに、事業実施後にはその効果を定量的・定性的に検証・分析することを求めている。</p>	<p>図表 1－(2)－⑦ (再掲)</p>
<p>一方、同庁では、文化遺産が所在する地方公共団体等に向けて、平成23年度に「平成23年度文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業事例集」、26年度には「文化財の効果的な発信・活用ハンドブック」を作成するなどの遺産の活用方策に関する各種の情報提供を行っているが、実施した事業の効果を定量的・定性的に測定するためのノウハウは、これまで地方公共団体に提供していない。</p>	<p>図表 2－(3)－①</p>
<p>今回、平成27年度の「文化遺産を活かした地域活性化事業(世界文化遺産活性化事業)」が採択されている12世界文化遺産に係る計20事業について、事業実施計画書における指標の設定状況等を調査した結果、各地方公共団体が事業実施計画書に記載した指標、効果測定方法等が、同種類別の事業内容であるにもかかわらず区々となっている状況がみられた。</p>	<p>図表 2－(3)－②</p>
<p>文化庁では、想定される効果等を指標を用いて具体的に記載させるのは平成27年度が初年度であり、地方公共団体の取組内容を踏まえる必要があったとして、地方公共団体に対して事業実施計画書に記載すべき指標や効果測定方法等に関する具体例を示していないが、今後、提示に向けて検討する予定であるとしている。</p>	
<p>また、各地方公共団体において実施されている採択事業のノウハウ、事業実施計画書における指標や効果測定方法の設定状況、事業終了後に行われる事業実績報告書による効果の検証・分析結果等の情報を公開し共有することは、地方公共団体における地域活性化の取組の情報提供を要望する他の地方公共団体にとっても参考となり、地方公共団体全体における本補助事業の効果の検証・分析手法の成熟化にも資すると考えられるほか、文化庁における本補助事業のPDCAサイクルの推進にもつながることが期待できる。</p>	<p>図表 2－(3)－③</p>

勧告	説明図表番号
<p>【所見】</p> <p>したがって、文部科学省は、世界文化遺産を活用した取組のより効果的かつ効率的な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 「文化遺産を活かした地域活性化事業（世界文化遺産活性化事業）」に係る事業実施計画書において記載すべき指標等を例示するとともに、同計画書における指標等の設定状況について、地方公共団体及び事業実施主体に対し情報提供を行うこと。</p> <p>② 地方公共団体及び事業実施主体が今後行う世界文化遺産活性化事業の効果に関する検証・分析結果については、同事業の実施状況を踏まえて、地方公共団体及び事業実施主体に対し情報提供を行うほか、文化庁における当該事業内容の改善に向けた検討に活用すること。</p>	

図表 2-(3)-① 文化庁による文化遺産の活用方策に係る情報提供の実施状況

資料等名	公表 年度	提供 方法	概 要
平成 23 年度文化遺産を 活かした観光振興・地域 活性化事業事例集	24 年度	・冊子 ・ホーム ページ	文化庁が、日本各地の文化遺産の保存に配慮しつつそれらを活用することで、地域の観光振興や地域活性化を推進する活動を支援することを目的として、平成 23 年度から開始した「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」で採択された事業 808 件のうち、各都道府県における代表的な活動事例 47 件について、同庁が事例集として取りまとめたもの。
文化財の効果的な発信・活用方策に関する調査研究事業報告書 (文化財の効果的な発信・活用ハンドブック)	26 年度	・冊子 ・ホーム ページ	文化庁による委託調査として、全国の文化財の発信・活用事例を収集し、その中でも、より効果的に文化財の魅力を発信し、地域振興・観光振興等に活用している 35 事例について分析を行い、報告書として取りまとめたもの。

(注) 文化庁の資料に基づき当省が作成した。

図表 2- (3) -② 事業実施計画書における効果指標の設定状況

区 分		事業数	割合
①	シンポジウム等のイベントへの来場者数を目標値として掲げているもの	5	27.8%
②	来場者数ではなく、当該地方公共団体全体における観光客数を目標値として掲げているもの	1	5.6%
③	目標値として人数を掲げていないもの	12	66.7%
合 計		18	100 %

- (注) 1 文化庁の資料に基づき当省が作成した。
- 2 「平成 27 年度文化遺産を活かした地域活性化事業（世界文化遺産活性化事業）」に採択された 20 事業のうち、世界文化遺産の公開・普及のためのシンポジウム等の開催を行う「文化遺産普及啓発事業」を実施予定事業としている 18 事業について、応募時に地方公共団体が作成し提出した事業実施計画書における当該イベント等への来場者数の目標値の掲載状況を調査した。
- 3 「目標値として人数を掲げていないもの」の 12 事業には、「地方公共団体が作成する事業実施計画書に目標値としての来場者数の人数が掲げられていないが、事業実施主体が作成する交付要望書には来場者数の人数が掲げられているもの」の 4 事業が含まれる。
- 4 割合はそれぞれ四捨五入しているため、計は 100%にならない。

図表 2－(3)－③ 地域活性化の取組に関する国からの積極的な情報提供についての地方公共団体の意見

意見内容
<p>文化庁が行っている「文化遺産を活かした地域活性化事業」の制度開始当初は、全国で採択された同事業の事例をまとめた事例集が冊子で作成され、配布されていた。同事例集により、「全国において、どのような事業が補助の対象となって、どのようなことができるのか。」ということが分かり、今後の事業を考えていく上で大変参考になった。また、大きな成果を上げた事業に関する情報を周知することは、全国的な同様の取組の底上げにもなる。それ以降新たな事例集が作成されることはなかったが、冊子でなくデータでもよいので、最近の事例について要した費用の内訳や補助金の内訳等とともに、事例集として公開してほしい。</p>
<p>世界文化遺産を活用した様々な地域活性化の取組を知る機会がない。また、そのような事例を紹介する情報源も少ない。全国各地の取組事例を紹介するウェブサイトや、当該サイトに登録した市町村に新たな取組事例を紹介するメール配信等があれば参考になる。</p>
<p>規模が小さい又は用途上の事情により、単体での活用が難しい構成資産について、他の地方公共団体の取組事例があれば紹介してほしい。</p>

(注) 当省の調査結果による。

資 料 編

「世界文化遺産の関係法令等」

- 本表は、当省の調査結果に基づき、世界文化遺産ごとの構成資産及び緩衝地帯の法的保護の仕組みを整理したものである。

- 法令の適用対象となるものには、「○」又は「●」を付した。

- 緩衝地帯の面的な利用・開発規制等に係る法令の対象地域（自然公園法の特別地域、都市計画法の市街地調整区域、景観条例や屋外広告物条例の指定区域など）が構成資産の範囲と重なっている場合、当該構成資産は当該法令によっても保護が図られていると整理した。

資料編「世界文化遺産の関係法令等」 目次

資料1	法隆寺地域の仏教建造物	資-1
資料2	姫路城	資-2
資料3	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	資-3
資料4	白川郷・五箇山の合掌造り集落	資-7
資料5	原爆ドーム	資-8
資料6	厳島神社	資-9
資料7	古都奈良の文化財	資-10
資料8	日光の社寺	資-12
資料9	琉球王国のグスク及び関連遺産群	資-13
資料10	紀伊山地の霊場と参詣道	資-16
資料11	石見銀山遺跡とその文化的景観	資-25
資料12	平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群	資-28
資料13	富士山－信仰の対象と芸術の源泉	資-29
資料14	富岡製糸場と絹産業遺産群	資-39

資料1 法隆寺地域の仏教建造物

構成資産及び所在市町村		1	2	緩衝地帯
		法隆寺	法起寺	
関係法令等		奈良県斑鳩町		
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）	○ ●	○	
	特別史跡（○） 史跡（●）	●	●	
	特別名勝（○） 名勝（●）			
	その他			● ¹⁾
都市計画法	住居専用地域、住居地域			●
	その他	● ²⁾		● ³⁾
風致地区条例（都市計画法）		●	●	●
古都における歴史的風土の 保全に関する特別措置法	歴史的風土保存区域		●	●
	歴史的風土特別保存地区	●		
景観条例（景観法）		●	●	●
歴史的風致維持向上計画 （地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）		●	●	●
その他の条例				
備考		1) 周知の埋蔵文化財包蔵地 2) 宅地造成工事規制区域 3) 宅地造成工事規制区域、法隆寺周辺地区特別用途地区		

資料2 姫路城

構成資産及び所在市町村 関係法令等		姫路城	緩衝地帯
		兵庫県姫路市	
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）	○ ●	
	特別史跡（○） 史跡（●）	○	○
	特別名勝（○） 名勝（●）		
	その他		● ¹⁾
都市計画法	住居専用地域、住居地域	●	●
	商業地域	●	●
	高度地区	●	●
	その他	● ²⁾	● ³⁾
景観条例（景観法）		●	●
屋外広告物条例（屋外広告物法）		●	●
その他の条例		<ul style="list-style-type: none"> ・姫路城管理条例 ・姫路市立公園条例 ・姫路のまちを美しく安全で快適にする条例 	
備考		<ul style="list-style-type: none"> 1) 周知の埋蔵文化財包蔵地 2) 準防火地域、都市計画公園 3) 防火地域、準防火地域 	

資料3 古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）

構成資産及び所在市町村		1		2		3		4	
		(上賀別茂雷神社)	緩衝地帯	(下鴨御祖神社)	緩衝地帯	(教王護国寺)	緩衝地帯	清水寺	緩衝地帯
関係法令等		京都府京都市							
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）	○ ●		○ ●		○ ●		○ ●	
	特別史跡（○） 史跡（●）	●		●		●			
	特別名勝（○） 名勝（●）							●	
	その他	● ¹⁾							
伝統的建造物群保存地区条例（文化財保護法）			●						●
自然公園法	特別保護地区								
	第1種特別地域								
	第2種特別地域								
	第3種特別地域								
	普通地域								
都市計画法	市街化調整区域	●	●	●				●	●
	住居専用地域、住居地域		●		●	●	●		●
	商業地域				●	●	●		
	高度地区		●		●	●	●		●
	その他		● ²⁾						
風致地区条例（都市計画法）		●	●	●	●			●	●
風致地区内における建築等の規制に関する条例（都市計画法）									
古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	●	●					●	●
	歴史的風土特別保存地区	●	●					●	●
森林法	保安林				●				●
近畿圏の保存区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域								
景観条例（景観法）			●		●	●	●		●
屋外広告物条例（屋外広告物法）		●	●	●	●	●	●	●	●
その他の条例		・京都市自然風景保全条例 ・京都市眺望景観創生条例		・京都市眺望景観創生条例		・京都市眺望景観創生条例		・京都市眺望景観創生条例	
備考		1) 天然記念物 2) 京都産業大学地区地区計画							

構成資産及び所在市町村		5		6	7	8	6~8	9	
		醍醐寺	緩衝地帯	(金閣寺)	仁和寺	龍安寺	緩衝地帯	高山寺	緩衝地帯
関係法令等		京都府京都市							
文化財保護法	重要文化財 (国宝：○) (国宝以外：●)	○ ●			○ ●	●		○ ●	
	特別史跡 (○) 史跡 (●)	● ○		○	●	●		●	
	特別名勝 (○) 名勝 (●)	○		○	●	● ○			
	その他				● ¹⁾				
伝統的建造物群保存地区条例 (文化財保護法)									
自然公園法	特別保護地区								
	第1種特別地域								
	第2種特別地域								
	第3種特別地域								
	普通地域								
都市計画法	市街化調整区域	●	●	●	●	●	●	●	●
	住居専用地域、住居地域	●	●				●		
	商業地域								
	高度地区	●	●				●		
	その他		● ¹⁾						
風致地区条例 (都市計画法)		●	●	●	●	●	●	●	●
風致地区内における建築等の 規制に関する条例 (都市計画法)									
古都における歴史的風土の 保全に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	●	●	●	●	●	●	●	●
	歴史的風土特別保存地区	●	●	●	●	●	●		
森林法	保安林	●	●			●	●		●
近畿圏の保存区域の整備に 関する法律	近郊緑地保全区域								
景観条例 (景観法)		●	●				●		
屋外広告物条例 (屋外広告物法)		●	●	●	●	●	●	●	●
その他の条例		・京都市自然風景 保全条例 ・京都市眺望景観 創生条例		・京都市自然風景保全条例 ・京都市眺望景観創生条例			・京都市自然風景 保全条例 ・京都市眺望景観 創生条例		
備考		1) 醍醐坂地区地区計画		1) 登録有形文化財					

構成資産及び所在市町村		10		11		12		13	
		(西芳寺)	緩衝地帯	天龍寺	緩衝地帯	(銀照寺)	緩衝地帯	(本願寺)	緩衝地帯
関係法令等		京都府京都市							
文化財保護法	重要文化財 (国宝：○) (国宝以外：●)	●				○		○	●
	特別史跡 (○) 史跡 (●)	●		●		●	○	●	
	特別名勝 (○) 名勝 (●)	○		○		○		●	○
	その他								
伝統的建造物群保存地区条例 (文化財保護法)									
自然公園法	特別保護地区								
	第1種特別地域								
	第2種特別地域								
	第3種特別地域								
	普通地域								
都市計画法	市街化調整区域	●	●	●	●	●	●		
	住居専用地域、住居地域		●	●	●	●	●		
	商業地域			●	●			●	●
	高度地区		●		●	●	●	●	●
	その他								
風致地区条例 (都市計画法)		●	●	●	●	●	●		
風致地区内における建築等の 規制に関する条例 (都市計画法)									
古都における歴史的風土の 保全に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	●	●	●	●	●	●		
	歴史的風土特別保存地区	●	●	●	●	●	●		
森林法	保安林		●		●		●		
近畿圏の保存区域の整備に 関する法律	近郊緑地保全区域		●						
景観条例 (景観法)							●	●	●
屋外広告物条例 (屋外広告物法)		●	●	●	●	●	●	●	●
その他の条例		・京都市眺望景観 創生条例		・京都市眺望景観 創生条例		・京都市自然風景 保全条例 ・京都市眺望景観 創生条例		・京都市眺望景観 創生条例	
備考									

構成資産及び所在市町村		14		15		16	17	16, 17
		二条城	緩衝地帯	延暦寺	緩衝地帯	平等院	宇治上神社	緩衝地帯
		京都府京都市		京都府京都市、滋賀県大津市		京都府宇治市		
関係法令等								
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）	○ ●		○ ●	●	○ ●	○ ●	
	特別史跡（○） 史跡（●）	●		●		●		
	特別名勝（○） 名勝（●）	○				●		
	その他			● ¹⁾		● ¹⁾	● ¹⁾	
伝統的建造物群保存地区条例（文化財保護法）								
自然公園法	特別保護地区							
	第1種特別地域			●	●			
	第2種特別地域			●	●		●	●
	第3種特別地域					●		●
	普通地域							
都市計画法	市街化調整区域			●	●		●	
	住居専用地域、住居地域	●	●			●		
	商業地域	●	●					
	高度地区	●	●					
	その他							
風致地区条例（都市計画法）				●	●	●	●	●
風致地区内における建築等の規制に関する条例（都市計画法）				●	●			
古都における歴史的風土の保全に関する特別措置法	歴史的風土保存区域			●	●			
	歴史的風土特別保存地区			●	●			
森林法	保安林				●			●
近畿圏の保存区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域							
景観条例（景観法）		●	●	●	●	●	●	●
屋外広告物条例（屋外広告物法）		●	●	●	●	●	●	●
その他の条例		・京都市眺望景観創生条例		・京都市自然風景保全条例 ・京都市眺望景観創生条例				
備考				1) 登録有形文化財、天然記念物		1) 重要文化的景観		

資料4 白川郷・五箇山の合掌造り集落

構成資産及び所在市町村		1		2		3	
		荻町地区	緩衝地帯	相倉地区	緩衝地帯	菅沼地区	緩衝地帯
関係法令等							
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）						
	特別史跡（○） 史跡（●）			●	●	●	●
	特別名勝（○） 名勝（●）						
	その他	● ¹⁾		● ¹⁾		● ¹⁾	
伝統的建造物群保存地区保存条例（文化財保護法）		●		●		●	
自然公園法	特別保護地区		●				●
	第1種特別地域		●				
	第2種特別地域		●				●
	第3種特別地域		●				●
	普通地域		●				
自然公園条例（自然公園法）			●	●	●	●	●
森林法	保安林	●	●	●	●		●
農地法	農地	●	●	●	●	●	●
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	●	●	●	●	●	●
河川法	一級河川		●		●		●
景観条例（景観法）		●	●				
自然環境保全条例（自然環境保全法）		●	●				
その他の条例				・平村自然環境及び文化的景観の保全に関する条例（南砺市暫定条例）		・上平村自然環境及び文化的景観の保全に関する条例（南砺市暫定条例）	
備考		1) 重要伝統的建造物群保存地区					

資料5 原爆ドーム

構成資産及び所在市町村 関係法令等		原爆ドーム	緩衝地帯
		広島県広島市	
文化財保護法	重要文化財 (国宝：○) (国宝以外：●)		
	特別史跡 (○) 史跡 (●)	●	●
	特別名勝 (○) 名勝 (●)	●	●
	その他		
河川法	一級河川		●
公園条例 (都市公園法)		●	●
景観条例 (景観法)		●	●
屋外広告物条例 (屋外広告物法)		●	●
その他の条例			
備考			

資料6 厳島神社

関係法令等	構成資産及び所在市町村	背前建 殿 後面造 島の の物神 社 森海群、 林及び の	緩衝地帯
		広島県廿日市市	
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）	○ ●	
	特別史跡（○） 史跡（●）	○	○
	特別名勝（○） 名勝（●）	○	○
	その他	● ¹⁾	
都市計画法	その他	● ²⁾	● ²⁾
風致地区内における建築等の規制に関する条例（都市公園法）		●	●
自然公園法	特別保護地区	●	
	第1種特別地域	●	●
	第2種特別地域	●	●
	第3種特別地域		●
	普通地域		
都市公園法	都市公園	●	
森林法	保安林		●
海岸法	海岸保全区域		●
港湾法	港湾区域		●
港則法	港則法適用区域		●
砂防法	砂防指定地	●	●
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	●	●
	土砂災害特別警戒区域	●	●
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	●	●
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	●	●
	特別保護地区	●	
景観条例（景観法）		●	●
屋外広告物条例（屋外広告物法）		●	●
その他の条例		・ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	
備考		1) 天然記念物 2) 風致地区	

資料7 古都奈良の文化財

関係法令等		構成資産及び所在市町村					
		1 東大寺	2 興福寺	3 春日大社	4 春日山原始林	5 元興寺	1~5 緩衝地帯
		奈良県奈良市					
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）	○ ●	○ ●	○ ●		○ ●	
	特別史跡（○） 史跡（●）	●	●	●		●	●
	特別名勝（○） 名勝（●）	●	●		●		●
	その他			●	● ¹⁾		
自然公園法	特別保護地区						
	第1種特別地域						●
	第2種特別地域						●
	第3種特別地域						
	普通地域						
都市計画法	市街化調整区域	●	●	●	●		●
	住居専用地域、住居地域					●	●
	商業地域					●	●
	高度地区					●	●
	その他						
風致地区条例（都市計画法）		●	●	●	●		●
古都における歴史的風土の 保全に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	●	●	●	●		●
	歴史的風土特別保存地区	●	●	●	●		●
森林法	保安林				●		●
景観条例（景観法）						●	●
屋外広告物条例（屋外広告物法）		●	●	●	●	●	●
その他の条例							
備考		1) 特別天然記念物					

構成資産及び所在市町村		6	7	6, 7	8	
		薬師寺	唐招提寺	緩衝地帯	平城宮跡	緩衝地帯
関係法令等		奈良県奈良市				
文化財保護法	重要文化財 (国宝 : ○) (国宝以外 : ●)	○ ●	○ ●			
	特別史跡 (○) 史跡 (●)	●	●	●	○	○ ●
	特別名勝 (○) 名勝 (●)				○	
	その他					
自然公園法	特別保護地区					
	第1種特別地域					
	第2種特別地域					
	第3種特別地域					
	普通地域					
都市計画法	市街化調整区域	●	●	●	●	●
	住居専用地域、住居地域			●		●
	商業地域			●		●
	高度地区			●		●
	その他					
風致地区条例 (都市計画法)		●	●	●	●	●
古都における歴史的風土の 保全に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	●	●	●	●	●
	歴史的風土特別保存地区	●	●	●	●	●
森林法	保安林					●
景観条例 (景観法)						
屋外広告物条例 (屋外広告物法)		●	●	●	●	●
その他の条例						
備考						

資料8 日光の社寺

関係法令等		構成資産及び所在市町村	
		輪王寺	東照宮、荒山神社、
		栃木県日光市	
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）	○ ●	
	特別史跡（○） 史跡（●）	●	
	特別名勝（○） 名勝（●）		
	その他		
自然公園法	特別保護地区	●	●
	第1種特別地域		
	第2種特別地域	●	●
	第3種特別地域	●	●
都市計画法	住居専用地域、住居地域		●
	商業地域		●
	その他		● ¹⁾
森林法	保安林	●	●
河川法	河川区域	●	●
	河川保全区域	●	●
砂防法	砂防指定地	●	●
景観条例（景観法）		●	●
その他の条例			
備考		1) 風致地区	

資料9 琉球王国のグスク及び関連遺産群

構成資産及び所在市町村		1		2		3	
		今帰仁城跡	緩衝地帯	座喜味城跡	緩衝地帯	勝連城跡	緩衝地帯
		沖縄県今帰仁村		読谷村		うるま市	
関係法令等							
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）						
	特別史跡（○） 史跡（●）	●		●		●	
	特別名勝（○） 名勝（●）						
	その他						
文化財保護条例（文化財保護法）		●		●			
都市計画法	市街化調整区域						
	住居専用地域、住居地域				●	●	●
	商業地域						
	その他						
風致地区内における建築等の規制に関する条例（都市計画法）							
特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（都市計画法、建築基準法）							
都市公園法	都市公園			●	●		
	国営公園						
	県営公園						
都市公園条例（都市公園法）				●	●		
森林法	保安林	●	●	●	●	●	●
	地域森林計画対象民有林		●				
	普通林						
農業振興地域の整備に関する法律	農用地		●		●		●
景観条例（景観法）		●	●	●	●	●	●
その他の条例		・今帰仁村歴史文化遺産の環境確保に関する条例		・読谷村座喜味城跡の環境保全に関する条例		・勝連城跡の環境保全に関する条例	
備考							

関係法令等		4		5		6	
		中城城跡	緩衝地帯	首里城跡	緩衝地帯	御園嶽比石屋門武	緩衝地帯
		中城村、北中城村		那覇市			
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）					●	
	特別史跡（○） 史跡（●）	●		●		●	
	特別名勝（○） 名勝（●）						
	その他						
文化財保護条例（文化財保護法）		●	●		●	●	●
都市計画法	市街化調整区域	●	●				
	住居専用地域、住居地域			●	●	●	●
	商業地域				●		●
	その他				● ¹⁾²⁾		● ¹⁾²⁾
風致地区内における建築等の規制に関する条例（都市計画法）							
特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（都市計画法、建築基準法）							
都市公園法	都市公園	●	●	●	●	●	●
	国営公園			●			
	県営公園	●	●		●	●	●
都市公園条例（都市公園法）							
森林法	保安林	●	●				
	地域森林計画対象民有林		●				
	普通林		●				
農業振興地域の整備に関する法律	農用地		●				
景観条例（景観法）		●	●	●	●	●	●
その他の条例		<ul style="list-style-type: none"> ・中城城跡保存管理条例 ・中城村自然環境の確保に関する条例 ・北中城村全村植物公苑づくり条例 		<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市都市景観条例（景観計画区域[首里歴史エリア]） 		<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市都市景観条例（景観計画区域[首里歴史エリア]） 	
備考		1) 都市公園地区 2) 第一種文教地区					

構成資産及び所在市町村		7		8		9	
		玉陵	緩衝地帯	識名園	緩衝地帯	斎場御嶽	緩衝地帯
関係法令等		那覇市				南城市	
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）	●					
	特別史跡（○） 史跡（●）	●				●	
	特別名勝（○） 名勝（●）			○			
	その他						
文化財保護条例（文化財保護法）			●			●	
都市計画法	市街化調整区域						
	住居専用地域、住居地域	●	●	●	●		
	商業地域		●				
	その他		● ¹⁾²⁾			●	●
風致地区内における建築等の規制に関する条例（都市計画法）						●	●
特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（都市計画法、建築基準法）						●	●
都市公園法	都市公園	●	●	●	●		
	国営公園						
	県営公園	●	●				
都市公園条例（都市公園法）							
森林法	保安林						●
	地域森林計画対象民有林						●
	普通林					●	●
農業振興地域の整備に関する法律	農用地						●
景観条例（景観法）		●	●	●	●	●	●
その他の条例		・那覇市都市景観条例（景観計画区域[首里歴史エリア]）		・那覇市都市景観条例（景観計画区域[識名歴史エリア]）		・南城市開発事業手続条例	
備考		1) 都市公園地区 2) 第一種文教地区					

資料10 紀伊山地の霊場と参詣道

構成資産及び所在市町村		1		2		3		4		5	
		吉野山	緩衝地帯	吉野水分神社	緩衝地帯	金峯神社	緩衝地帯	金峯山寺	緩衝地帯	吉水神社	緩衝地帯
関係法令等		奈良県吉野町									
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）			●				○		●	
	特別史跡（○） 史跡（●）	●		●		●		●		●	
	特別名勝（○） 名勝（●）	●		●		●		●		●	
	その他										
文化財保護条例（文化財保護法）											
自然公園法	特別保護地区										
	第1種特別地域										
	第2種特別地域	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第3種特別地域	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
普通地域											
自然公園条例（自然公園法）											
森林法	保安林		●								
河川法	河川区域										
海岸法	海岸保全区域										
港湾法	地方港湾区域										
景観条例（景観法）		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
自然環境保全条例（自然環境保全法）											
その他の条例		・吉野町歴史的景観保全条例									
備考											

構成資産及び所在市町村		6		7		8		9		10	
		大峰山寺	緩衝地帯	熊野本宮大社	緩衝地帯	熊野速玉大社	緩衝地帯	熊野那智大社	緩衝地帯	青岸渡寺	緩衝地帯
関係法令等		奈良県天川村		和歌山県田辺市		和歌山県新宮市、三重県紀宝町		和歌山県那智勝浦町			
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）	●		●				●		●	
	特別史跡（○） 史跡（●）	●		●		●		●		●	
	特別名勝（○） 名勝（●）										
	その他					● ¹⁾					
文化財保護条例（文化財保護法）											
自然公園法	特別保護地区	●	●								
	第1種特別地域	●	●			●	●				
	第2種特別地域		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第3種特別地域		●								
自然公園条例（自然公園法）			●		●						
森林法	保安林		●			●	●		●		●
河川法	河川区域				●	●	●				
海岸法	海岸保全区域										
港湾法	地方港湾区域										
景観条例（景観法）		●	●		●		●		●		●
自然環境保全条例（自然環境保全法）											
その他の条例				・田辺市歴史文化的景観保全条例		・新宮市歴史文化的景観保全条例		・那智勝浦町歴史文化的景観保全条例		・那智勝浦町歴史文化的景観保全条例	
備考						1) 天然記念物					

構成資産及び所在市町村		11		12		13		14	
		那智大滝	緩衝地帯	那智原始林	緩衝地帯	補陀洛山寺	緩衝地帯	丹生都比売神社	緩衝地帯
関係法令等		和歌山県那智勝浦町						和歌山県 かつらぎ町	
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）							●	
	特別史跡（○） 史跡（●）					●		●	
	特別名勝（○） 名勝（●）	●							
	その他			● ¹⁾					
文化財保護条例（文化財保護法）									
自然公園法	特別保護地区	●	●	●	●				
	第1種特別地域				●				
	第2種特別地域	●	●		●				
	第3種特別地域				●				
自然公園条例（自然公園法）					●			●	●
森林法	保安林		●	●	●				
河川法	河川区域								
海岸法	海岸保全区域								
港湾法	地方港湾区域								
景観条例（景観法）			●		●		●		●
自然環境保全条例（自然環境保全法）									
その他の条例		・那智勝浦町歴史文化的景観保全条例		・那智勝浦町歴史文化的景観保全条例		・那智勝浦町歴史文化的景観保全条例			
備考				1) 天然記念物					

構成資産及び所在市町村		15		16		17		18	
		金剛峯寺	緩衝地帯	慈尊院	緩衝地帯	丹生官省符神社	緩衝地帯	大峯奥駈道	緩衝地帯
関係法令等		和歌山県高野町		和歌山県九度山町				奈良県五條市、吉野町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、和歌山県田辺市、新宮市	
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）	○		●		●		●	
	特別史跡（○） 史跡（●）	●		●		●		●	
	特別名勝（○） 名勝（●）							○	
	その他							● ¹⁾	● ¹⁾
文化財保護条例（文化財保護法）								● ¹⁾	● ¹⁾
自然公園法	特別保護地区							●	●
	第1種特別地域	●	●					●	●
	第2種特別地域	●	●					●	●
	第3種特別地域								●
自然公園条例（自然公園法）				●	●	●	●		
森林法	保安林		●					●	●
河川法	河川区域								
海岸法	海岸保全区域								
港湾法	地方港湾区域								
景観条例（景観法）			●		●		●	● ²⁾	●
自然環境保全条例（自然環境保全法）								●	●
その他の条例				・九度山町高野山町石道周辺景観保護条例		・九度山町高野山町石道周辺景観保護条例		・吉野町歴史的景観保全条例 ・大峯奥駈道の歴史的景観及び文化的景観を保全するための黒滝村条例 ・十津川村熊野古道小辺路及び大峯奥駈道の歴史的景観及び文化的景観保全条例 ・田辺市歴史文化的景観保全条例 ・新宮市歴史文化的景観保全条例 ・川上村大峯奥駈道の歴史的景観及び文化的景観保全条例	
備考								1) 天然記念物 2) 奈良県の条例のみ	

構成資産及び所在市町村		19		19-1		19-2		19-3		19-4		19-5	
		熊野参詣道	緩衝地帯	熊野参詣道 〔19-2 ～ 19-22 以外〕	熊野川	緩衝地帯	熊野参詣道 小辺路	緩衝地帯	ツツラト峠道	緩衝地帯	荷坂峠道	緩衝地帯	
													和歌山県田辺市、新宮市、那智勝浦町、白浜町、すさみ町、高野町
関係法令等	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）												
	特別史跡（○） 史跡（●）	●		●		●		●		●		●	
文化財保護法	特別名勝（○） 名勝（●）												
	その他												
文化財保護条例（文化財保護法）						●	●						
自然公園法	特別保護地区												
	第1種特別地域	●	●			●	●						
	第2種特別地域	●	●	●	●	●	●						
	第3種特別地域	●	●	●	●	●	●						
	普通地域	●	●										
自然公園条例（自然公園法）									●	●			
森林法	保安林	●	●			●	●	●	●			●	
河川法	河川区域		●	●	●								
海岸法	海岸保全区域												
港湾法	地方港湾区域												
景観条例（景観法）			●	●	●	●	●						
自然環境保全条例（自然環境保全法）													
その他の条例		<ul style="list-style-type: none"> ・田辺市歴史文化的景観保全条例 ・新宮市歴史文化的景観保全条例 ・那智勝浦町歴史文化的景観保全条例 ・熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例 ・すさみ町熊野古道大辺路周辺の文化的景観の保護に関する条例 				<ul style="list-style-type: none"> ・野迫川村熊野古道小辺路の歴史的景観保全条例 ・十津川村熊野古道小辺路及び大峯奥駆道の歴史的景観及び文化的景観保全条例 		<ul style="list-style-type: none"> ・大紀町熊野参詣道伊勢路景観保護条例 ・紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例 		<ul style="list-style-type: none"> ・紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例 			
備考													

構成資産及び所在市町村		19-6		19-7		19-8		19-9		19-10	
		三浦峠道	緩衝地帯	始神峠道	緩衝地帯	馬越峠道	緩衝地帯	八鬼山道	緩衝地帯	三木峠道・羽後峠道	緩衝地帯
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）										
	特別史跡（○） 史跡（●）	●		●		●		●		●	
	特別名勝（○） 名勝（●）										
	その他										
文化財保護条例（文化財保護法）											
自然公園法	特別保護地区										
	第1種特別地域										
	第2種特別地域										
	第3種特別地域 普通地域									●	●
自然公園条例（自然公園法）											
森林法	保安林	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
河川法	河川区域										
海岸法	海岸保全区域										
港湾法	地方港湾区域										
景観条例（景観法）											
自然環境保全条例（自然環境保全法）											
その他の条例		・紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例		・紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例		・尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例 ・紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例		・尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例		・尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	
備考											

構成資産及び所在市町村		19-11		19-12		19-13		19-14		19-15	
		曾根次郎坂・太郎坂	緩衝地帯	二木島峠道・逢神坂峠道	緩衝地帯	波田須の道	緩衝地帯	大吹峠道	緩衝地帯	観音道	緩衝地帯
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）										
	特別史跡（○） 史跡（●）	●		●		●		●		●	
	特別名勝（○） 名勝（●）										
	その他										
文化財保護条例（文化財保護法）											
自然公園法	特別保護地区										
	第1種特別地域										
	第2種特別地域										
	第3種特別地域										
	普通地域										
自然公園条例（自然公園法）											
森林法	保安林	●	●					●			
河川法	河川区域										
海岸法	海岸保全区域										
港湾法	地方港湾区域										
景観条例（景観法）											
自然環境保全条例（自然環境保全法）											
その他の条例		・尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例 ・熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例		・熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例		・熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例		・熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例		・熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	
備考											

構成資産及び所在市町村		19-16		19-17		19-18		19-19		19-20	
		松本峠道	緩衝地帯	七里御浜	緩衝地帯	花の窟	緩衝地帯	熊野鬼ヶ城附獅子巖	緩衝地帯	風伝峠道	緩衝地帯
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）										
	特別史跡（○） 史跡（●）	●		●		●	●			●	
	特別名勝（○） 名勝（●）							●			
	その他							● ¹⁾			
文化財保護条例（文化財保護法）											
自然公園法	特別保護地区										
	第1種特別地域			●	●			●	●		
	第2種特別地域					●	●				
	第3種特別地域								●		
自然公園条例（自然公園法）					●						
森林法	保安林				●				●		●
河川法	河川区域				●						
海岸法	海岸保全区域			●	●			●	●		
港湾法	地方港湾区域			●	●			●	●		
景観条例（景観法）											
自然環境保全条例（自然環境保全法）											
その他の条例		・熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例		・熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例 ・御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例				・熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例		・熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例 ・御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例	
備考								1) 天然記念物			

構成資産及び所在市町村		19-21		19-22		20	
		横垣峠道	緩衝地帯	大か川本 河ら口宮 内小か道 、栗ら（ 楊須、栗の 枝、栗の川 川湯須、地 地ノ口湯内 内）かノ小 ら口小	緩衝地帯	高野山町 石道	緩衝地帯
関係法令等							
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）						
	特別史跡（○） 史跡（●）	●	●		●		
	特別名勝（○） 名勝（●）						
	その他						
文化財保護条例（文化財保護法）							
自然公園法	特別保護地区						
	第1種特別地域				●	●	
	第2種特別地域				●	●	
	第3種特別地域				●	●	
自然公園条例（自然公園法）				●		●	
森林法	保安林			●	●	●	
河川法	河川区域						
海岸法	海岸保全区域						
港湾法	地方港湾区域						
景観条例（景観法）						●	
自然環境保全条例（自然環境保全法）							
その他の条例		・御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例	・熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例	・九度山町高野山町石道周辺景観保護条例			
備考							

資料11 石見銀山遺跡とその文化的景観

関係法令等		構成資産及び所在市町村				
		1 銀山 柵内	2 代官 所跡	3 矢滝 城跡	4 矢管 城跡	5 石見 城跡
島根県大田市						
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）					
	特別史跡（○） 史跡（●）	●	●	●	●	●
	特別名勝（○） 名勝（●）					
	その他					
伝統的建造物群保存地区保存条例（文化財保護法）		●	●			
都市計画法	その他	● ¹⁾	● ¹⁾			● ¹⁾
都市公園法	都市公園	●				
森林法	保安林	●				●
	地域森林計画対象民有林	●			●	●
国有林野の管理経営に関する法律	国有林			●		
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域					
港湾法	港湾区域					
漁港漁場整備法	漁港区域					
砂防法	砂防指定地	●				
土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土石流危険渓流	●	●			
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	●				
道路法	県道					
	市道	●	●			
鉱業法	鉱業権設定区域	●				
鉱山保安法	鉱業権設定区域	●				
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律	鉱区禁止地域	●	●	●	●	●
その他の条例		・石見 銀山景 観保全 条例	・石見 銀山景 観保全 条例	・石見 銀山景 観保全 条例	・石見 銀山景 観保全 条例	・石見 銀山景 観保全 条例
備考	1) 都市計画区域					

関係法令等		6	7	8	9	10
		大森・銀山	宮ノ前	熊谷家住宅	羅漢寺五百羅漢	石見銀山街道 鞆ヶ浦道
		島根県大田市				
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）			●		
	特別史跡（○） 史跡（●）	●	●		●	●
	特別名勝（○） 名勝（●）					
	その他					
伝統的建造物群保存地区保存条例（文化財保護法）		●	●	●	●	
都市計画法	その他	● ¹⁾				
都市公園法	都市公園	●				
森林法	保安林					
	地域森林計画対象民有林	●	●			
国有林野の管理経営に関する法律	国有林					
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域					
港湾法	港湾区域					
漁港漁場整備法	漁港区域					
砂防法	砂防指定地	●	●	●		●
土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土石流危険渓流	●	●	●		●
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	●				
道路法	県道	●	●			●
	市道	●	●			●
鉱業法	鉱業権設定区域	●				●
鉱山保安法	鉱業権設定区域	●				●
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律	鉱区禁止地域	●	●	●	●	●
その他の条例			・石見銀山景観保全条例		・石見銀山景観保全条例	・石見銀山景観保全条例 ・大田市自然環境保全条例
備考		1) 都市計画区域				

関係法令等		構成資産及び所在市町村		11	12	13	14	緩衝地帯
		温石 泉見 津銀 ・山 沖街 泊道	鞆 ヶ 浦	沖 泊	温 泉 津			
島根県大田市								
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）							
	特別史跡（○） 史跡（●）	●	●	●				
	特別名勝（○） 名勝（●）							
	その他							
伝統的建造物群保存地区保存条例（文化財保護法）							●	
都市計画法	その他	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾
都市公園法	都市公園			●	●	●	●	●
森林法	保安林		●	●	●	●	●	●
	地域森林計画対象民有林		●	●	●	●	●	●
国有林野の管理経営に関する法律	国有林							
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域							●
港湾法	港湾区域			●				
漁港漁場整備法	漁港区域		●					
砂防法	砂防指定地	●					●	●
土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土石流危険渓流	●					●	●
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域		●	●			●	●
道路法	県道	●					●	●
	市道	●	●	●	●	●	●	●
鉱業法	鉱業権設定区域	●						●
鉱山保安法	鉱業権設定区域	●						
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律	鉱区禁止地域	●	●	●			●	●
その他の条例		・石見 銀山景 観保全 条例 ・大田 市自然 環境保 全条例	・石見 銀山景 観保全 条例	・石見 銀山景 観保全 条例				・石見 銀山景 観保全 条例
備考	1) 都市計画区域							

資料12 平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－

構成資産及び所在市町村		1	2	3	4	5	緩衝地帯 (平泉町管内)	緩衝地帯 (奥州市管内)	
		中尊寺	毛越寺	観自在王院跡	無量光院跡	金鶏山			
関係法令等		岩手県平泉町							
文化財保護法	重要文化財 (国宝：○) (国宝以外：●)	○ ●							
	特別史跡 (○) 史跡 (●)	○	○	○	○	●	●	●	
	特別名勝 (○) 名勝 (●)		○	●		●			
	その他								
都市計画法	住居専用地域、住居地域	●	●	●	●	●	●		
	商業地域						●		
	その他						● ¹⁾	● ²⁾	
森林法	保安林	●	●				●	●	
	地域森林計画対象民有林	●	●			●	●	●	
農業振興地域の整備に関する法律	農用地		●				●	●	
河川法	河川区域						●	●	
景観条例 (景観法)		●	●	●	●	●	●	●	
屋外広告物条例 (屋外広告物法)		●	●	●	●	●	●	●	
その他の条例									
備考		1) 準工業地域、都市計画区域 2) 都市計画区域							

資料13 富士山—信仰の対象と芸術の源泉

関係法令等		構成資産及び所在市町村			
		1 富士山域	1-1 山頂の信仰遺跡群	1-2 大宮・村山口登山道	1-3 須山口登山道
		山梨県、静岡県（注）	山梨県、静岡県（注）	静岡県富士宮市	静岡県御殿場市
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）	●			
	特別史跡（○） 史跡（●）	●	●	●	●
	特別名勝（○） 名勝（●）	● ○	○	○	○
	その他	● ¹⁾			
文化財保護条例（文化財保護法）					
自然公園法	特別保護地区	●	●	●	●
	第1種特別地域	●			●
	第2種特別地域	●			
	第3種特別地域	●			●
自然公園条例（自然公園法）					
都市計画法	市街化調整区域	●			
	住居専用地域、住居地域				
風致地区条例（都市計画法）					
海岸法	海岸保全区域				
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野	●		●	●
景観条例（景観法）		●	●	●	●
屋外広告物条例（屋外広告物法）		●	●	●	●
その他の条例		<ul style="list-style-type: none"> 山梨県景観条例 御殿場市土地利用事業指導要綱 裾野市土地利用事業に関する指導要領 小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県景観条例 小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 御殿場市土地利用事業指導要綱
備考		注) 山梨県富士吉田市、身延町、鳴沢村、富士河口湖町、静岡県富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、小山町) 1) 天然記念物	注) 山梨県と静岡県との県境にある。		

構成資産及び所在市町村		1-4	1-5	1-6	1-7	1-8
		須走口登山道	吉田口登山道	北口本宮富士浅間神社	西湖	精進湖
関係法令等		静岡県 小山町	山梨県 富士吉田市、 富士河口湖町	山梨県 富士吉田市	山梨県富士河口湖町	
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）			●		
	特別史跡（○） 史跡（●）	●	●	●		
	特別名勝（○） 名勝（●）	○	○	○	●	●
	その他					
文化財保護条例（文化財保護法）						
自然公園法	特別保護地区	●	●			
	第1種特別地域	●	●			●
	第2種特別地域		●	●	●	●
	第3種特別地域			●		
	普通地域			●		
自然公園条例（自然公園法）						
都市計画法	市街化調整区域					
	住居専用地域、住居地域					
風致地区条例（都市計画法）						
海岸法	海岸保全区域					
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野	●	●			
景観条例（景観法）			●		●	●
屋外広告物条例（屋外広告物法）		●	●	●	●	●
その他の条例		・小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱	・山梨県景観条例	・山梨県景観条例		
備考						

関係法令等		構成資産及び所在市町村		2	3	4	5
		1-9 本栖湖	富士山本宮浅間大社	山宮浅間神社	村山浅間神社	須山浅間神社	
		山梨県富士河口湖町、身延町	静岡県富士宮市			静岡県裾野市	
文化財保護法	重要文化財 (国宝：○) (国宝以外：●)		●				
	特別史跡 (○) 史跡 (●)		●	●	●	●	
	特別名勝 (○) 名勝 (●)	●					
	その他		● ¹⁾				
文化財保護条例 (文化財保護法)							●
自然公園法	特別保護地区						
	第1種特別地域	●					
	第2種特別地域	●					
	第3種特別地域 普通地域						
自然公園条例 (自然公園法)							
都市計画法	市街化調整区域			●	●	●	
	住居専用地域、住居地域		●				
風致地区条例 (都市計画法)			●				
海岸法	海岸保全区域						
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野						
景観条例 (景観法)		●	●	●	●	●	●
屋外広告物条例 (屋外広告物法)		●	●	●	●	●	●
その他の条例				・富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	・富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	・裾野市土地利用事業に関する指導要領	
備考			1) 特別天然記念物				

関係法令等		構成資産及び所在市町村		6	7	8	9	10
		(富士浅間神社) (須走浅間神社)	河口浅間神社	富士御室浅間神社	御師住宅 (旧外川家住宅)	御師住宅 (小佐野家住宅)	静岡県 小山町	山梨県富士河口湖町
文化財保護法	重要文化財 (国宝：○) (国宝以外：●)					●	●	●
	特別史跡 (○) 史跡 (●)	●	●	●				
	特別名勝 (○) 名勝 (●)							
	その他							
文化財保護条例 (文化財保護法)								
自然公園法	特別保護地区							
	第1種特別地域							
	第2種特別地域					●		
	第3種特別地域							
自然公園条例 (自然公園法)								
都市計画法	市街化調整区域							
	住居専用地域、住居地域							
風致地区条例 (都市計画法)								
海岸法	海岸保全区域							
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野							
景観条例 (景観法)				●	●	●		
屋外広告物条例 (屋外広告物法)		●	●	●	●	●	●	●
その他の条例		・小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱				・山梨県景観条例 ・富士吉田市富士山世界遺産条例	・山梨県景観条例 ・富士吉田市富士山世界遺産条例	
備考								

関係法令等		構成資産及び所在市町村		11	12	13	14	15
		山梨県 山中湖村	山梨県 富士河口湖町	山中湖	河口湖	忍野八海 (出口池)	忍野八海 (お釜池)	忍野八海 (底抜池)
文化財保護法	重要文化財 (国宝：○) (国宝以外：●)							
	特別史跡 (○) 史跡 (●)							
	特別名勝 (○) 名勝 (●)	●	●					
	その他			● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾		
文化財保護条例 (文化財保護法)								
自然公園法	特別保護地区							
	第1種特別地域							
	第2種特別地域	●	●					
	第3種特別地域							
自然公園条例 (自然公園法)								
都市計画法	市街化調整区域							
	住居専用地域、住居地域							
風致地区条例 (都市計画法)						●		
海岸法	海岸保全区域							
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野							
景観条例 (景観法)		●	●	●	●	●	●	●
屋外広告物条例 (屋外広告物法)		●	●	●	●	●	●	●
その他の条例								
備考						1) 天然記念物	1) 天然記念物	1) 天然記念物

関係法令等		16	17	18	19	20
		忍野八海（銚子池）	忍野八海（湧池）	忍野八海（濁池）	忍野八海（鏡池）	忍野八海（菖蒲池）
構成資産及び所在市町村		山梨県忍野村				
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）					
	特別史跡（○） 史跡（●）					
	特別名勝（○） 名勝（●）					
	その他	● ¹⁾				
文化財保護条例（文化財保護法）						
自然公園法	特別保護地区					
	第1種特別地域					
	第2種特別地域					
	第3種特別地域 普通地域					
自然公園条例（自然公園法）						
都市計画法	市街化調整区域					
	住居専用地域、住居地域					
風致地区条例（都市計画法）						
海岸法	海岸保全区域					
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野					
景観条例（景観法）		●	●	●	●	●
屋外広告物条例（屋外広告物法）		●	●	●	●	●
その他の条例						
備考		1) 天然記念物				

関係法令等		構成資産及び所在市町村		21	22	23	24	25	
		船津胎内樹型	吉田胎内樹型	人穴富士講遺跡	白糸ノ滝	三保松原	緩衝地帯		
		山梨県 富士河口湖町	山梨県 富士吉田市	静岡県富士宮市		静岡県静岡市			
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）								
	特別史跡（○） 史跡（●）			●					
	特別名勝（○） 名勝（●）				●	●	●	●	●
	その他	● ¹⁾	● ¹⁾		● ¹⁾				
文化財保護条例（文化財保護法）									
自然公園法	特別保護地区								
	第1種特別地域								
	第2種特別地域		●		●				
	第3種特別地域								
自然公園条例（自然公園法）		●	●	●				●	●
都市計画法	市街化調整区域			●	●	●	●	●	●
	住居専用地域、住居地域							●	●
風致地区条例（都市計画法）								●	●
海岸法	海岸保全区域							●	●
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野								
景観条例（景観法）		●		●	●	●	●	●	●
屋外広告物条例（屋外広告物法）		●	●	●	●	●	●	●	●
その他の条例			・山梨県景観条例	・富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	・富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	・静岡市世界遺産三保松原保全活用条例			
備考		1) 天然記念物	1) 天然記念物		1) 天然記念物				

構成資産及び所在市町村 関係法令等		市町別緩衝地帯				
		山梨県富士吉田市管内	山梨県鳴沢村管内	山梨県富士河口湖町管内	山梨県山中湖村管内	山梨県忍野村管内
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）					
	特別史跡（○） 史跡（●）			●		
	特別名勝（○） 名勝（●）	○	○	○	○	○
	その他	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	● ¹⁾	
文化財保護条例（文化財保護法）						
自然公園法	特別保護地区				●	
	第1種特別地域			●	●	
	第2種特別地域	●	●	●	●	
	第3種特別地域	●	●	●	●	
	普通地域	●	●	●	●	
自然公園条例（自然公園法）						
都市計画法	市街化調整区域					
	住居専用地域、住居地域			●		
風致地区条例（都市計画法）				●		●
海岸法	海岸保全区域					
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野					
景観条例（景観法）			●	●	●	●
屋外広告物条例（屋外広告物法）		●	●	●	●	●
その他の条例		・富士吉田市富士山世界遺産条例				
備考		1) 天然記念物	1) 天然記念物、特別天然記念物	1) 天然記念物	1) 天然記念物	

構成資産及び所在市町村 関係法令等		市町別緩衝地帯				
		静岡県富士宮市管内	静岡県富士市管内	静岡県裾野市管内	静岡県御殿場市管内	静岡県小山町管内
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）	●				
	特別史跡（○） 史跡（●）	●	●	●	●	●
	特別名勝（○） 名勝（●）	●	○		○	○
	その他	● ¹⁾				
文化財保護条例（文化財保護法）			●	●		
自然公園法	特別保護地区	●			●	●
	第1種特別地域	●			●	●
	第2種特別地域	●				
	第3種特別地域	●	●		●	
	普通地域	●	●		●	
自然公園条例（自然公園法）						
都市計画法	市街化調整区域	●	●	●		
	住居専用地域、住居地域	●				
風致地区条例（都市計画法）		●				
海岸法	海岸保全区域					
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野	●	●		●	
景観条例（景観法）		●	●	●	●	
屋外広告物条例（屋外広告物法）		●	●	●	●	●
その他の条例				・裾野市土地利用事業に関する指導要領	・御殿場市土地利用事業指導要領	・小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱
備考		1) 天然記念物、特別天然記念物				

構成資産及び所在市町村		市町別緩衝地帯	
		静岡県静岡市管内	山梨県西桂町管内 (構成資産なし)
関係法令等			
文化財保護法	重要文化財 (国宝：○) (国宝以外：●)		
	特別史跡 (○) 史跡 (●)		
	特別名勝 (○) 名勝 (●)	●	
	その他		
文化財保護条例 (文化財保護法)			
自然公園法	特別保護地区		
	第1種特別地域		●
	第2種特別地域		●
	第3種特別地域		●
自然公園条例 (自然公園法)		●	
都市計画法	市街化調整区域	●	
	住居専用地域、住居地域	●	
風致地区条例 (都市計画法)			
海岸法	海岸保全区域	●	
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野		
景観条例 (景観法)		●	
屋外広告物条例 (屋外広告物法)		●	
その他の条例			
備考			

資料14 富岡製糸場と絹産業遺産群

構成資産及び所在市町村 関係法令等		1		2		3		4	
		富岡製糸場	緩衝地帯	田島弥平旧宅	緩衝地帯	高山社跡	緩衝地帯	荒船風穴	緩衝地帯
		群馬県富岡市		伊勢崎市		藤岡市		下仁田町	
文化財保護法	重要文化財（国宝：○） （国宝以外：●）	○	●						
	特別史跡（○） 史跡（●）	●		●		●		●	
	特別名勝（○） 名勝（●）								
	その他								
都市計画法	市街化調整区域			●	●				
	その他	● ¹⁾	● ¹⁾						
森林法	保安林								●
農業振興地域の整備に関する法律	農用地				●				●
屋外広告物条例（屋外広告物法）		●	●	●	●	●	●	●	●
景観条例（景観法）		●	●	●	●	●	●	●	●
その他の条例		・富岡市土地開発事業指導要綱				・藤岡市国指定史跡高山社跡の設置及び管理に関する条例		・荒船風穴蚕種貯蔵所跡の設置及び管理に関する条例	
備考		1) 用途地域							